日南町地域防災計画

（資料編）

令和８年度改訂

日南町防災会議

目　次

○　日南町全図
第１章　総則
第１節　日南町の自然条件と災害　・・・

第３章　災害応急対策計画　・・・

２．医療及び助産計画　・・・

第１章　総　則

第３節　日南町の自然条件と災害

１　自然条件

裏日本型気候区の中国山地方気候で、平均気温は標高４９０m の地区で約１１度、降水量は年約２，０００mm で、冷涼多雨な気候である。降雪期間は１２月から３月で、多い地区で１．０m～１．５mの積雪がある。

南部に中国山地の背梁線である１，０００m級の山がそびえ、北部はなだらかな準平野大地が広がる。県３大河川のひとつ日野川が南西部に源流を発し、町の中央部を北東に流れ、谷間から大小の河川が合流する。これらの河川の流域を中心に田園が広がり、標高２８０mから６００mの間に大部分の集落と耕地が集まっている。

地質は花崗岩が広く分布し、表層は著しい風化作用を受け真砂土で覆われている。古くから山砂鉄を得るために鉄穴流しが行われてきたため鉄穴残丘の地形が見られる。

林相はコナラ、クリ林とスギ、ヒノキ等の常緑針葉樹林が大勢を占める。

２　災害

○　災害の記録

年　月　日	種　類	災　害　の　状　況
明治 19 年 9 月 24～25 日	台　風	日野川沿岸で被害甚大
明治 26 年 10 月 12～14 日	台　風	山陰大洪水。稀に見る猛台風で、風雨ともに激しく、県下全般に被害がおよび、各地で大洪水が発生したものと推定される。
大正元年 9 月 22 日	台風による水害	県下全般にわたって死傷者、流出家屋、道路堤防の損壊、橋梁流失等多くの被害が出る。本町流域においても相当の被害が発生したものと思われる。 多里の雨量　22 日 220.5mm の記録がある。
大正 7 年 7 月 10～12 日	台風による水害	県下各河川とも大洪水となり氾濫した記録がある。 多里の雨量は 10 日～13 日の総雨量 210.8ｍｍの記録がある。
大正 7 年 9 月 13～15 日	台風による水害	法勝寺川が氾濫し、兼久堤防決壊により、米子市の全域が心酔した。当地方においても道路損壊、橋の流失、田畑の流失等かなりの被害があったものと思われる。
大正 12 年 9 月 15～16 日	台風による水害	県東部が中心となる災害であったが、稀に見る豪雨であり、当地方も道路、農地等に被害が続出した。
昭和 5 年 6 月 25～29 日	梅雨前線による水　害	日野川が氾濫し、地域に被害続出する。 日野上の雨量 191.6ｍｍ
昭和 8 年 10 月 20～21 日	台　　風	道路、橋梁の損壊流失
昭和 9 年 9 月 19～21 日	室戸台風による風　水　害	県下全体に被害甚大 当地方も稀に見る大風水害であった。

		多里の雨量 213.0mm、１日雨量 133.7mm
昭和 16 年 9 月 30 日 ～10 月 2 日	台風による水害	日野上の総雨量 271.7mm　　水害
昭和 18 年 9 月 20 日	台　風	日野上の総雨量 19 日　213 ミリ、20 日　115mm、3 日間の総雨量　392mmの記録あり、相当の出水が推測される。
昭和 20 年 9 月 17～18 日	枕崎台風	雨量 160mm、風速 10 時間の平均 25.5m、瞬間最大風速 37.8m/s、田畑の浸水流失、道路損壊、がけ崩れ等あり。
昭和 20 年 10 月 10～11 日	阿久根台風	雨量　8～12 日　195.5mm
昭和 25 年 9 月 3 日	ジェーン台風	雨量　1～3 日　155.3mm
昭和 25 年 9 月 13～14 日	キジア台風	農作物の被害
昭和 26 年 10 月 14～15 日	ルース台風	15 日 2～３時頃当地方を通過、雨量 13～15 日 242.7mm、道路損壊、がけ崩れ、田畑の流失被害あり。
昭和 28 年 9 月 22～25 日	台風の余波による水害	水稲の冠水による減収がひどく、その他の水害続出する。 雨量 22～25 日　141.2mm
昭和 29 年 9 月 7～8 日 昭和 29 年 9 月 13 日	台風１３号 台風１２号	風雨ともに激しく、各地に被害あり。
昭和２９年９月 25～２６日	台風１５号	26 日午前 8 時すぎ、当町地方を通過、日本海を北東に抜ける。（函館沖で洞爺丸転覆） 水稲等の風害が著しく、田畑の流失等被害多出。 雨量 97.5mm
昭和 31 年 8 月 17 日	台風９号	山陰沖通過　　風雨激しく被害あり。
昭和 34 年 9 月 26 日	伊勢湾台風	暴風雨による道路損壊、がけ崩れ、田畑の流失等の被害多し。
昭和 36 年 7 月 4 日	梅雨前線による集　中　豪　雨	集中豪雨による道路損壊、橋梁流失、農地農業用施設の被害あり。 雨量　阿毘緑　113mm　　日野上　87mm
昭和 37 年 7 月 5 日	梅雨前線による集　中　豪　雨	集中豪雨による道路損壊、橋梁流失、農地農業用施設の被害あり。
昭和 38 年 6 月 13 日	梅雨前線 台風 3 号による大　雨	被害記録あり 90mm
昭和 38 年 1～2 月	雪　害 雪　崩	阿毘緑積雪量　2/9　220ｃｍ　　日野上　98ｃｍ 1/23　185ｃｍ　　90ｃｍ 1/13　135ｃｍ　　72ｃｍ 最高　220ｃｍ　　98ｃｍ 家屋の倒壊 孤立集落が続出し、災害救助法を適用し救援活動が行わ

		れた。 自衛隊美保航空輸送団による航空機からの物資投下および陸上自衛隊の除雪等が行われた。
昭和 38 年６月 3～５日	梅　雨　前　線	集中豪雨により道路、橋等の損壊、田畑の流失等被害多し。　　日野上　134mm
昭和 38 年 6 月 13～14 日	台風３号	日野上　90mm
昭和 40 年 6 月 19～21 日	梅雨前線による台　風　９　号	道路、橋梁損壊 44 ヶ所、農地、農業用施設 232 ヶ所、田畑の冠水 125ｈａ、生山家畜市場流失 19～21 日　日野上の雨量 178mm
昭和 40 年 7 月 22 日	梅　雨　前　線	日野上　189mm 石霞渓で土砂崩れ
昭和 43 年 2 月	豪　雪	阿毘緑 250ｃｍ
昭和 45 年 8 月 21 日	台風１０号	風雨強く、家屋の損壊あり。損傷家屋３７戸（届出によるもの）立木の倒伏 1,200 ㎡ 道路橋梁 37 ヶ所　学校等公共建物の損傷 15 ヶ所等
昭和 47 年 7 月 10～13 日	梅　雨　前　線	集中豪雨により道路、橋等の損壊、被害多し。 国道 183 号線宮内地内土砂崩れ、三栄地内道路損壊、坂本堤防決壊、新中学校への水の流入。伯備線不通。 多里の総雨量 397.5mm１日雨量 181.0mm
昭和 51 年 9 月 8～19 日	台風１７号	茶屋　　262mm
昭和 53 年 6 月 12 日	降　雹	石見、福栄、山上、多里で農作物被害
昭和 54 年 10 月 18～19 日	台風２０号	茶屋　　214mm
昭和 55 年 7 月上旬 ～8 月下旬	長　雨 異　常　低　温 寡　照	長雨、低温、日照不足で農作物に被害。 イモチ病多発（激甚災指定）
昭和 57 年 6 月 4 日～7 月 13 日	干　害	梅雨前線の活動が弱く少雨のため農林水産物に被害が出た。（天災融資法適用）
昭和 58 年 12 月～3 月	雪　害	住宅一部破損 農業用施設倒壊発生
昭和 59 年 2 月 6 日から 1 週間	豪　雪	降雪　阿毘緑　192ｃｍ 生山　　163ｃｍ
昭和 60 年 6 月 21 日 ～7 月 14 日	梅　雨　前　線	橋梁損壊
昭和 62 年 10 月 16 日 ～10 月 17 日	台風 19 号	茶屋 177mm 住宅一部破損
平成 3 年 9 月 27 日	台風 19 号	神戸上で半数の住宅被害 日南町内で 1 割の住宅に被害

		農業用施設、農作物に被害
平成 12 年 10 月 6 日	鳥取県西部地震	鳥取県西部を震源にマグニチュード 7.3 日南町で震度 6 弱 家屋の倒壊、斜面崩落、落石、道路・鉄道に被害
平成 17 年 12 月 4 日～平成 18 年 1 月中旬	豪　雪	家屋の損壊、交通・電力障害
平成 18 年 7 月 15 日～19 日	豪　雨	河上でがけ崩れのため国道通行止め 雨量　茶屋　　429mm 上萩山　446mm 阿毘緑　411mm
平成 20 年 8 月 29 日	降　雹	阿毘緑、山上でピンポン玉大の雹 農作物、家屋、ビニールハウスに被害
平成 22 年 7 月 16 日～20 日	豪　雨	福栄、石見地区を中心に農地、道路、河川、住宅に被害 床上浸水 1、床下浸水 14、非住家 6
平成 30 年 7 月 5 日	豪　雨	大雨特別警報発令 土砂災害警戒情報発令 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告発令 農業施設、道路、河川、林道に被害 雨量　鍵掛峠　410mm 多里　　346mm 茶屋　　305.5mm
平成 30 年 9 月 29 日	台風 24 号	日野川氾濫危険水位超過 避難指示（緊急）発令 雨量　阿毘緑　269mm 丸山　　275mm（丸山で 6 時間に 117㎜） 茶屋　　272.5mm
令和 8 年 1 月 6 日	地震	島根県東部を震源にマグニチュード 6.2 日南町で震度 5 弱 阿毘縁、大宮地区を中心に町内全域で家屋、墓地等に被害

○　比較的震度の大きい地震として記録に残るものは、次のようなものがある。

大正 14 年 7 月 4 日	地　震	日野川流域に大地震の記録がある
昭和 27 年 11 月 28 日	地　震	日野川流域
昭和 30 年 6 月 23 日	地　震	日野町根雨を中心とする日野郡一帯の大地震
平成 12 年 10 月 6 日	地　震	鳥取県西部地震　日南町で震度 6 弱
平成 28 年 10 月 21 日	地　震	鳥取県中部地震　日南町で震度 4
令和 8 年 1 月 6 日	地　震	島根県東部を震源とする地震　日南町で震度 5 弱

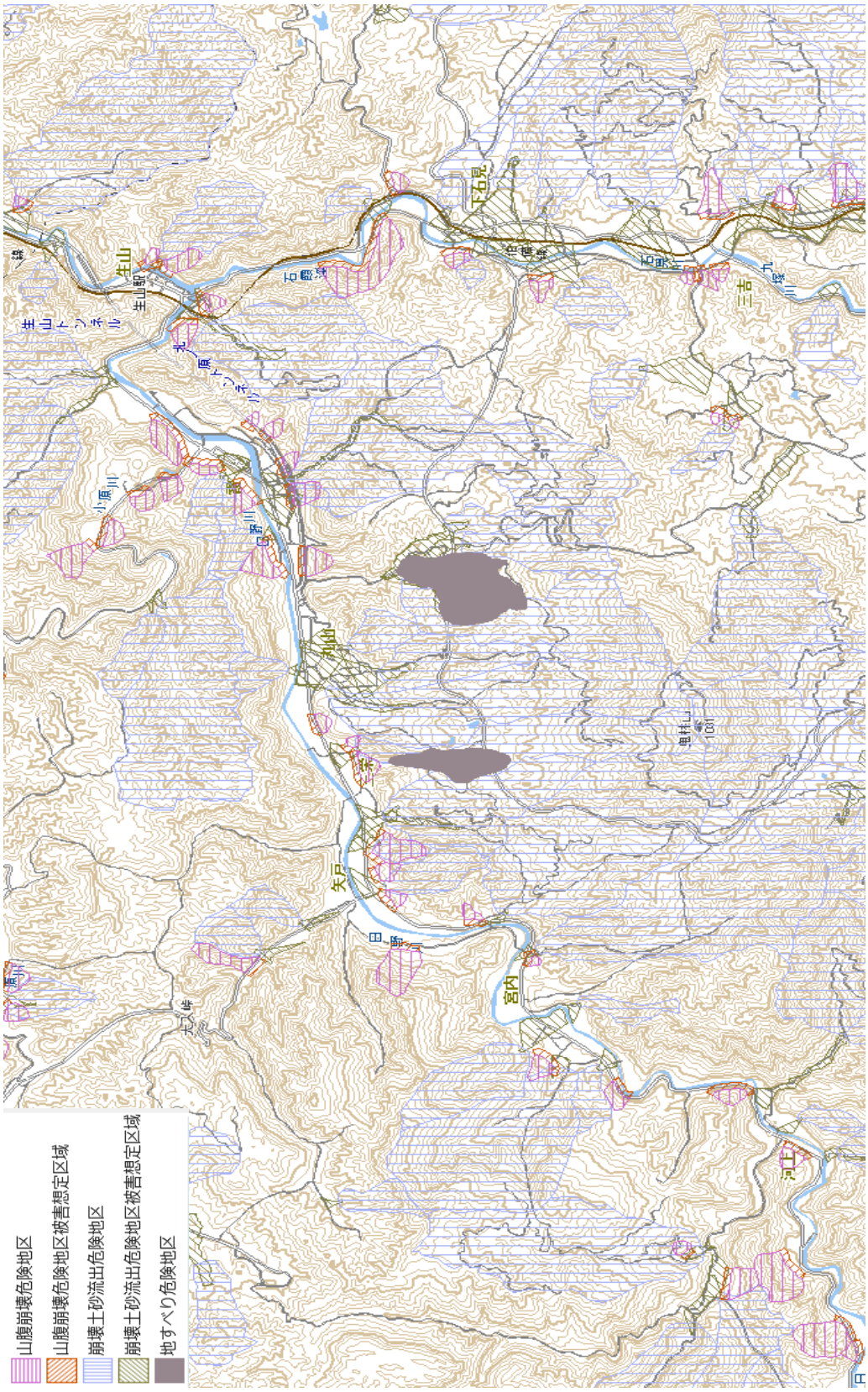
○　当町内で発生した大火災は、次のようなものがある。

年　月　日	被　災　地	摘　　要
昭和 4 年 8 月 30 日	矢戸地区	26 戸全半焼
昭和 21 年	中石見地区	石見西小学校全焼
昭和 22 年	多里地区	多里国民学校校舎半焼
昭和 26 年 6 月 28 日	下阿毘緑地区	解脱寺 245 坪全焼
昭和 28 年 2 月 3 日	印賀地区	大宮小学校、大宮中学校校舎全焼
昭和 28 年 12 月 17 日	生山地区	生山大火　103 戸全半焼
昭和 35 年 3 月 20 日	下石見	全焼 4 戸　半焼 1 戸

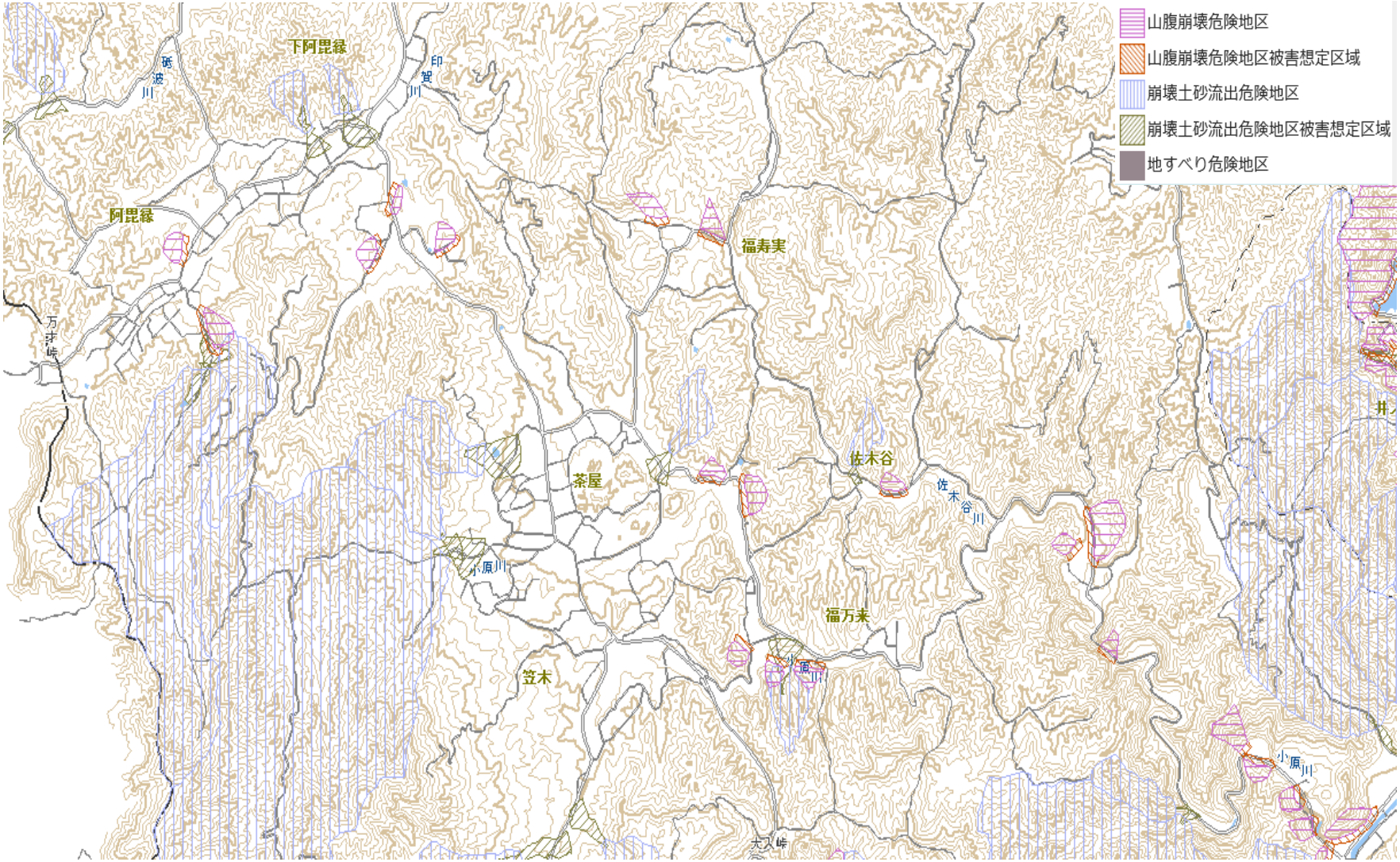
災害予防計画

１．山地災害危険地区

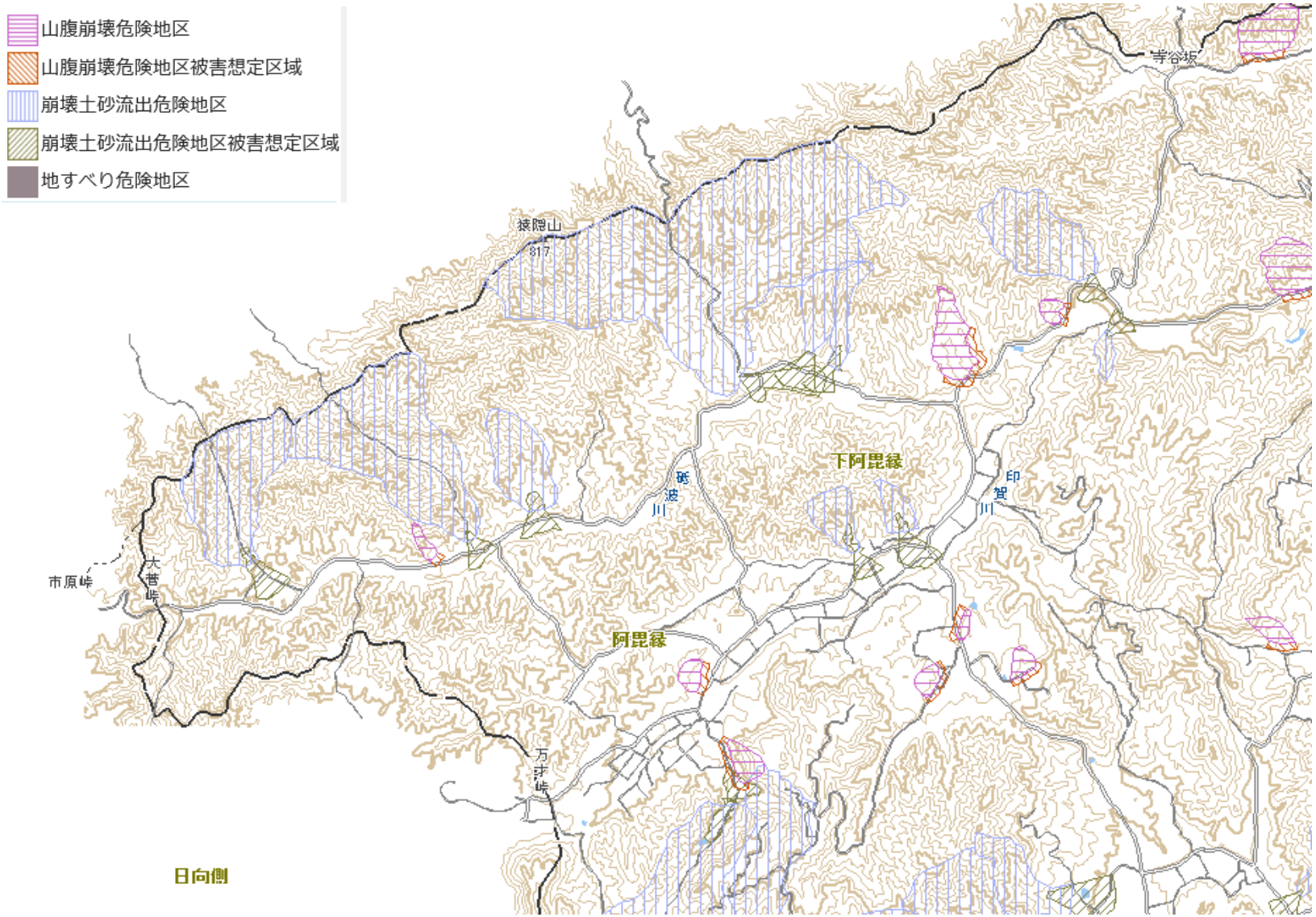
日野上地区　山地災害危険地区



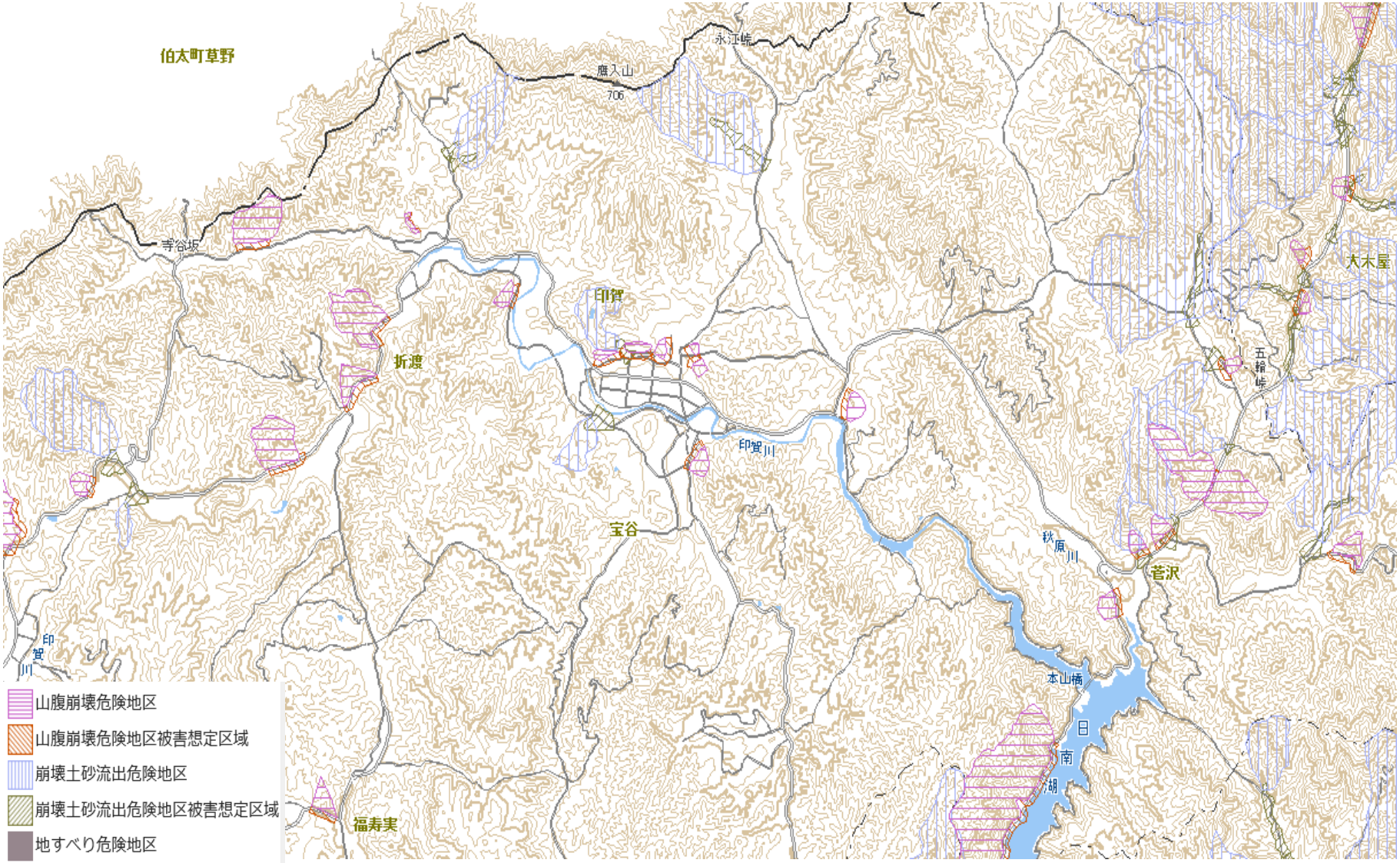
山上地区　山地災害危険地区



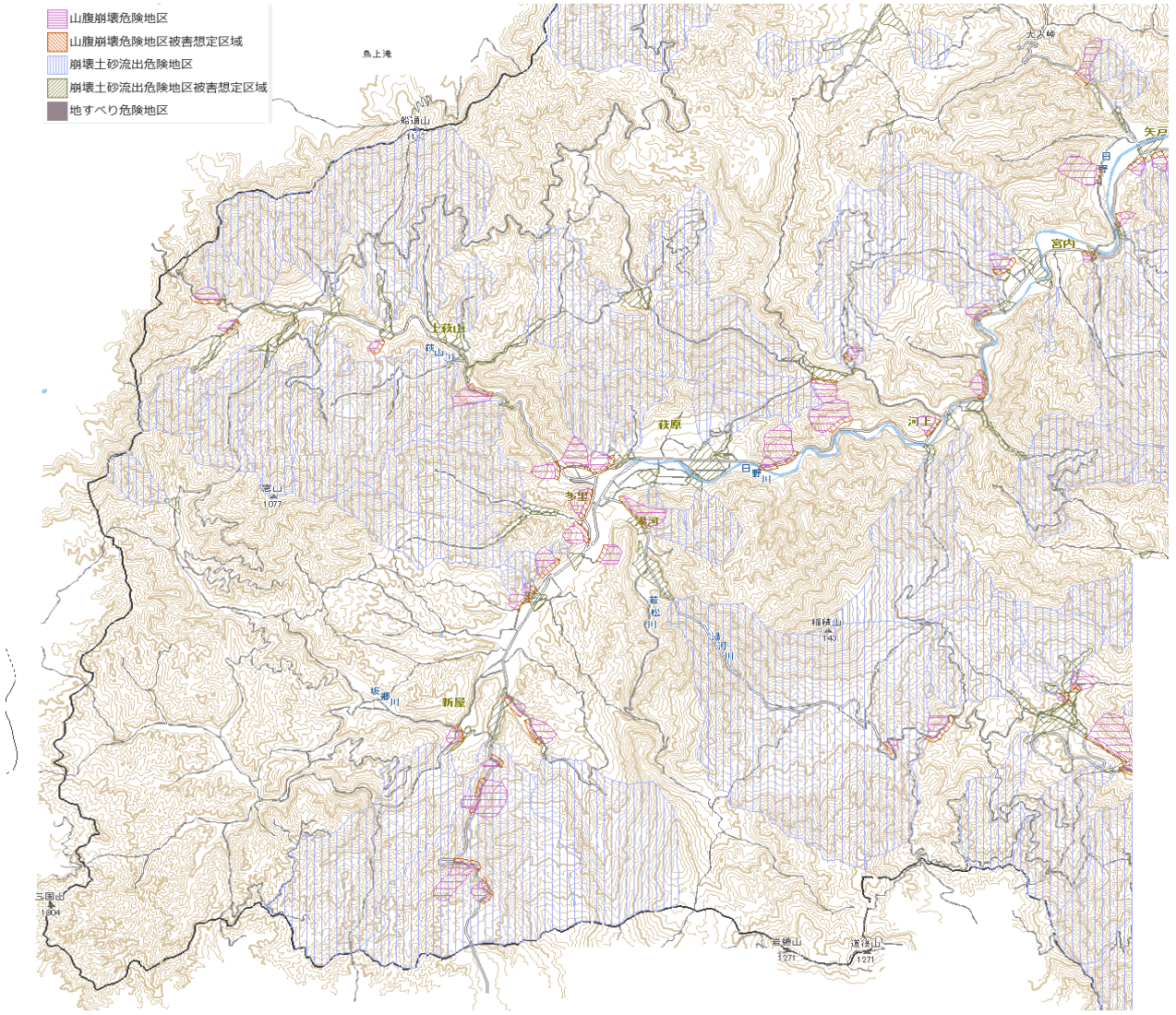
阿毘縁地区　山地災害危険地区



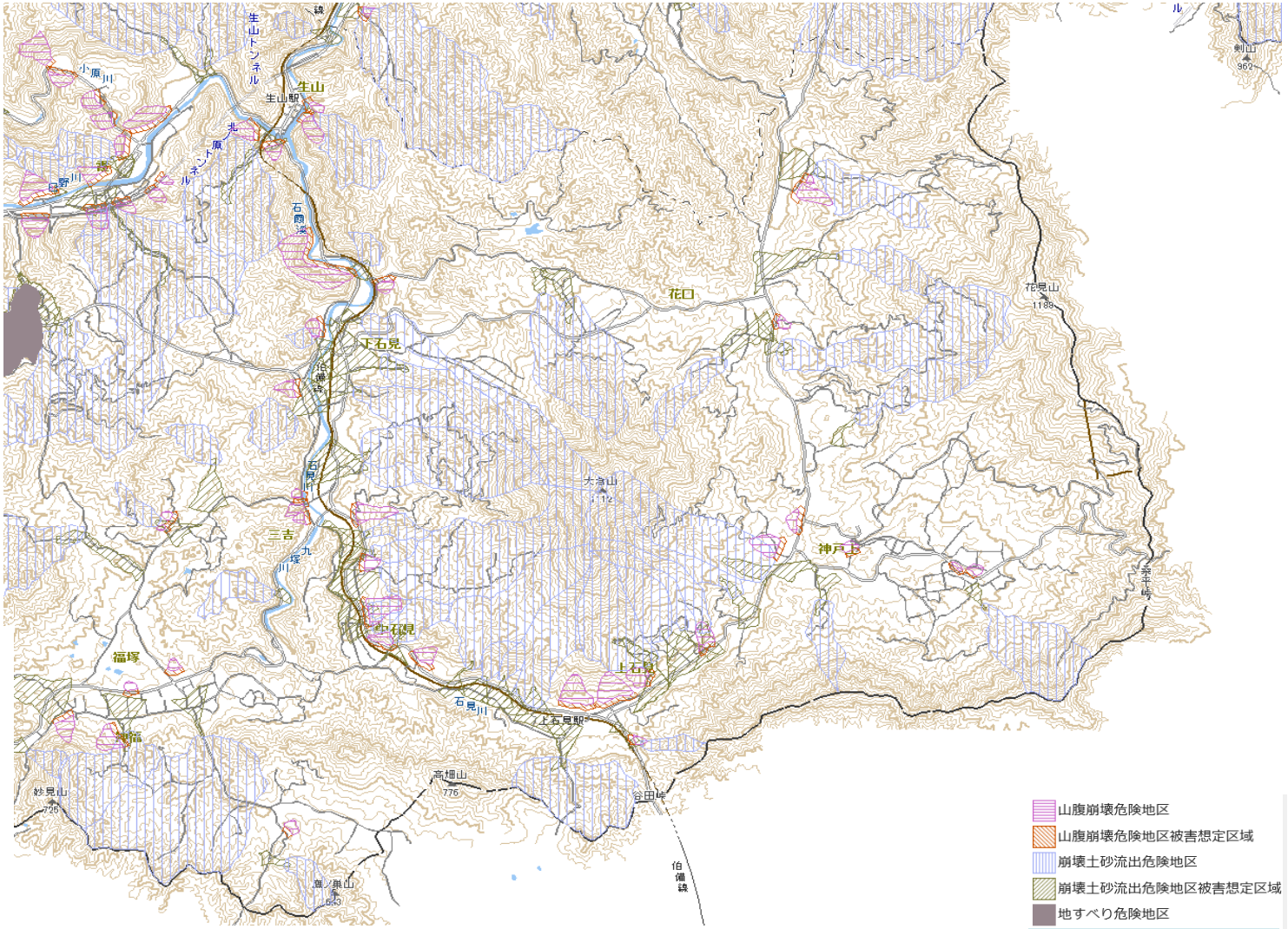
大宮地区　山地災害危険地区



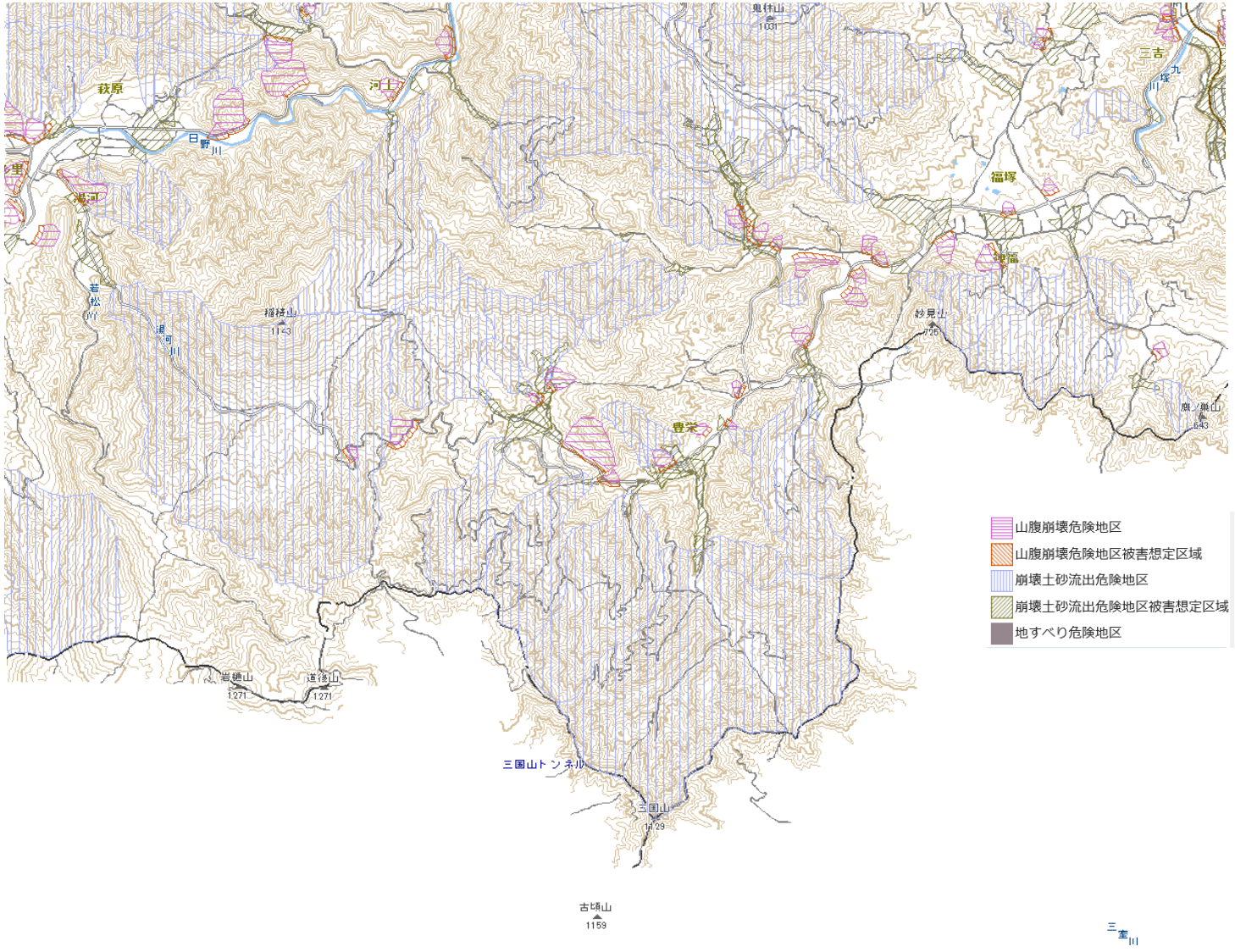
多里地区　山地災害危険地区



石見地区　山地災害危険地区

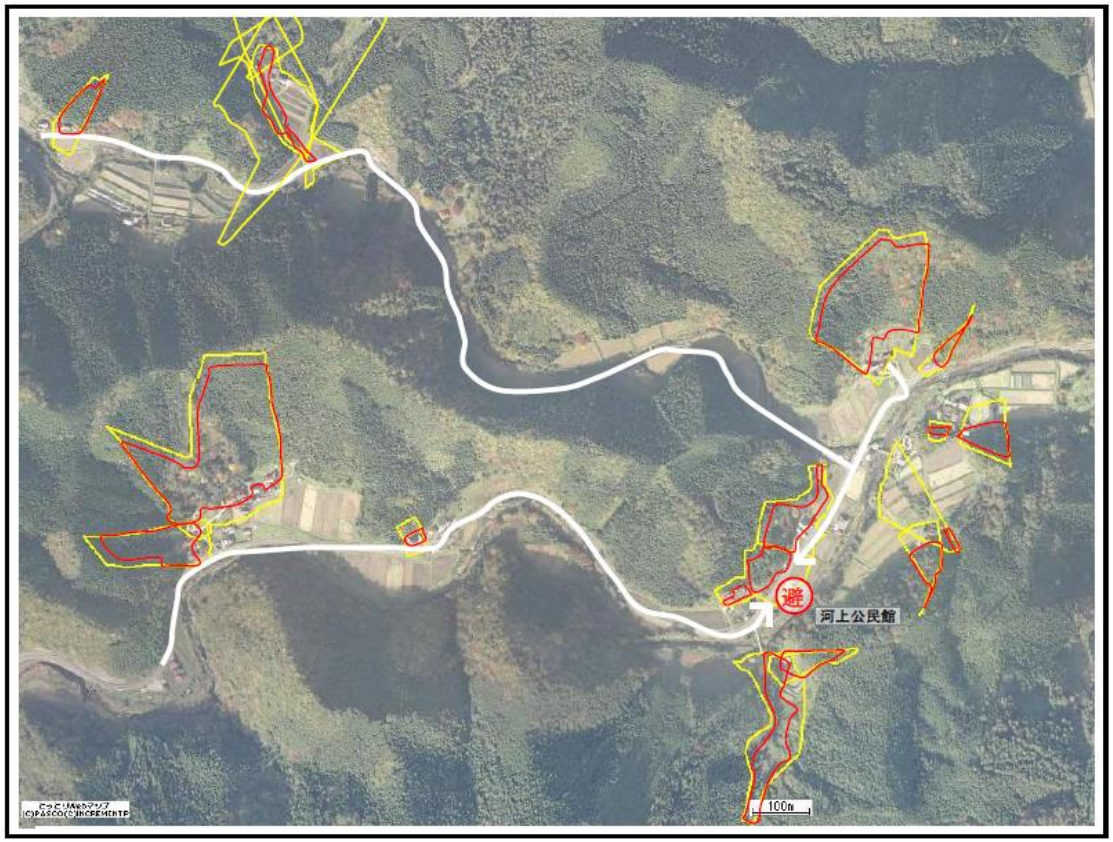


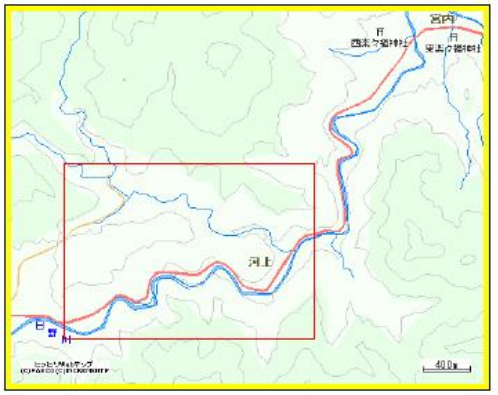
福栄地区　山地災害危険地区



日南町河上地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



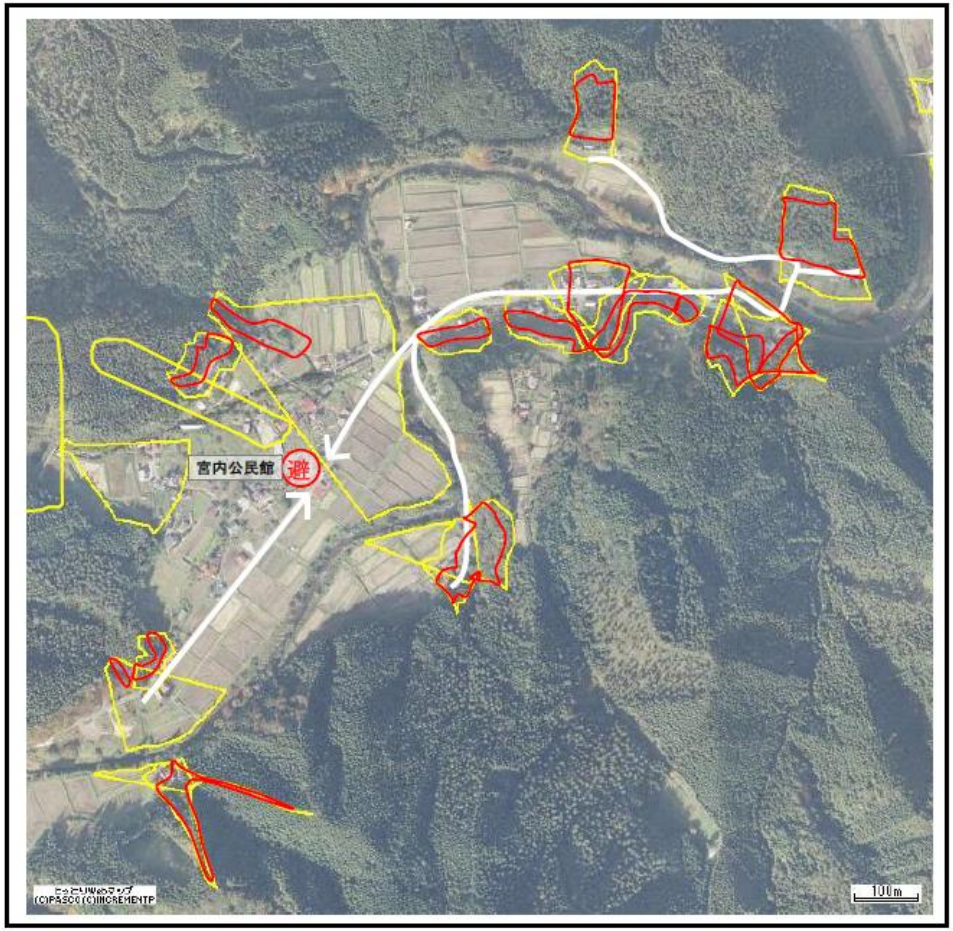


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町宮内地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



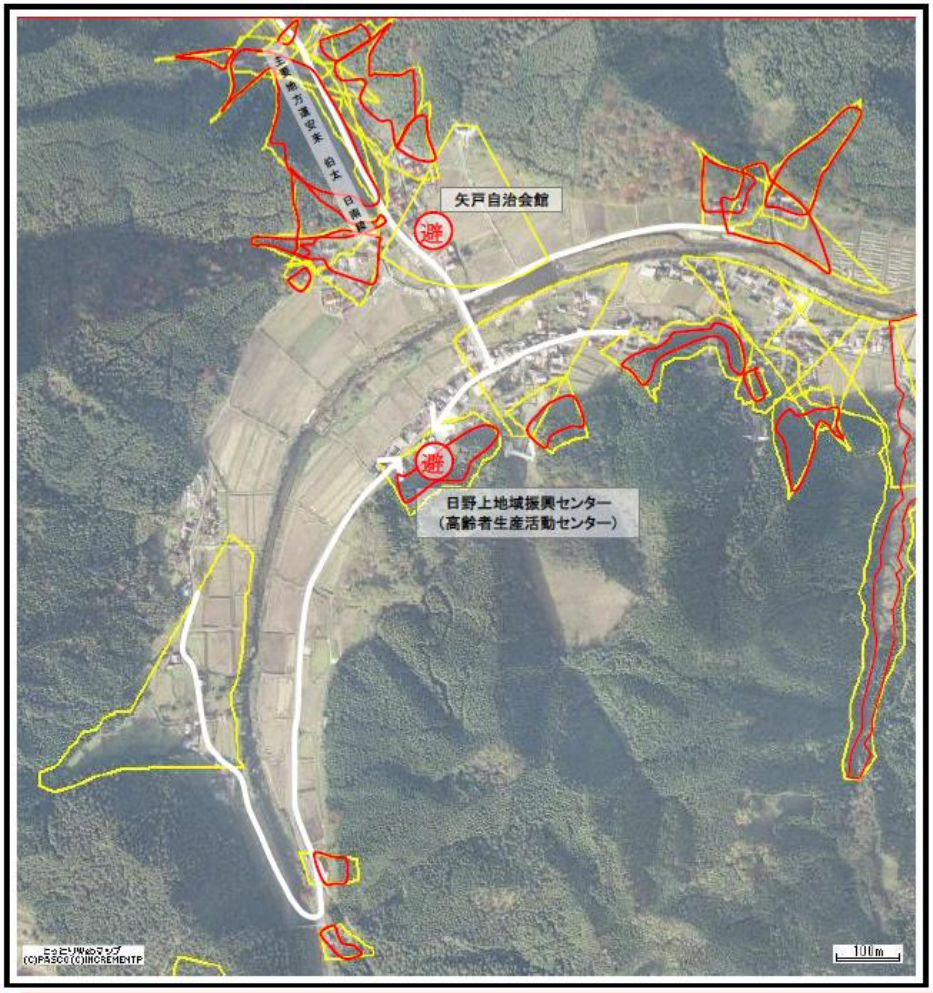


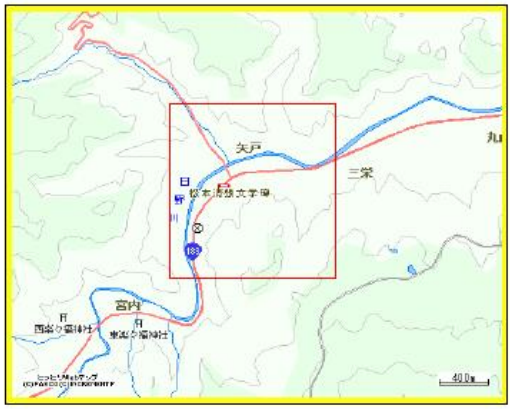
項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町矢戸地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



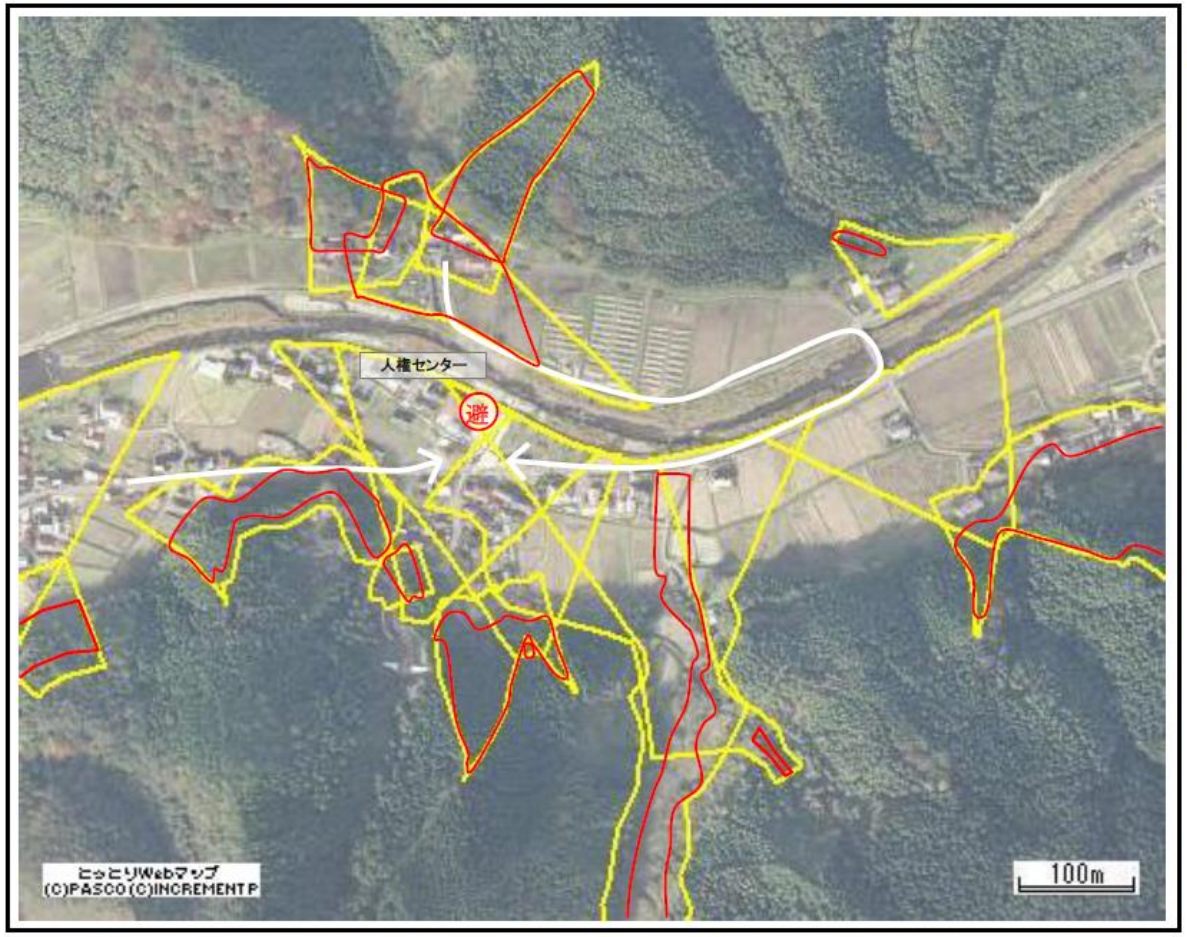


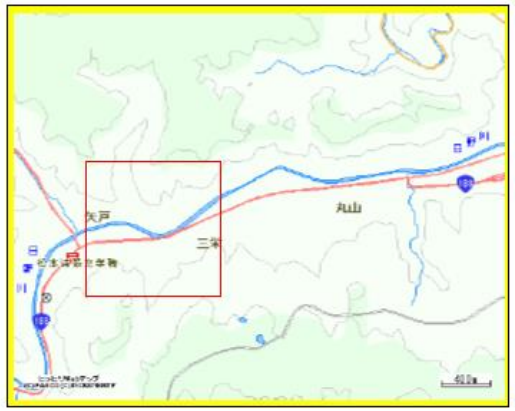
項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町上三栄地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



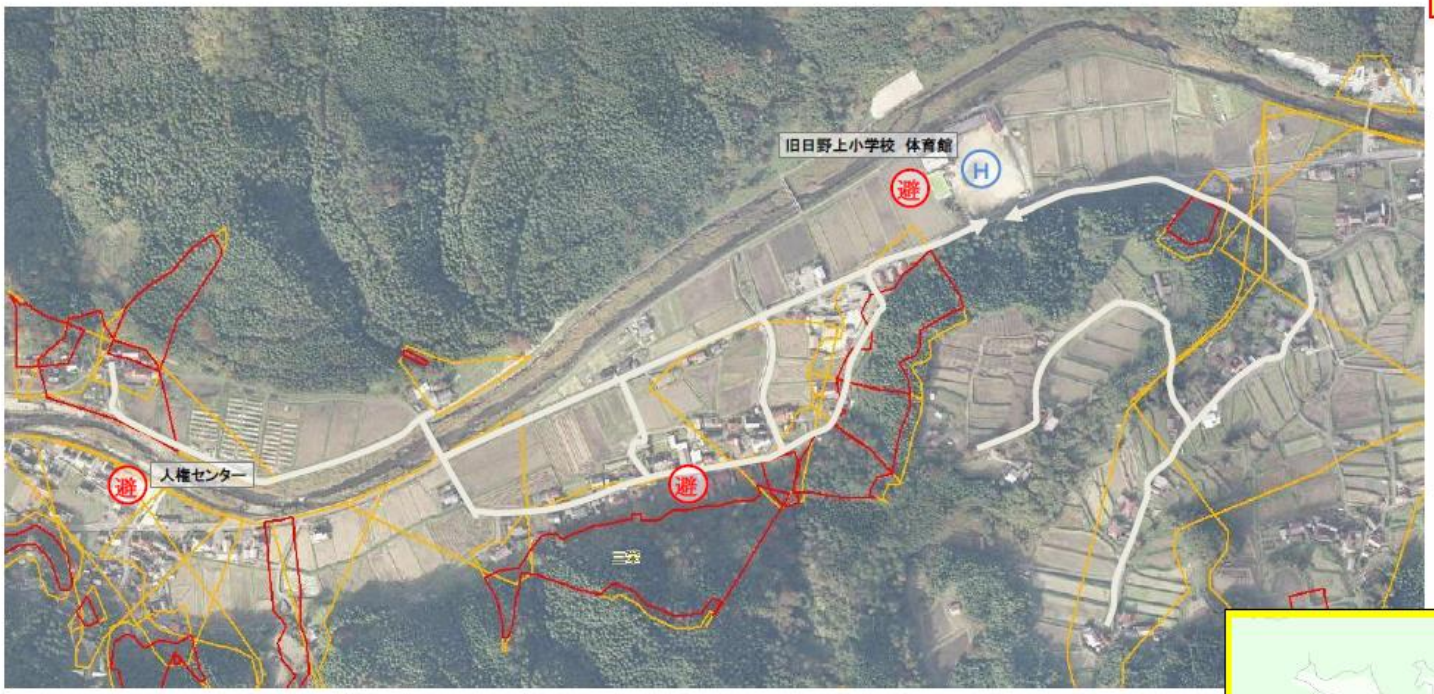


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町三栄地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

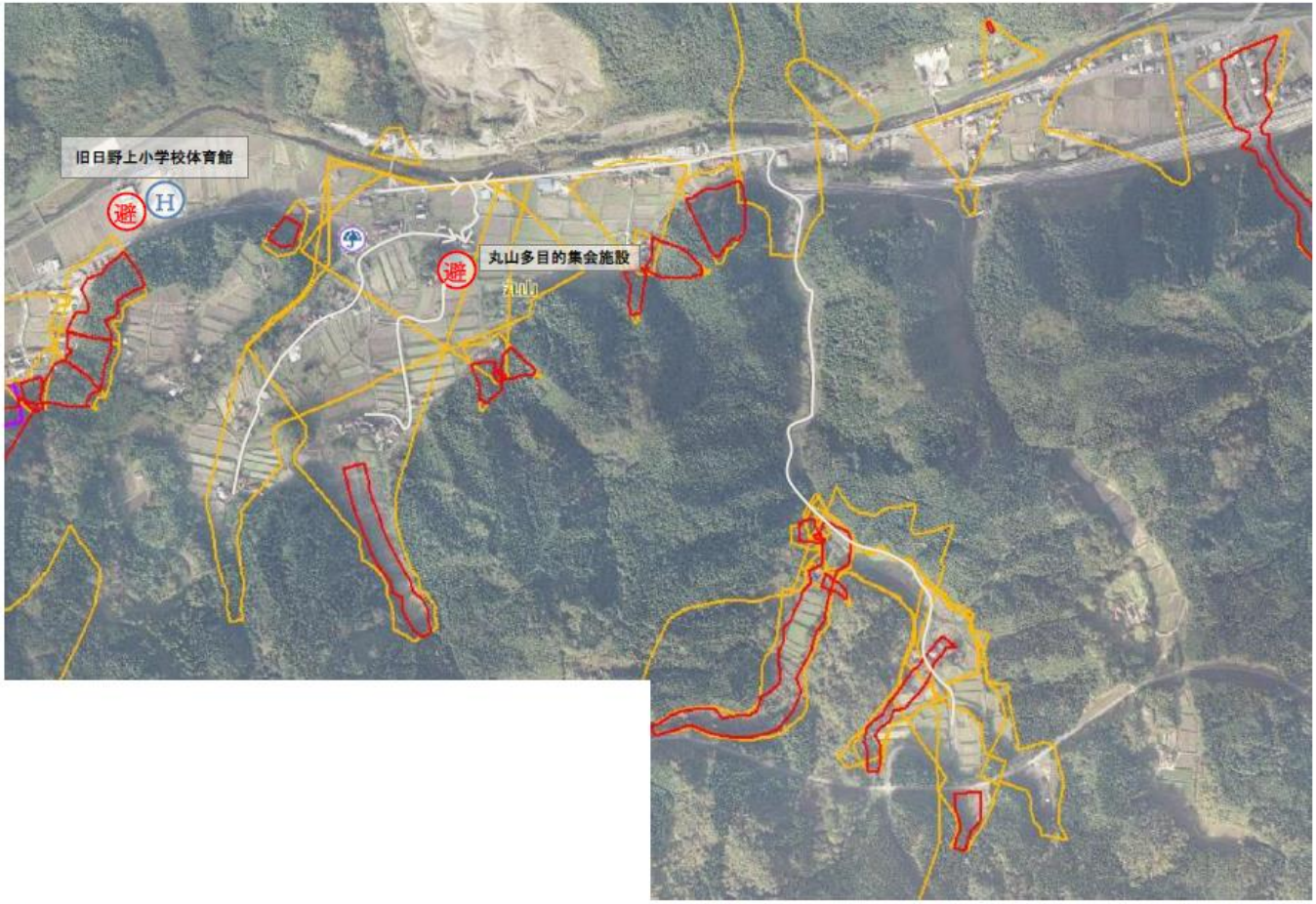
●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

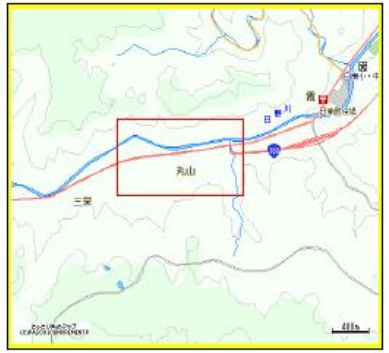


クリックまたはマウ

日南町丸山地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



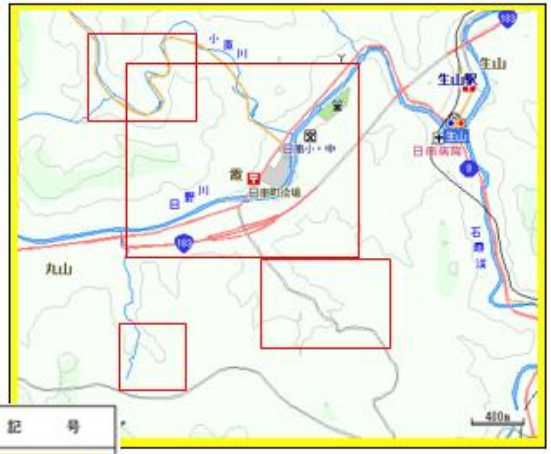


項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町霞地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478





項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。

●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。

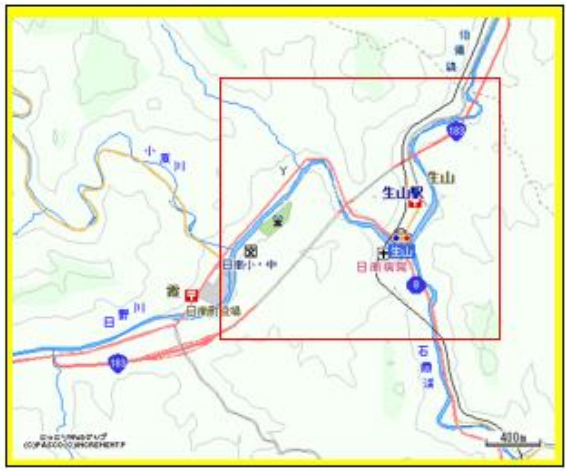
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。

・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町生山地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



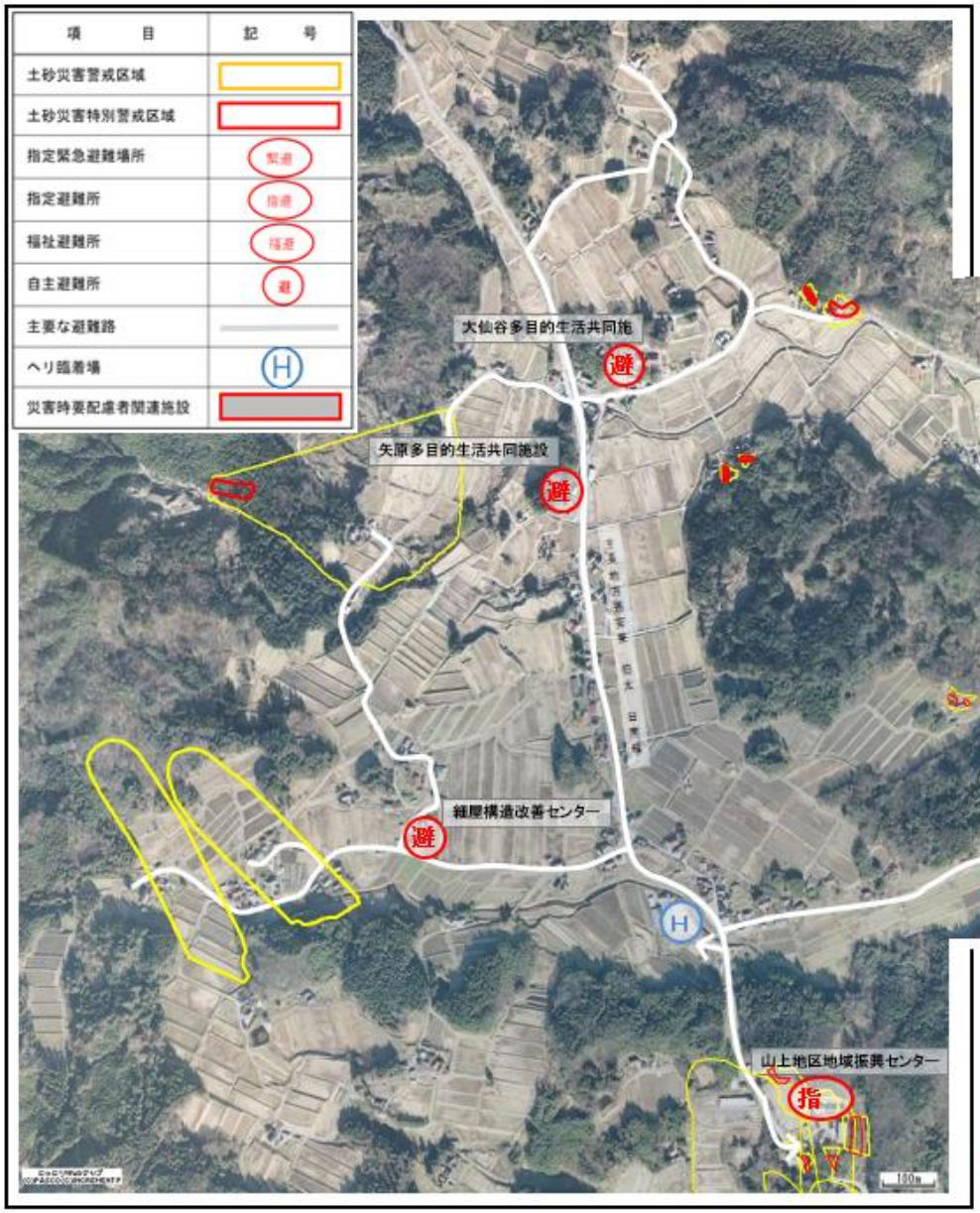


項目	記号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域 指定予定地	
避難場所	避
主要な避難路	
災害時要援護者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町茶屋地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

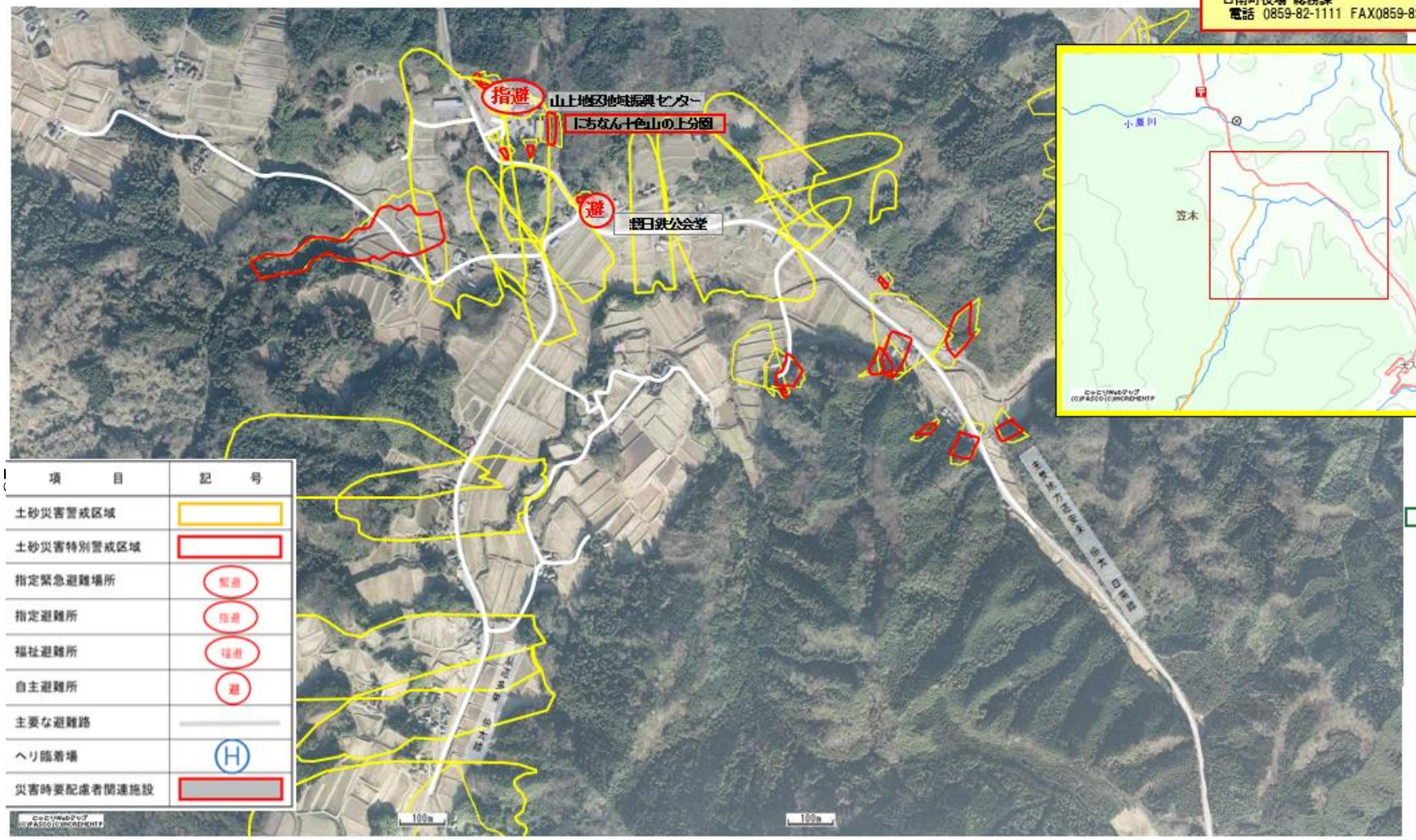




●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町笠木地区①　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

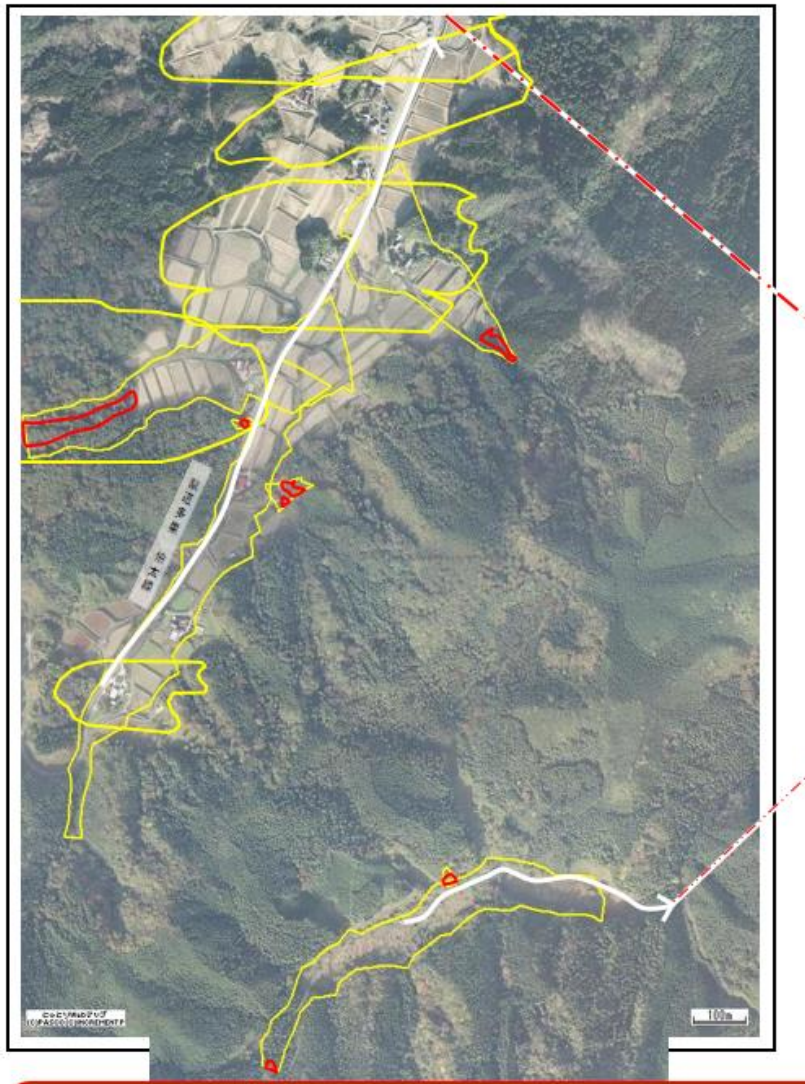


項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町笠木地区②　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478





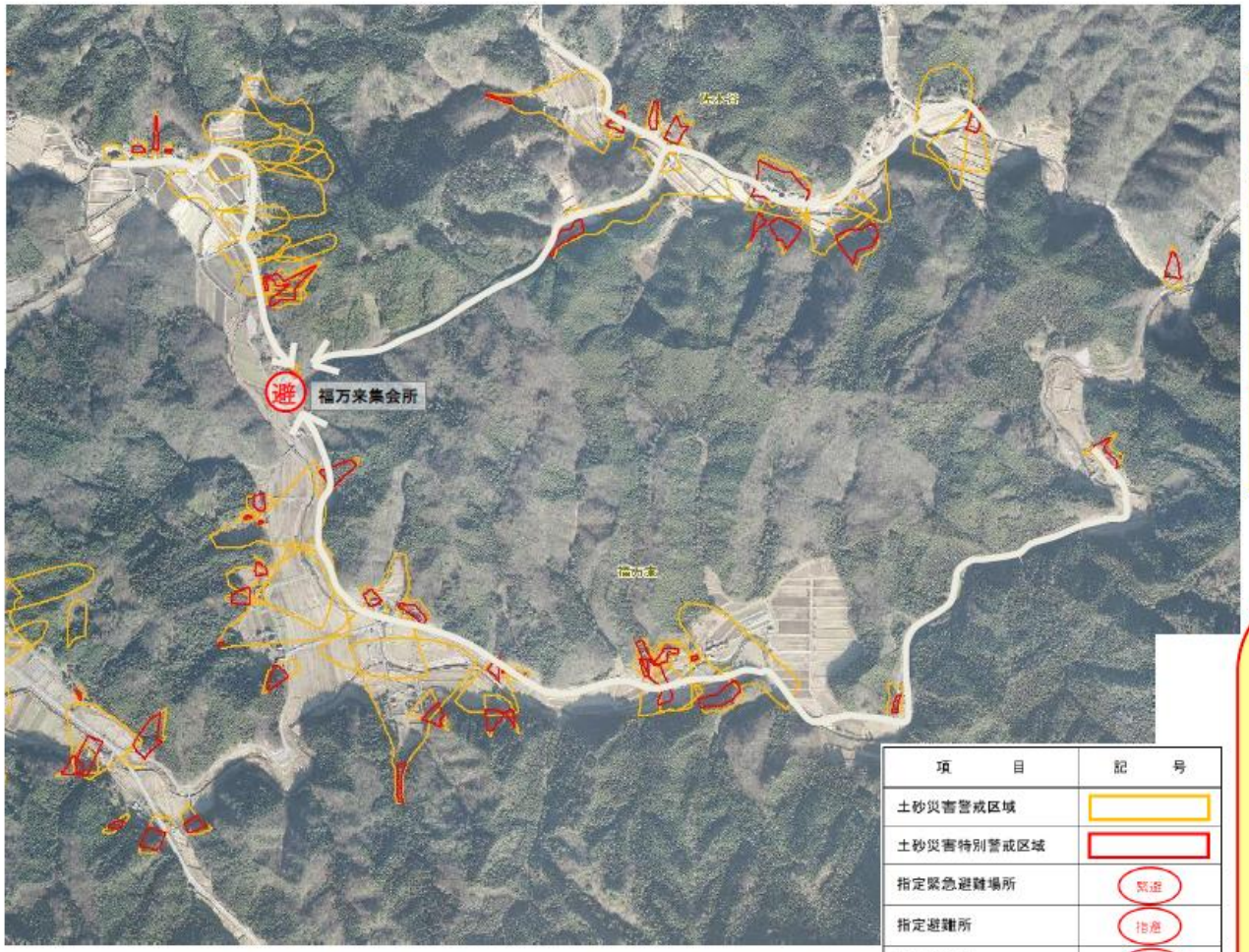
項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

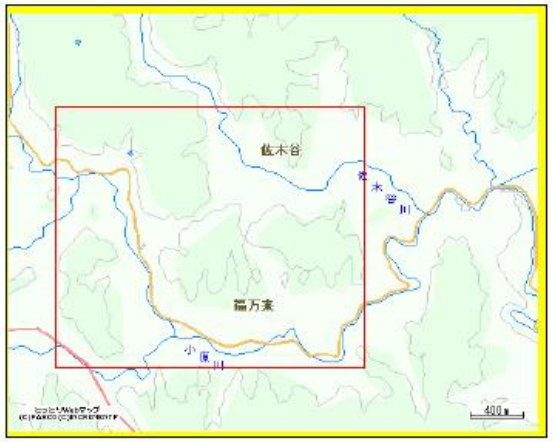


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町福万来・佐木谷地区①　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



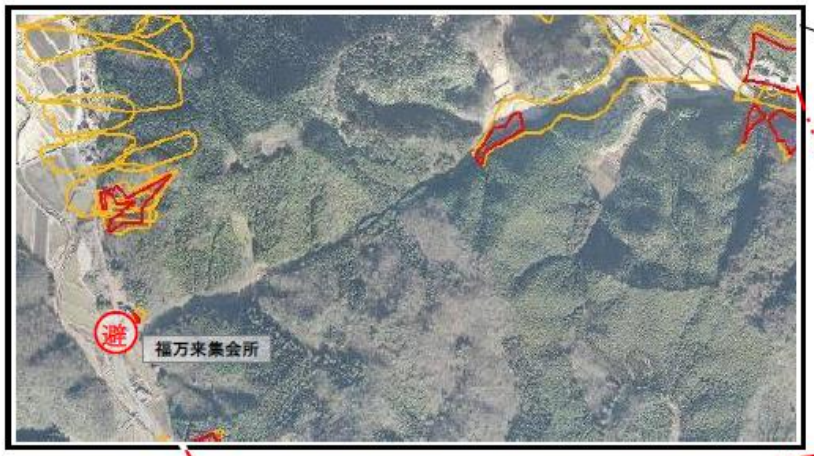


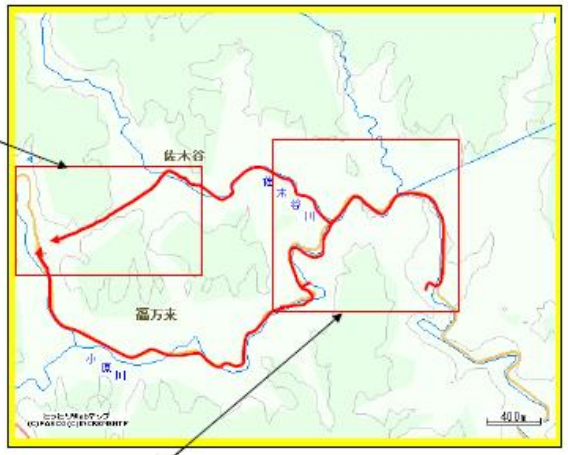
項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福祉
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町福万来・佐木谷地区②　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478







項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町福寿実地区①　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



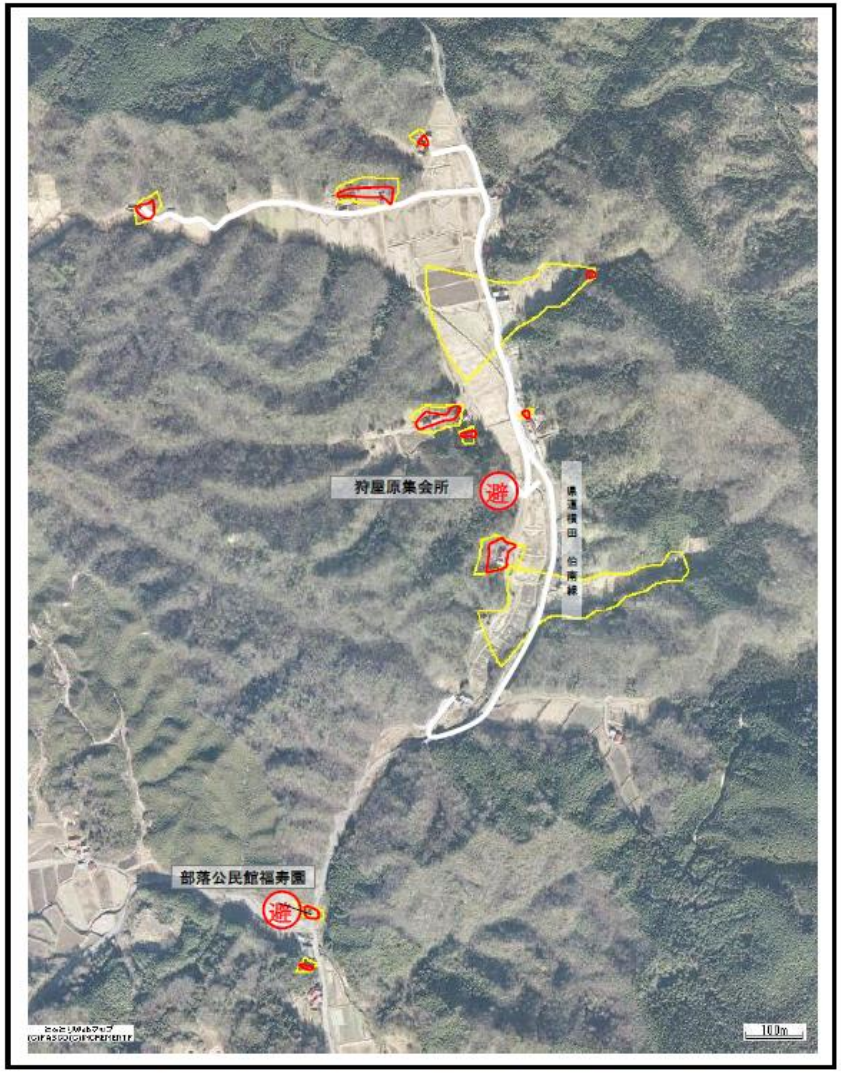
項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

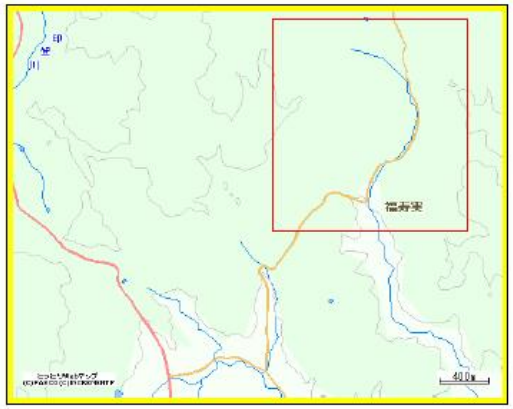


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の
　生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必
　要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性があります

日南町福寿実地区②　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478





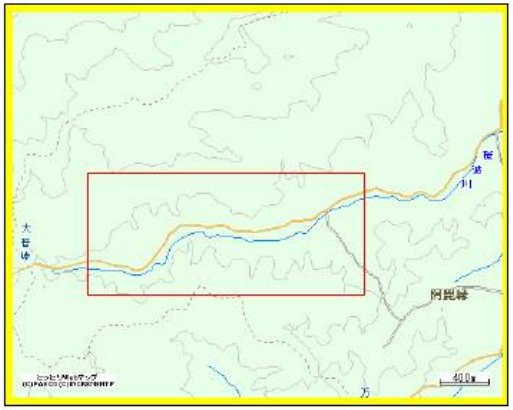
項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町大菅地区①　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

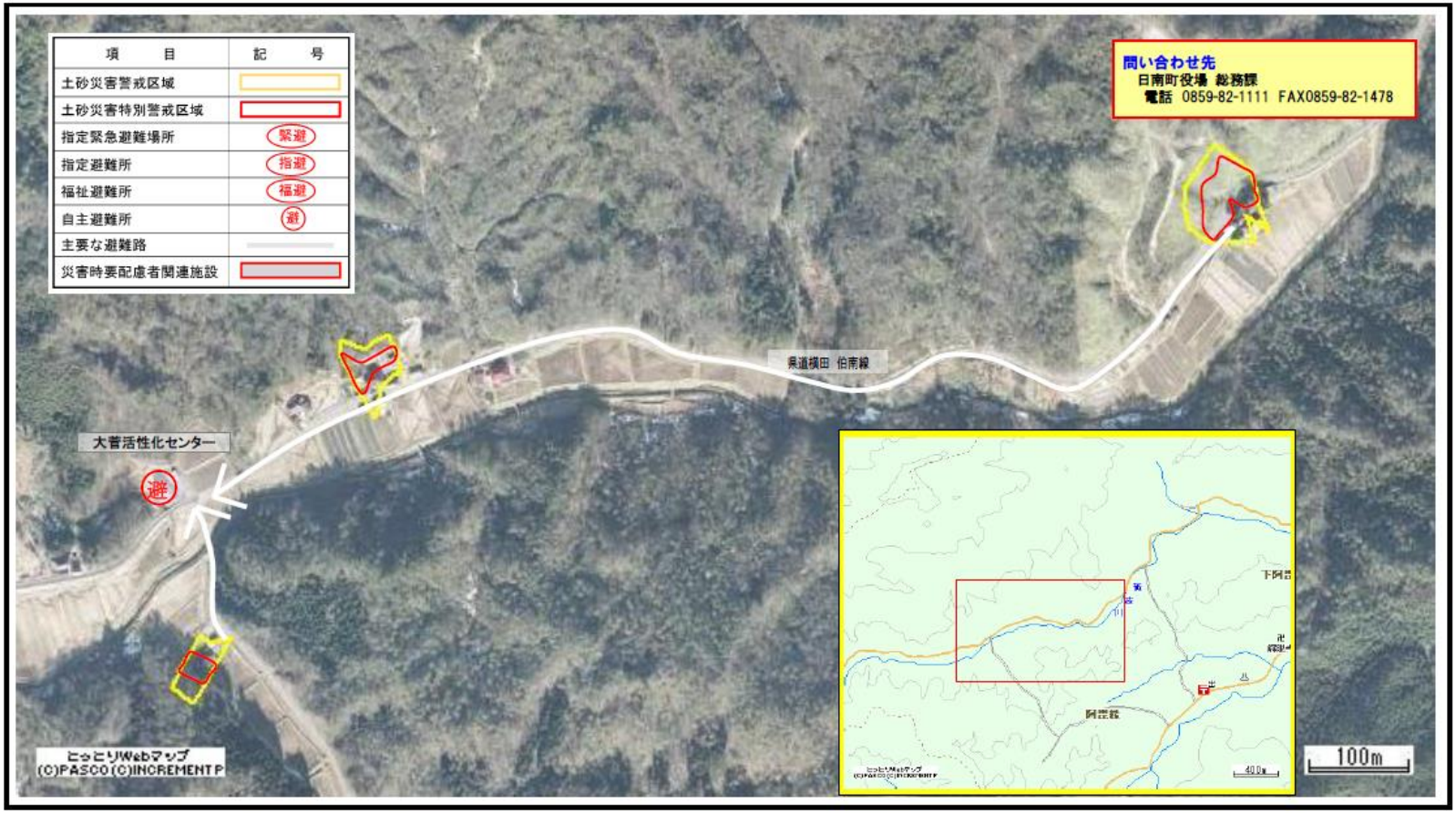




項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域地）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょ

日南町大菅地区②　土砂災害ハザードマップ



●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町阿毘縁地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



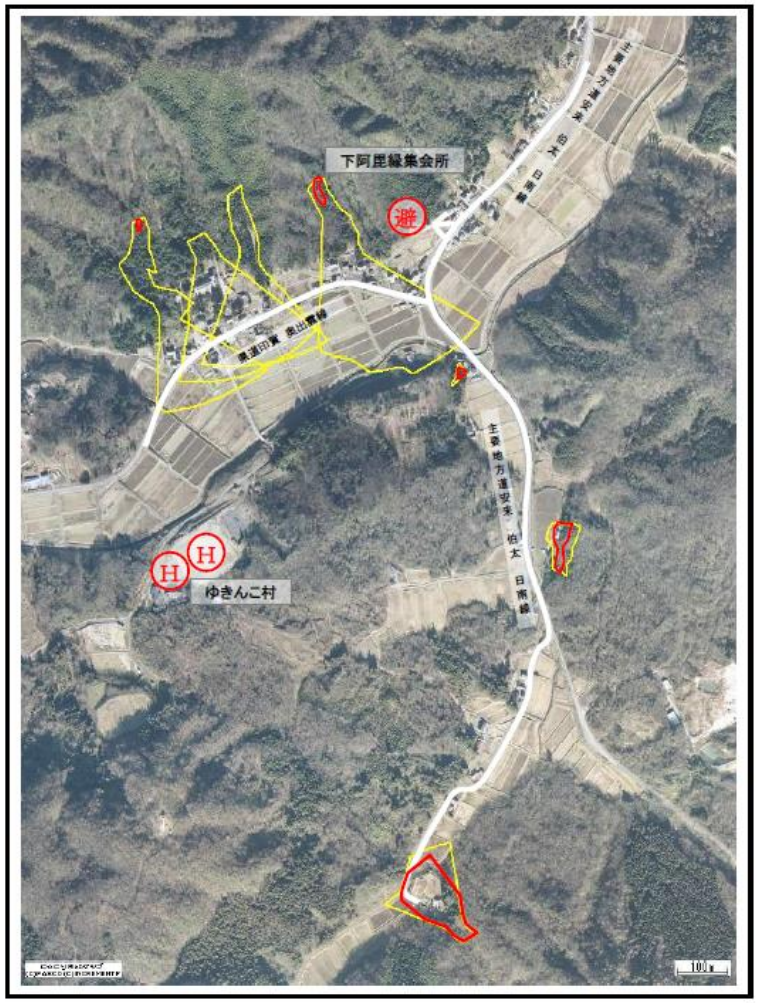


項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町下阿毘縁地区①　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



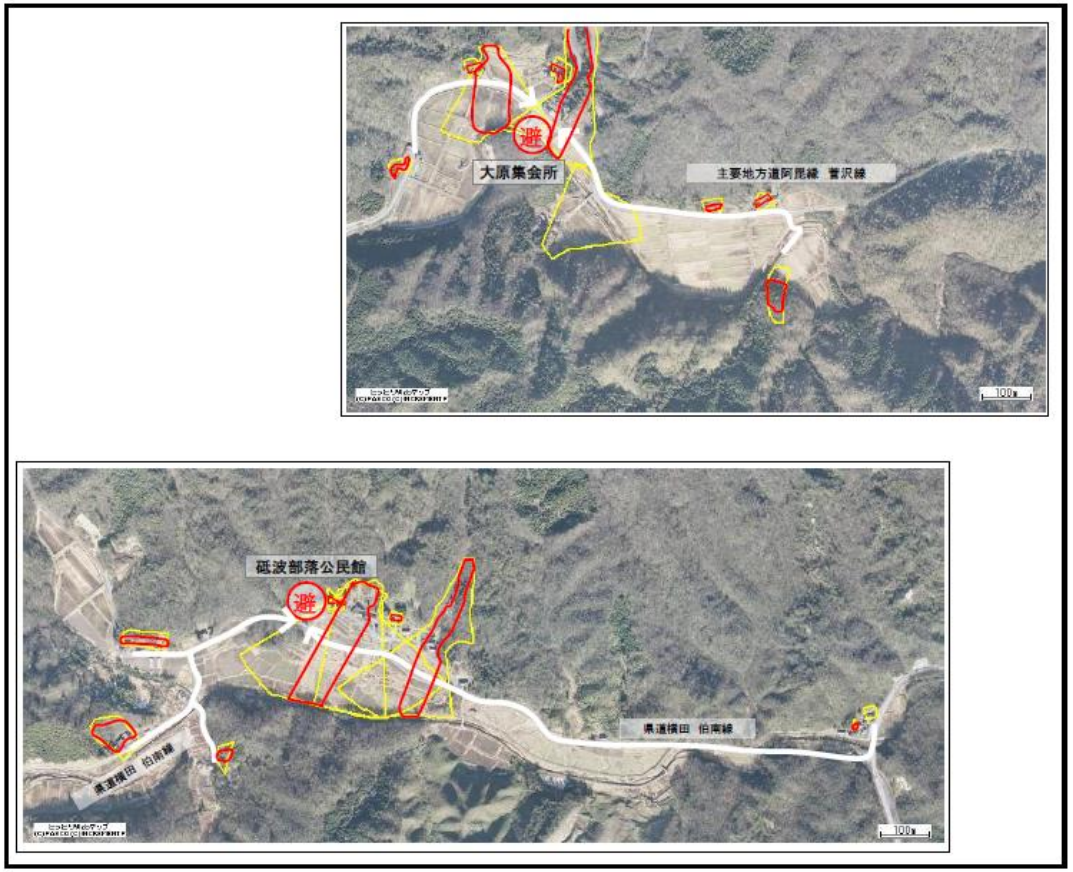


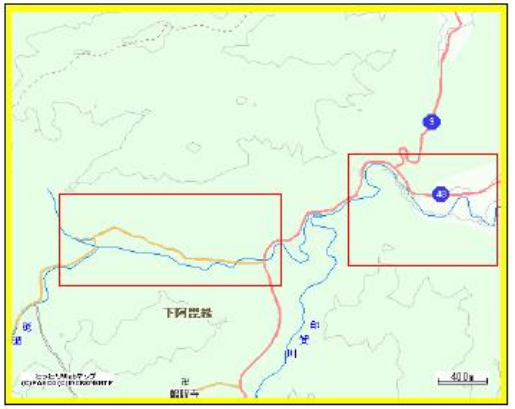
項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町下阿毘縁地区②　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



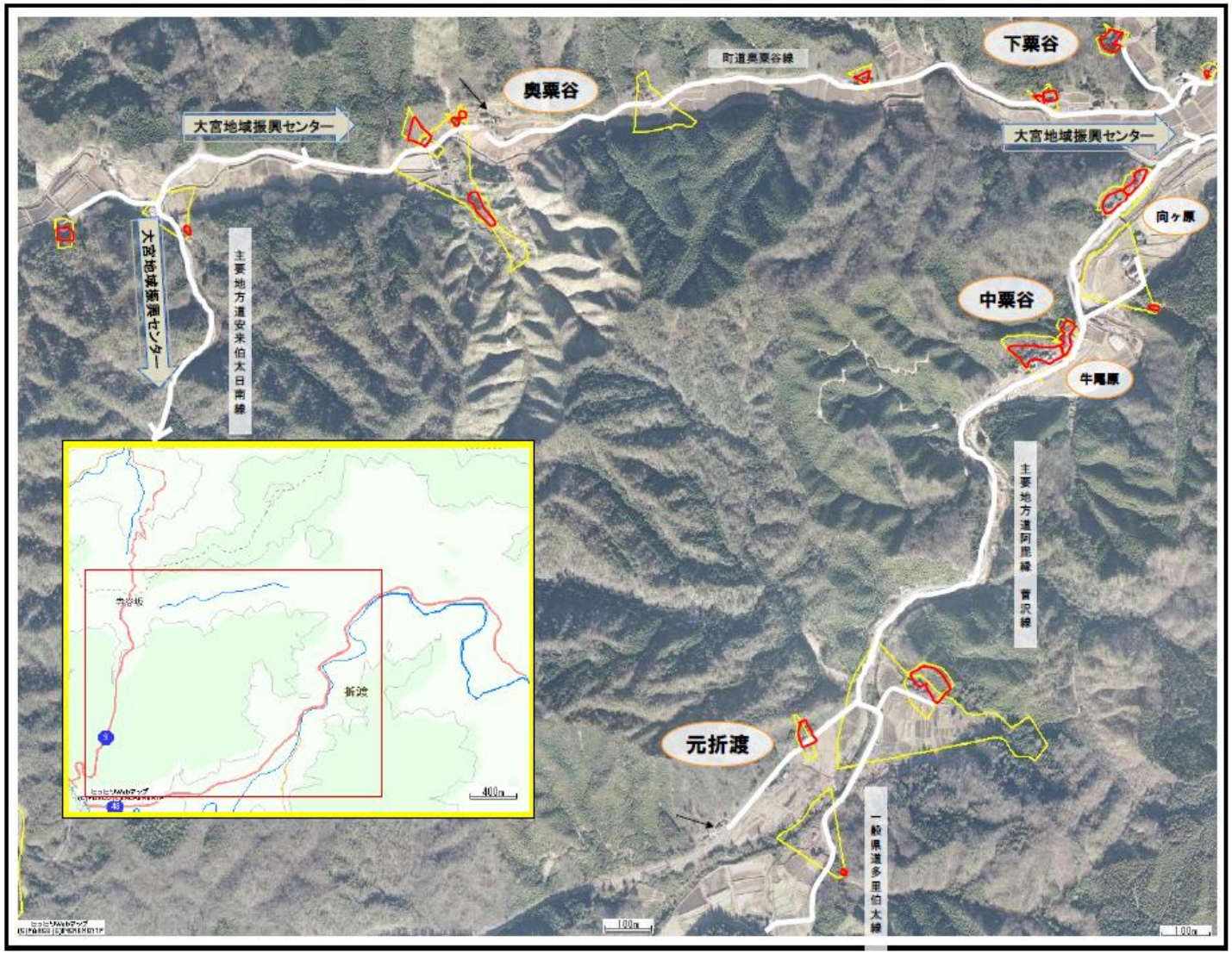


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐　れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町折渡地区①　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。

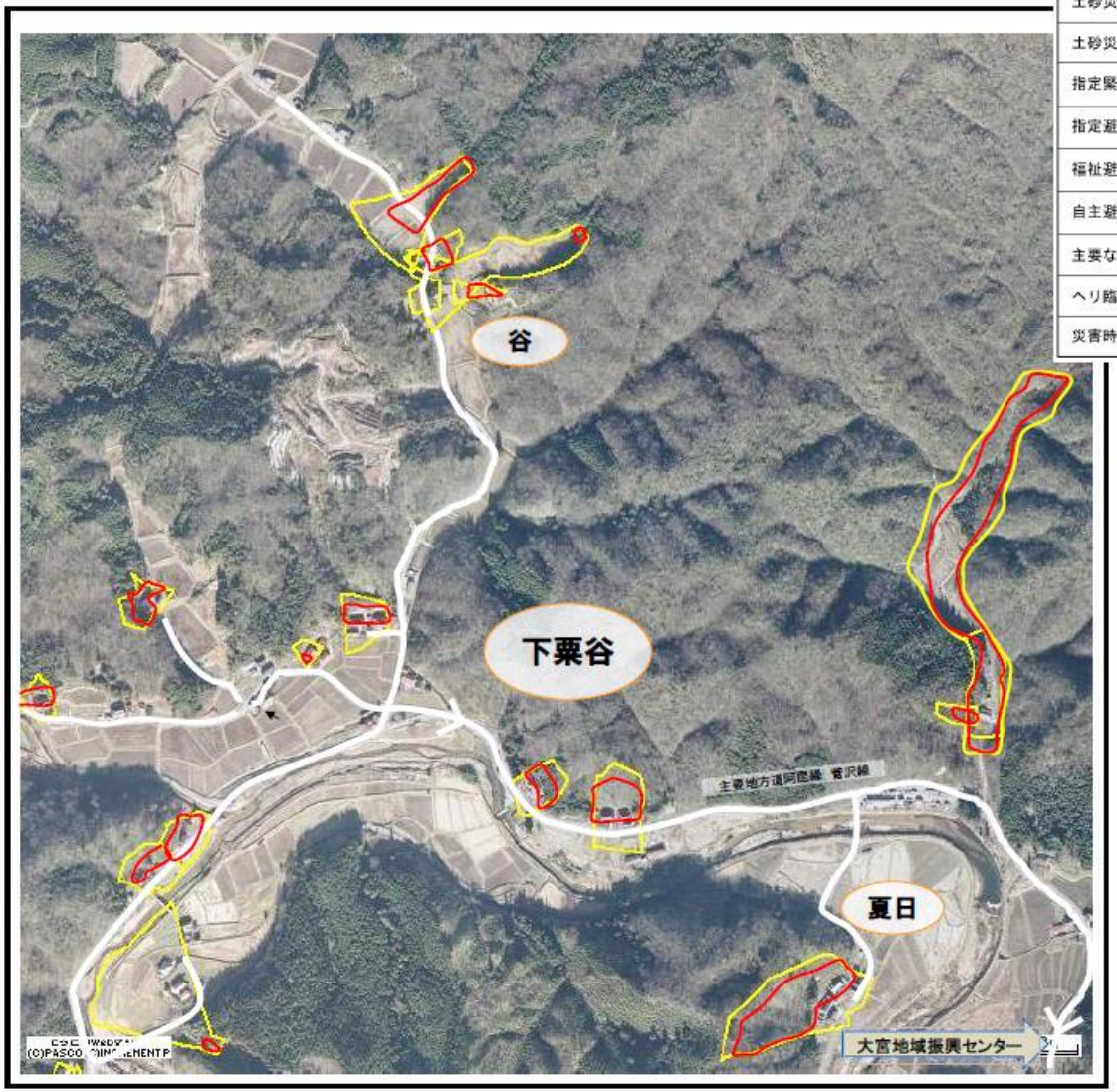
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。

・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。

・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

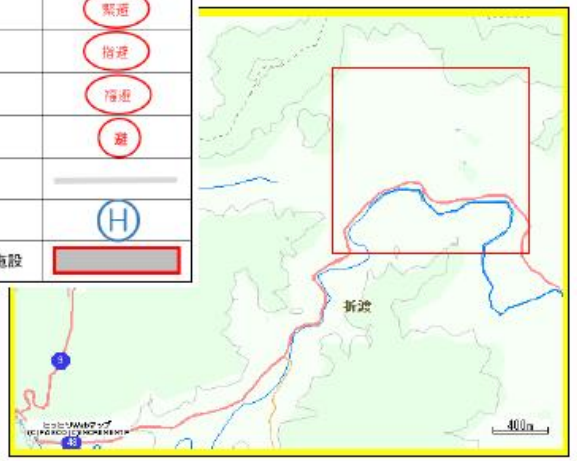
最寄りの避難所：大宮地域振興センター

日南町折渡地区②　土砂災害ハザードマップ



項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

最寄りの避難所：大宮地域振興センター

日南町印賀・宝谷地区　土砂災害ハザードマップ



項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。

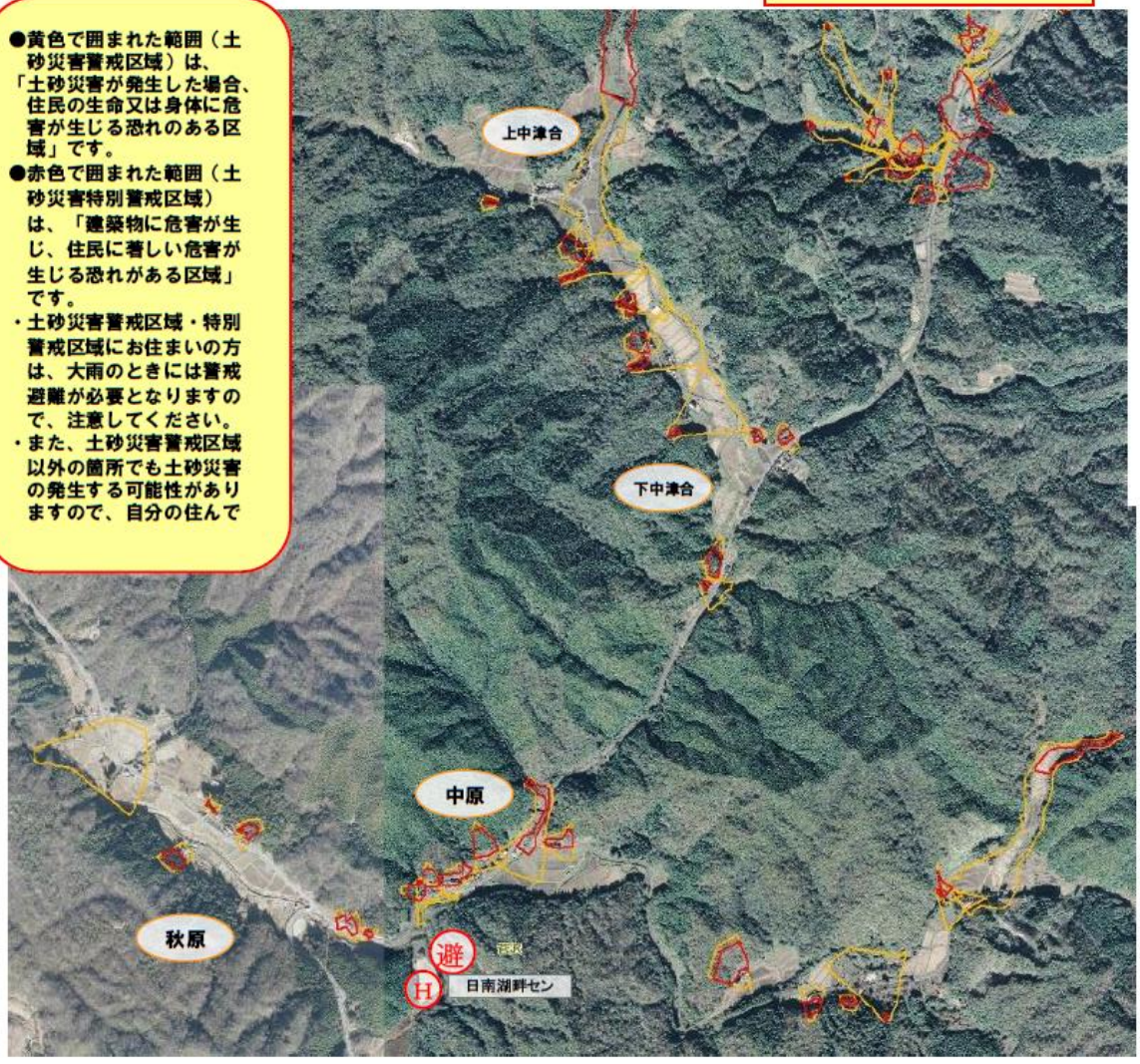
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

日南町菅沢地区②　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

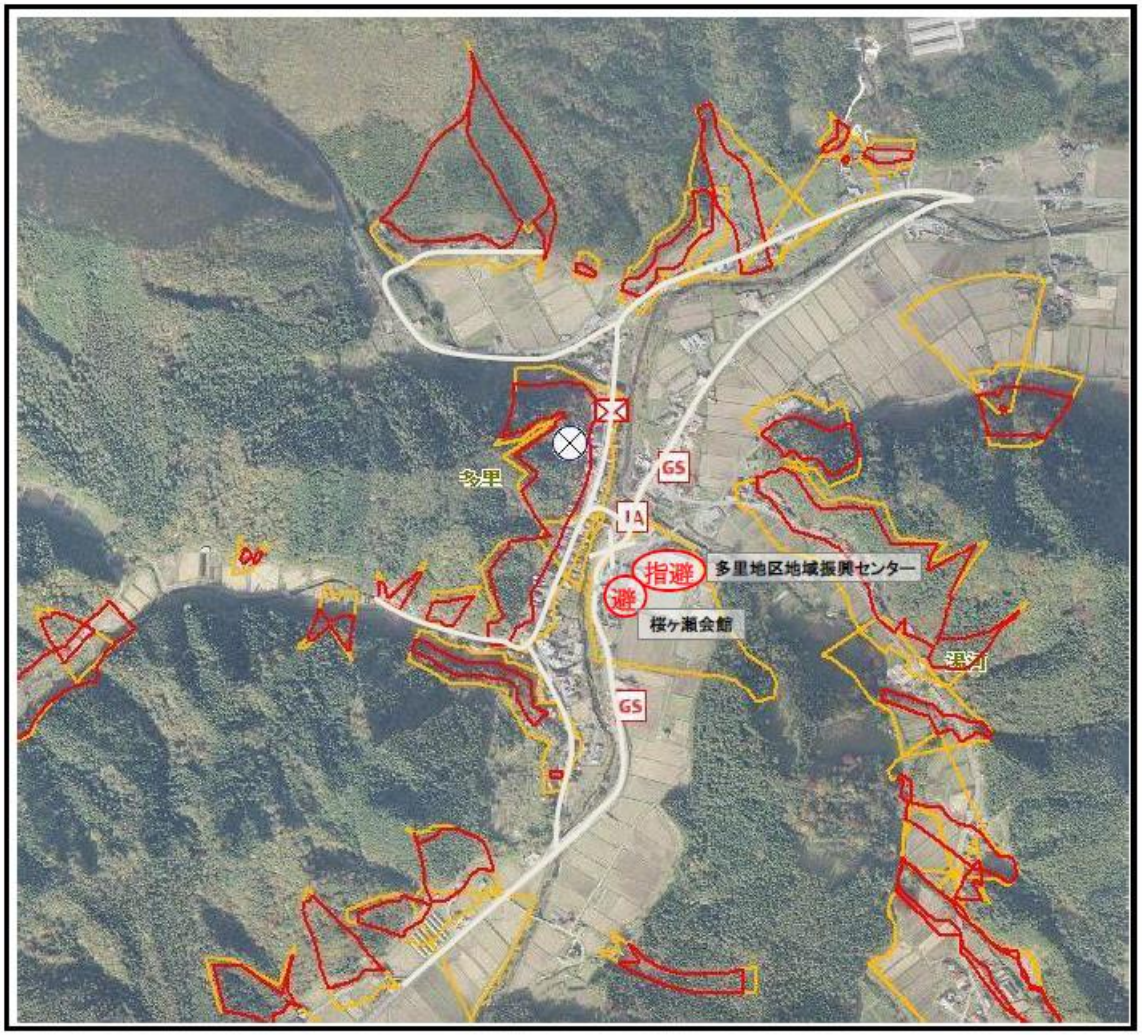
●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んで

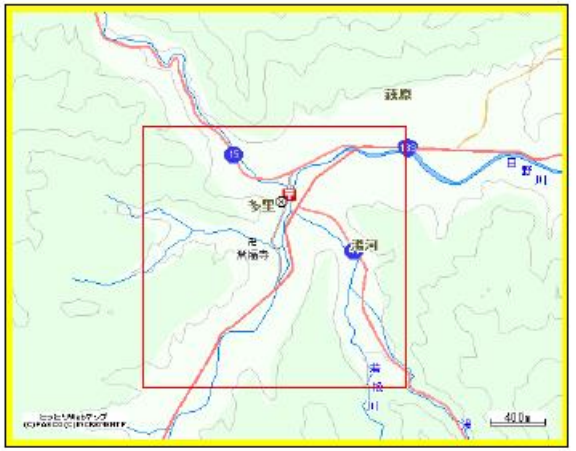


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

日南町湯河・多里地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



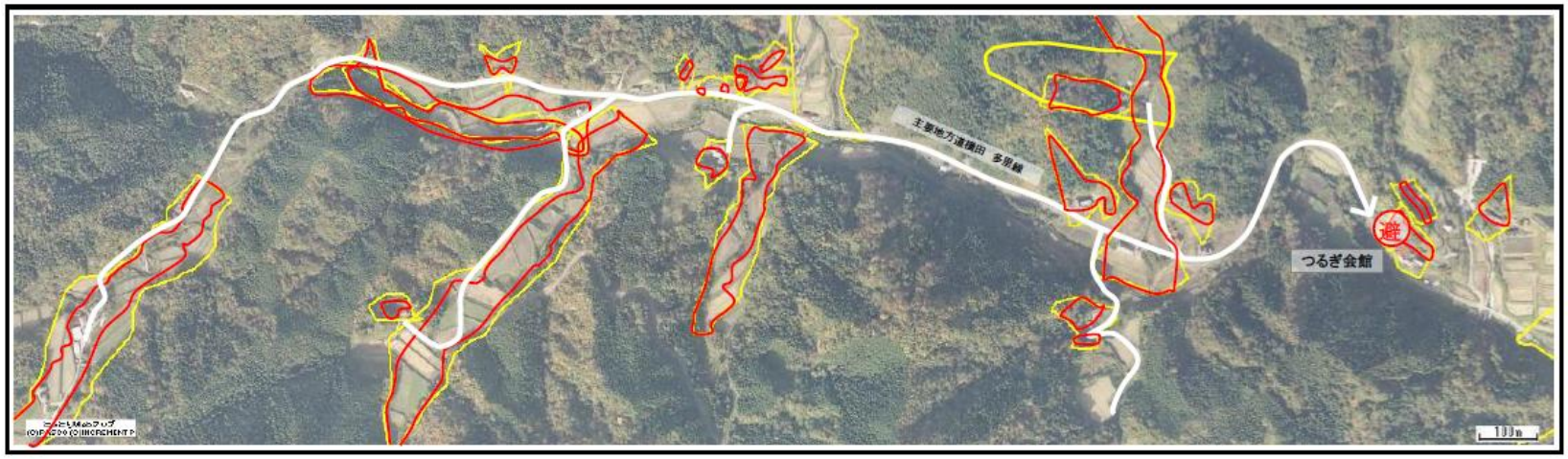


項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

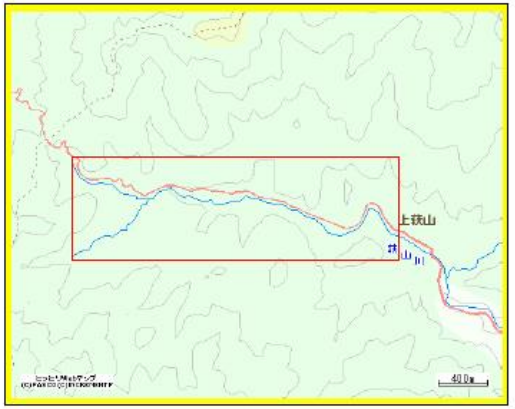
日南町上萩山①地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

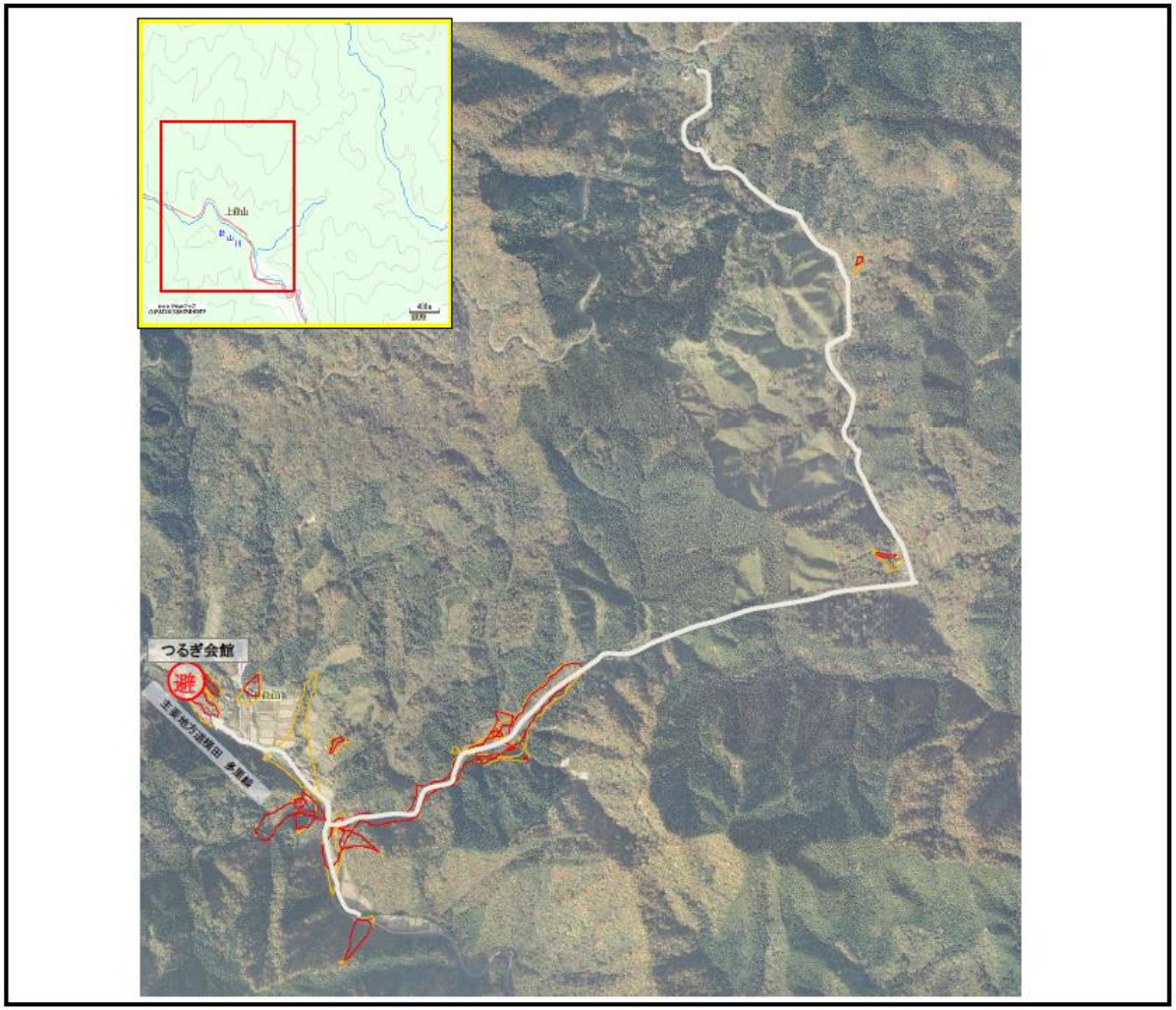


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	



日南町上萩山②地区　土砂災害ハザードマップ

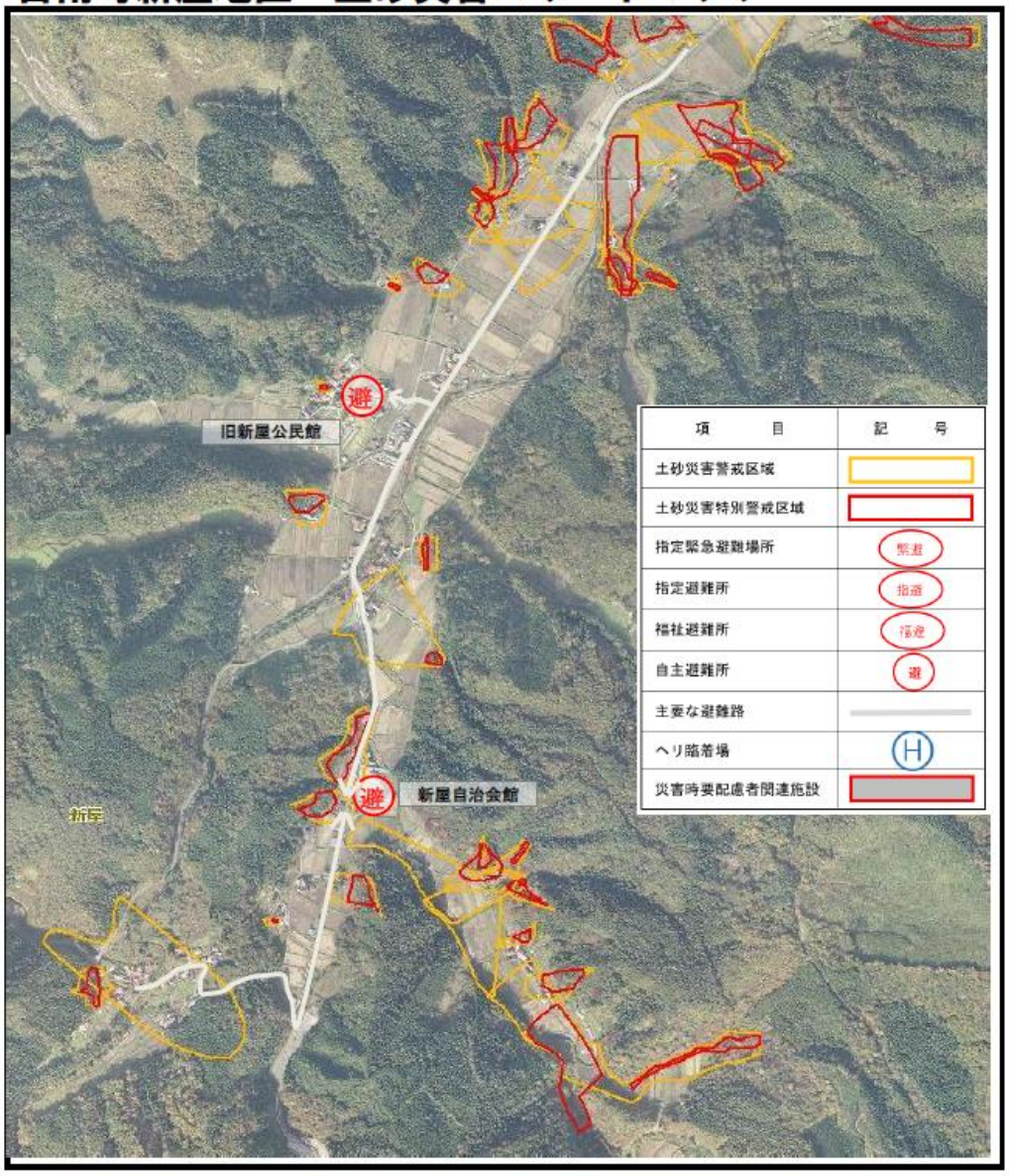


問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

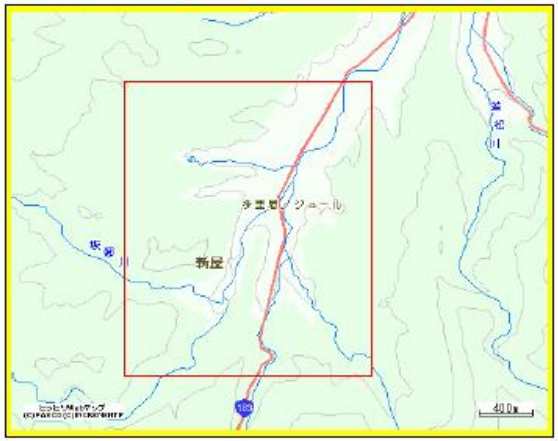
項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町新屋地区　土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

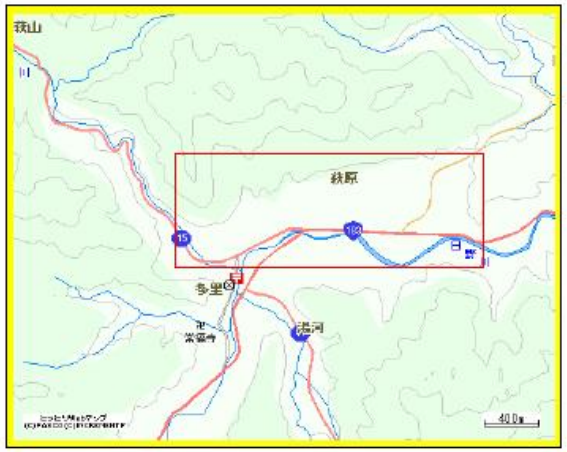


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町萩原地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

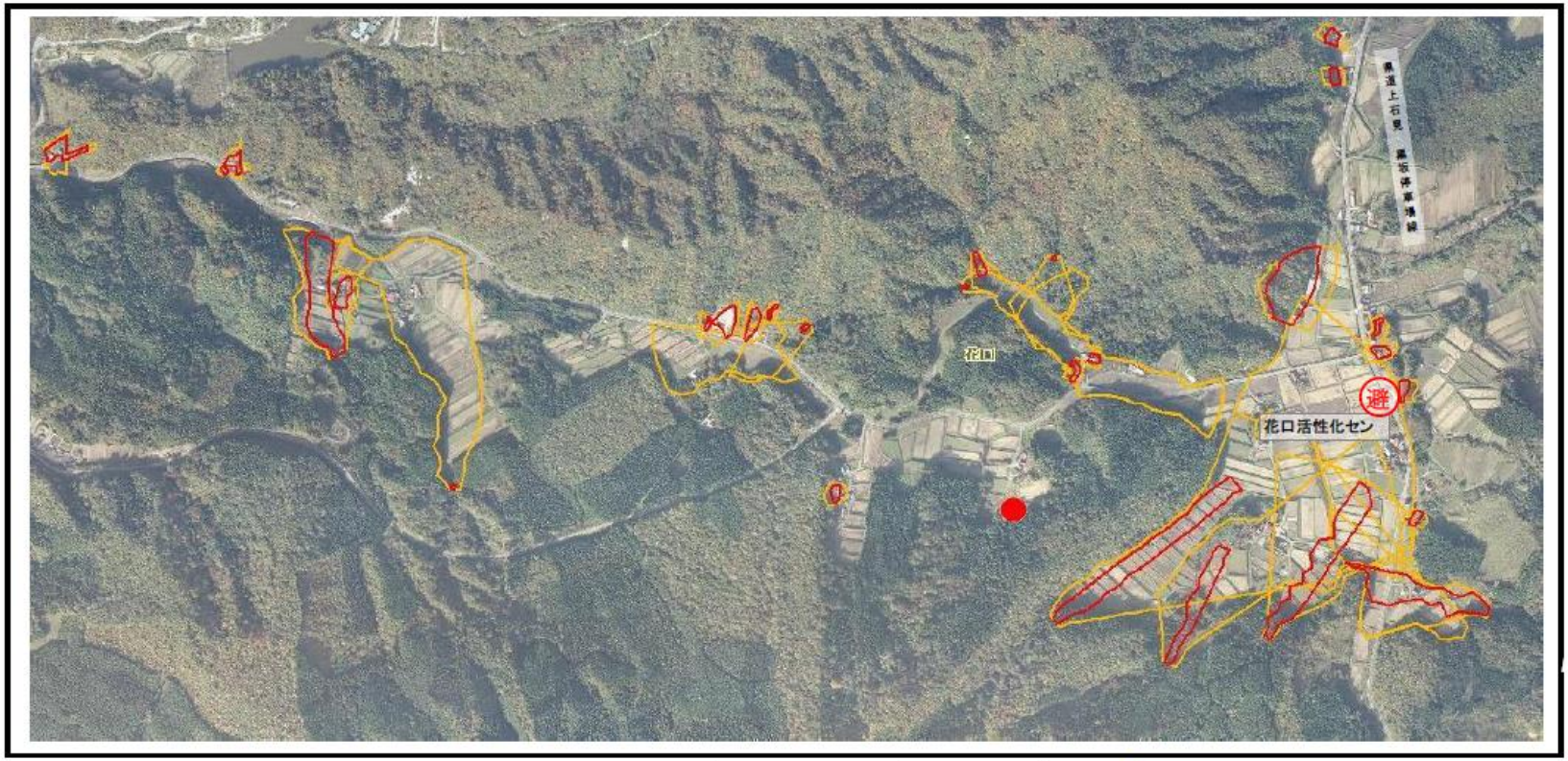




項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

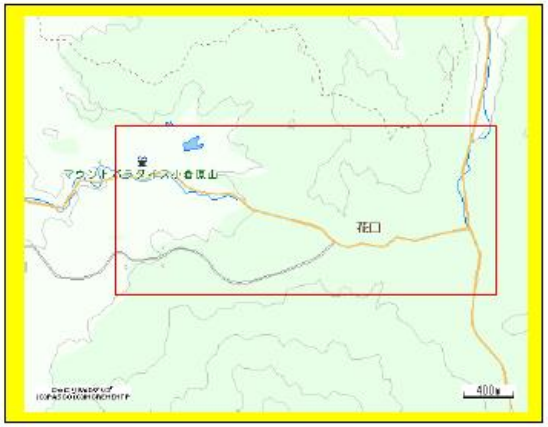
●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域地）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町花口地区①　土砂災害ハザードマップ

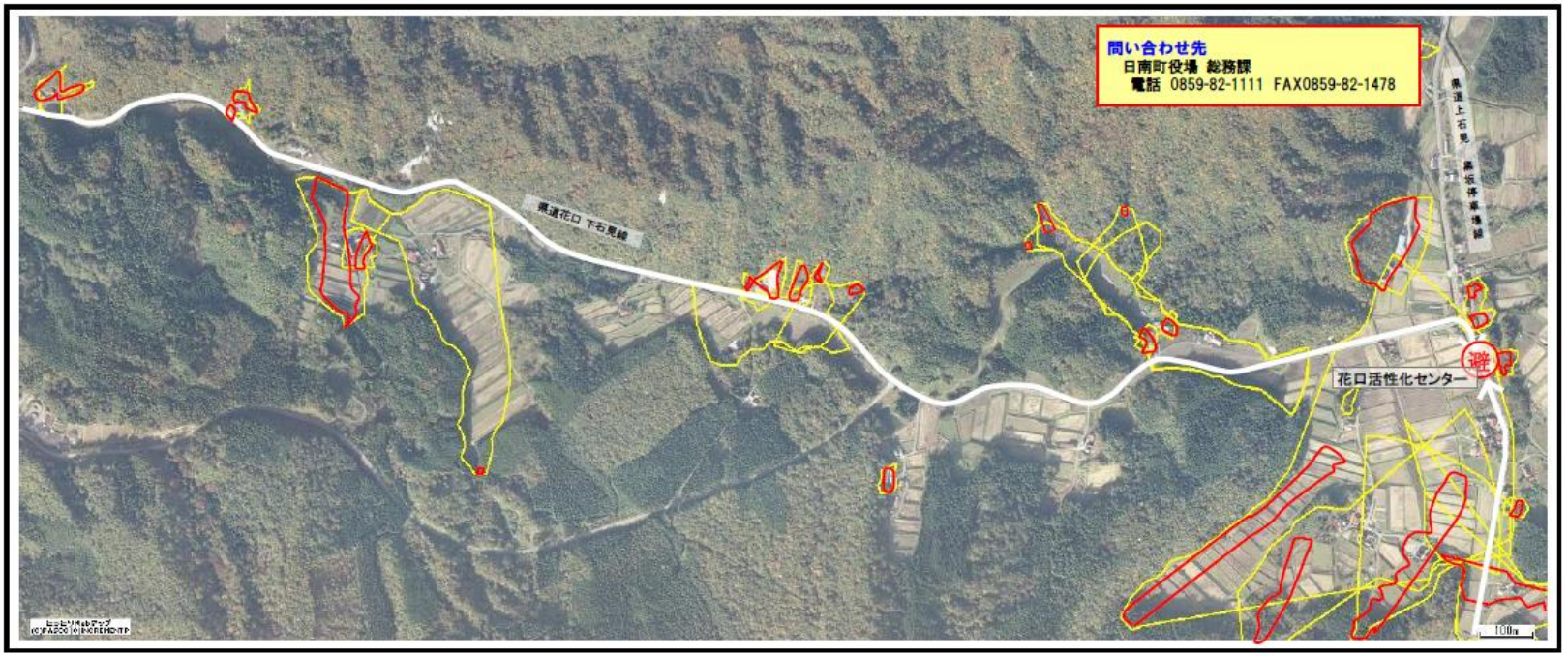


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺

項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

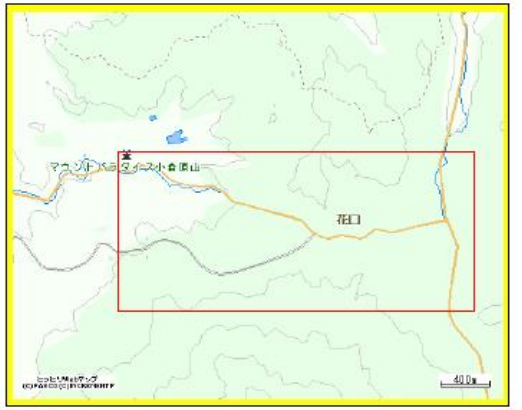


日南町花口地区①　土砂災害ハザードマップ

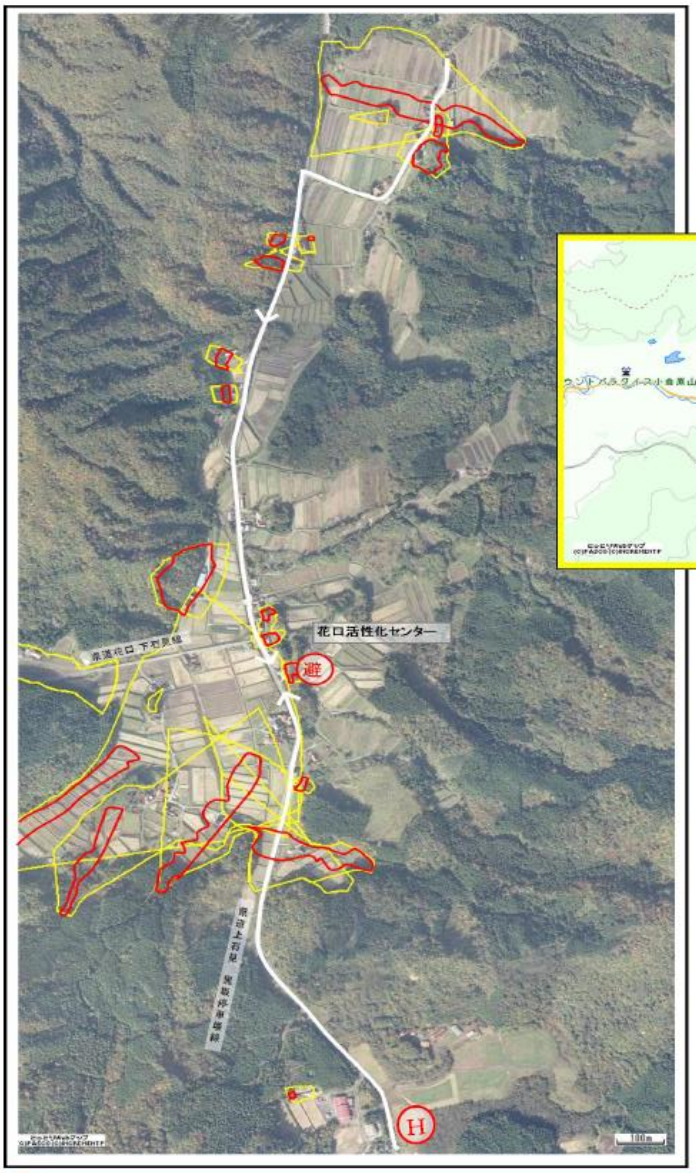


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺

項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	



日南町花口地区②　土砂災害ハザードマップ



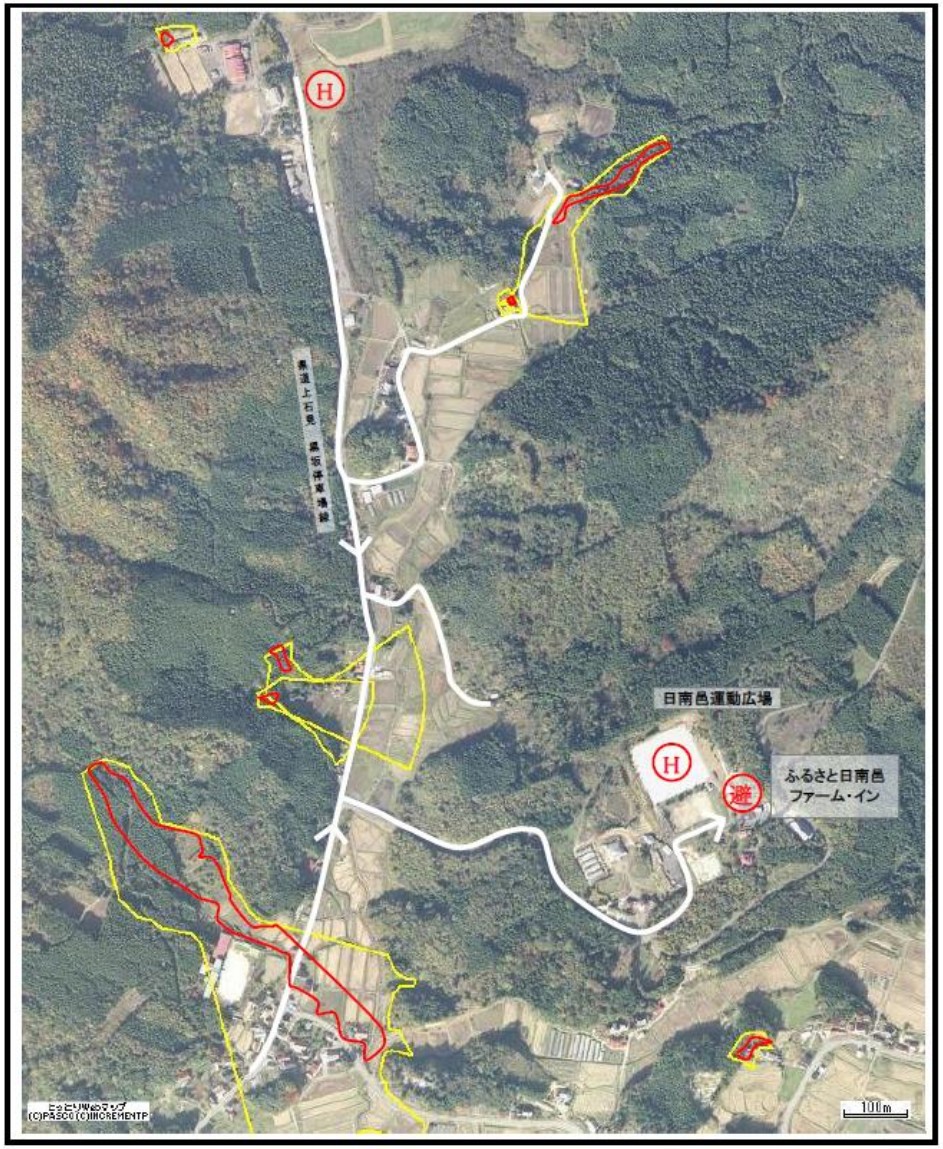
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111　FAX0859-82-1478



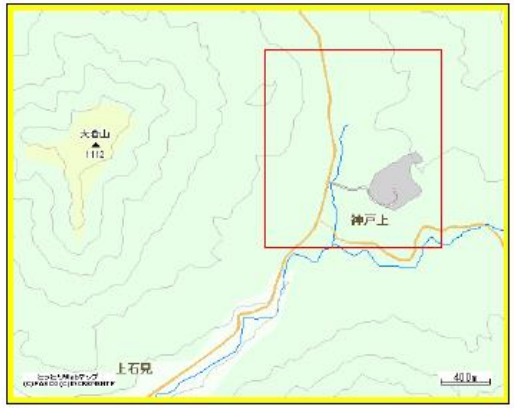
項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
緊急指定避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。

日南町神戸上地区①　土砂災害ハザードマップ



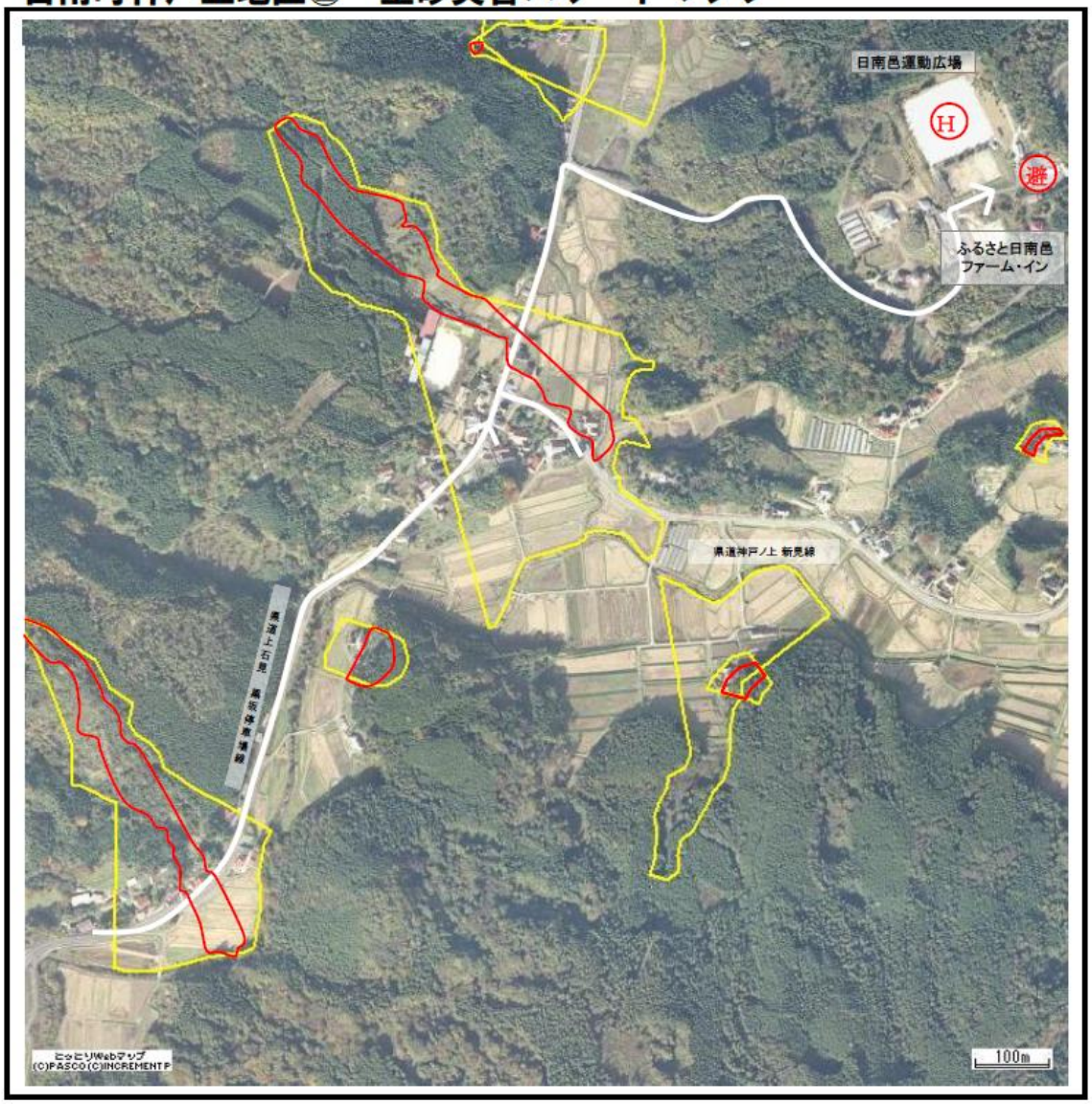
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



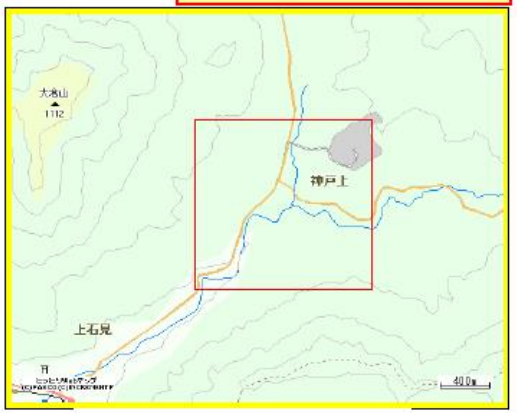
項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神戸上地区②　土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

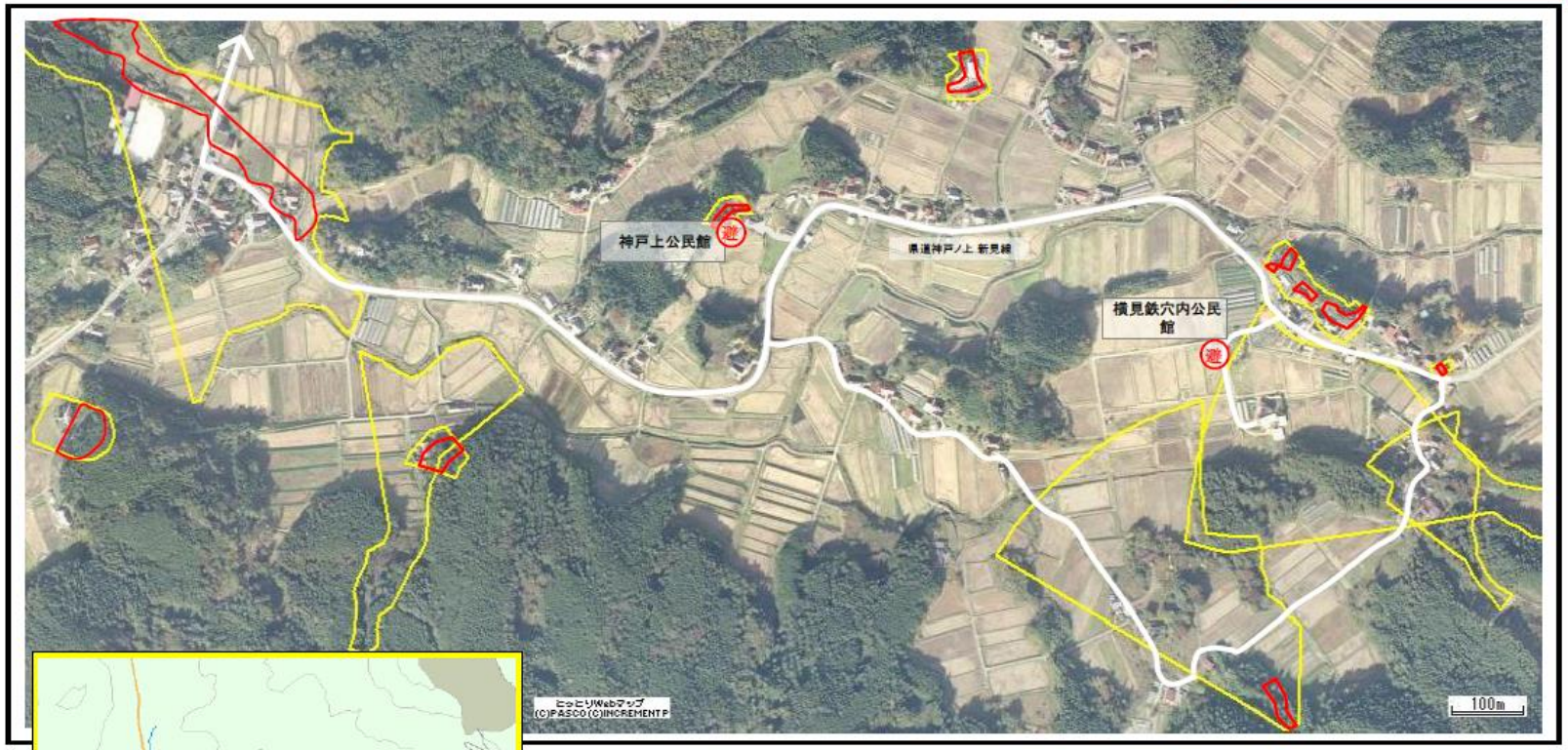


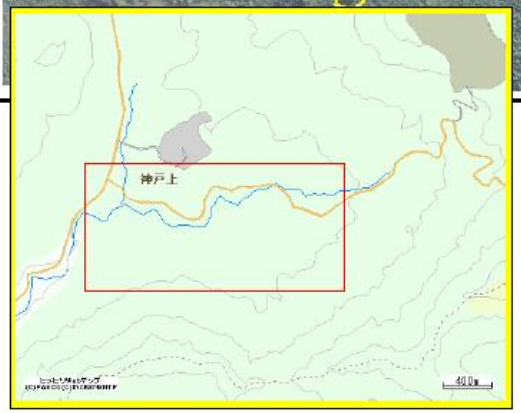
項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神戸上地区③　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



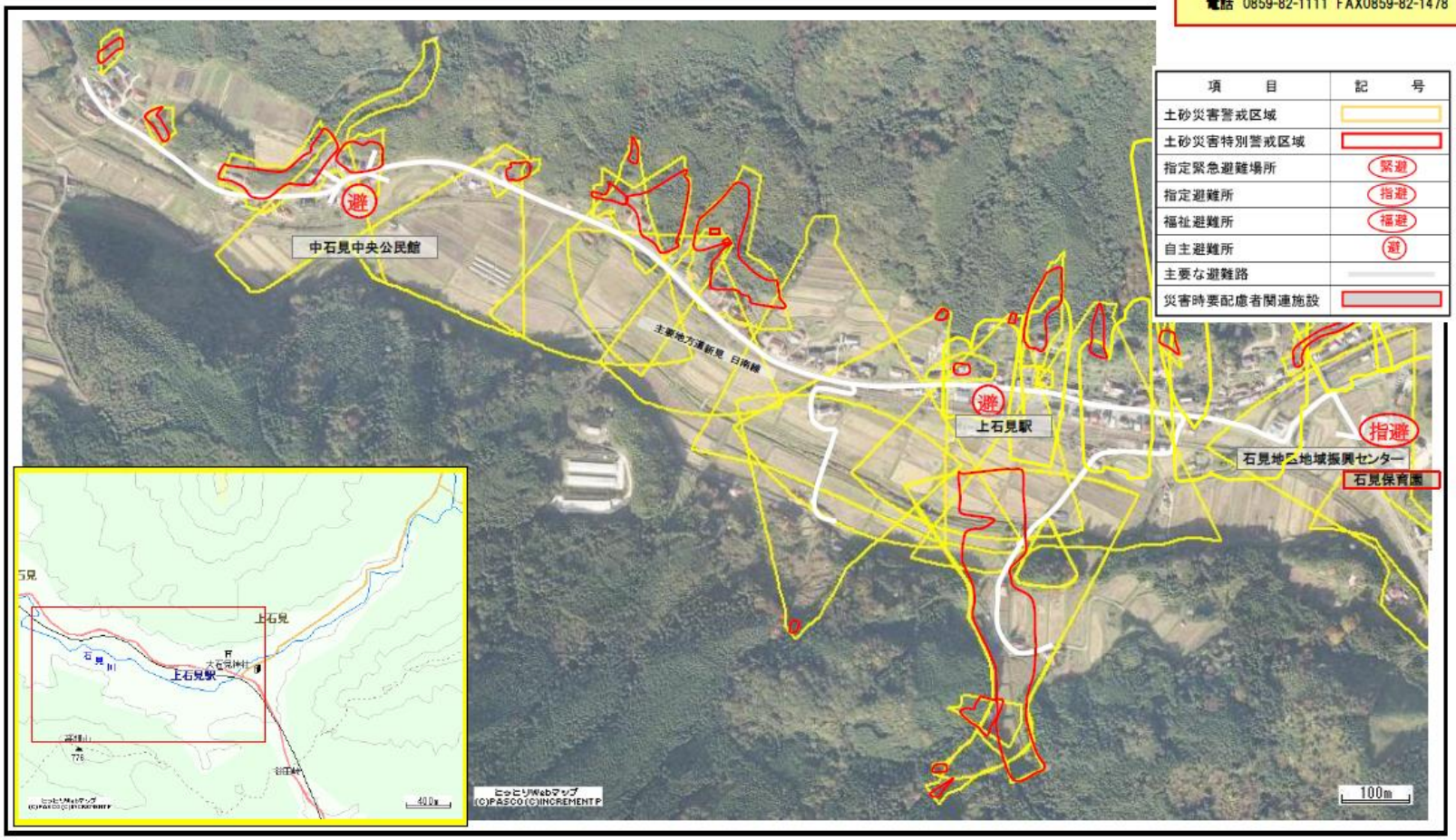


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町上石見・中石見地区　土砂災害ハザードマップ

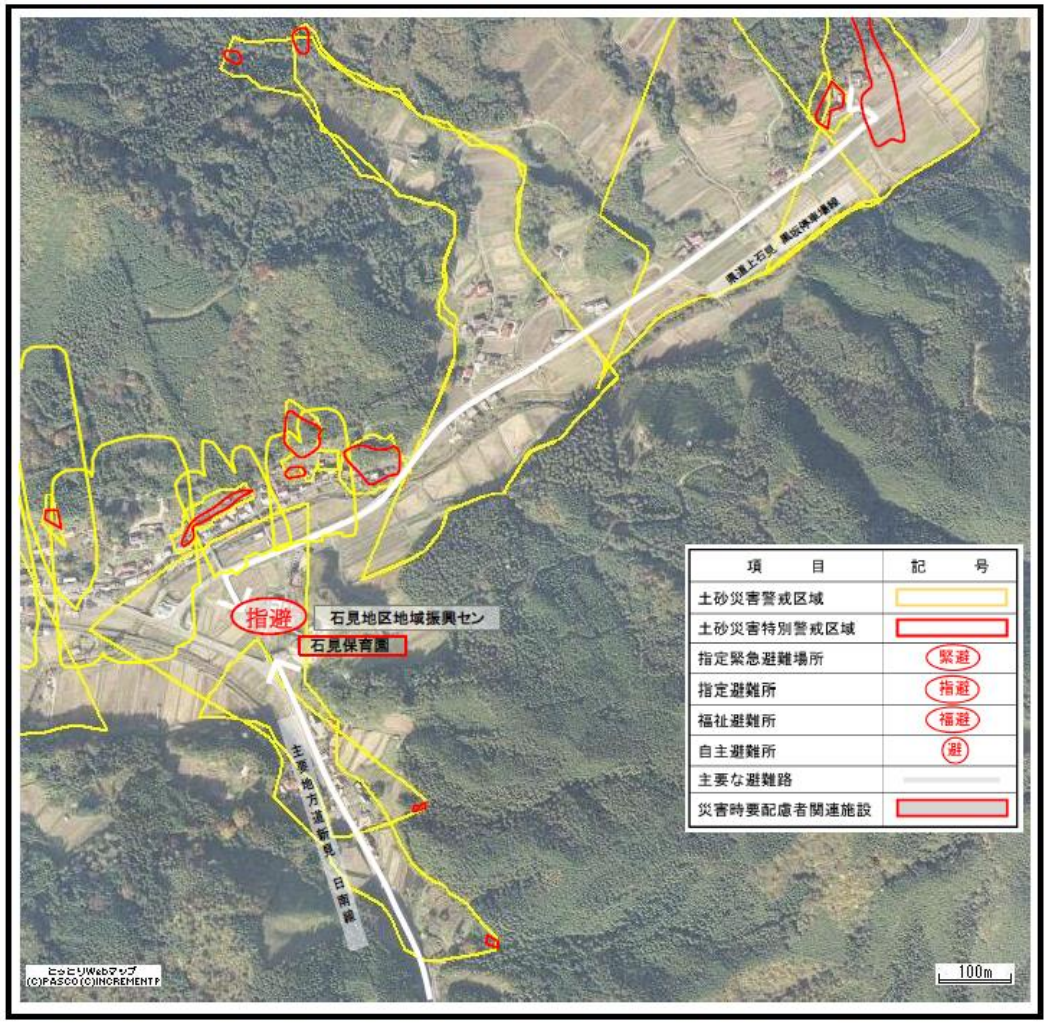
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町上石見地区　土砂災害ハザードマップ



項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

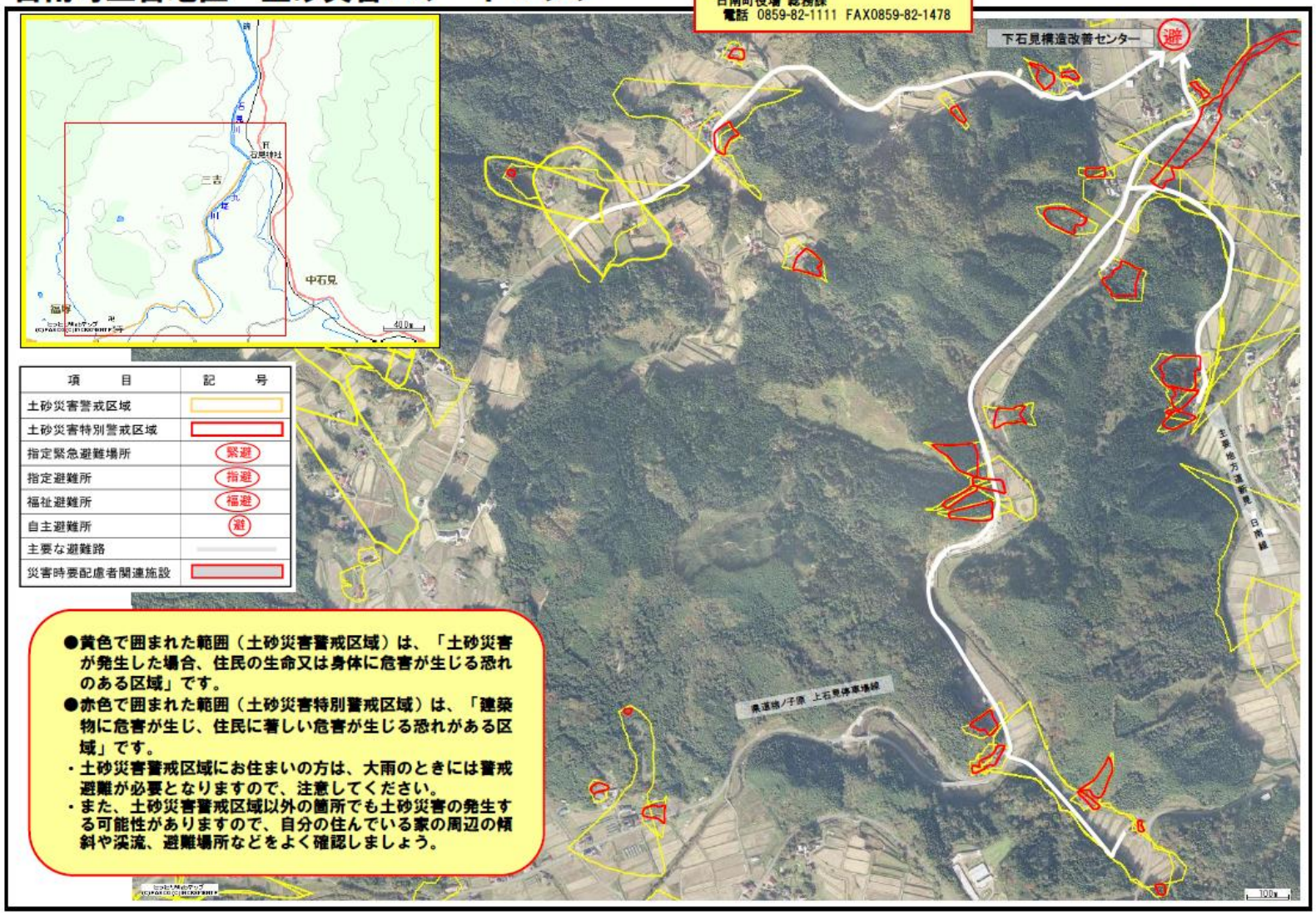
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話　0859-82-1111　FAX0859-82-1478



●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町三吉地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

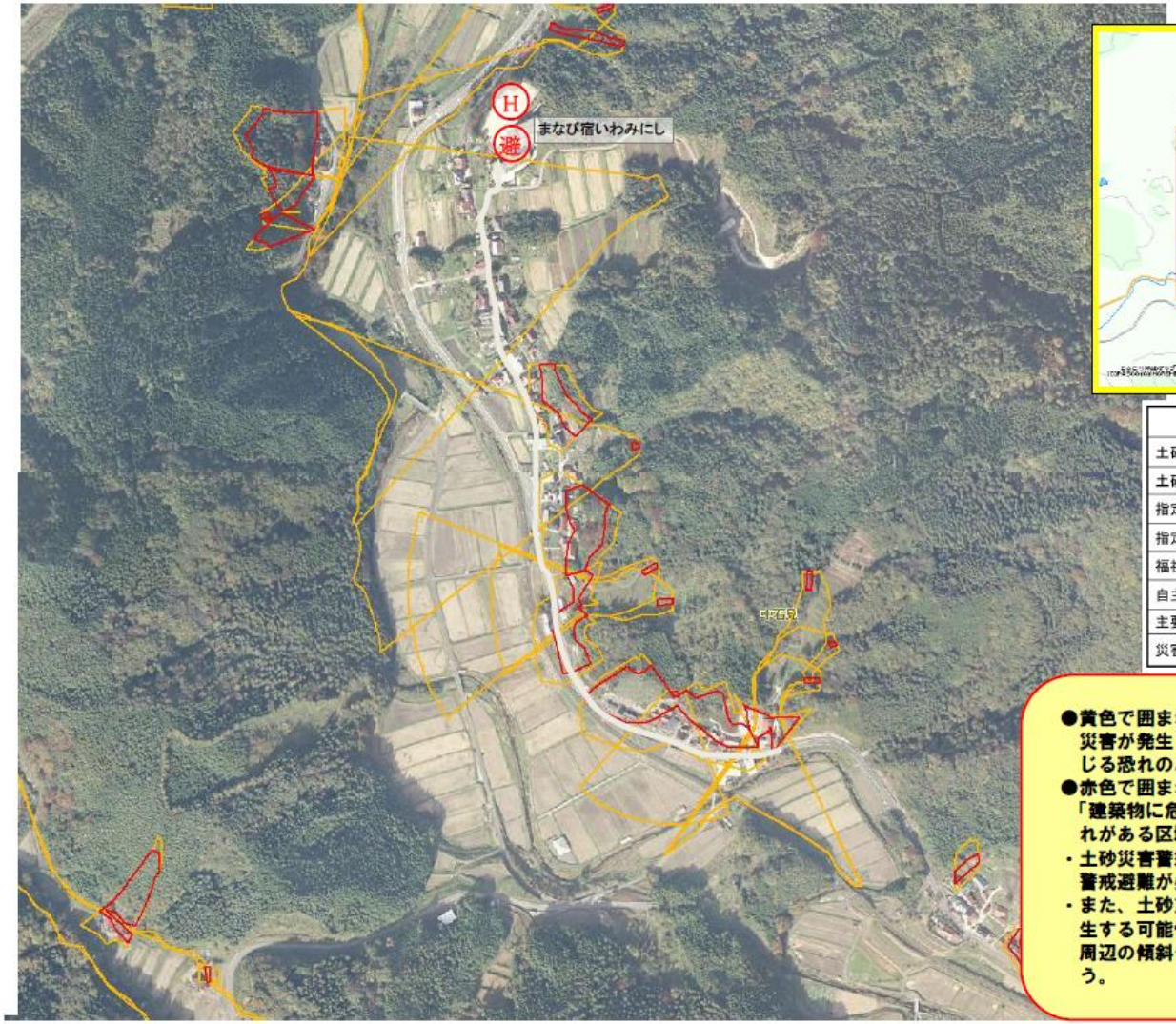


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町中石見地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

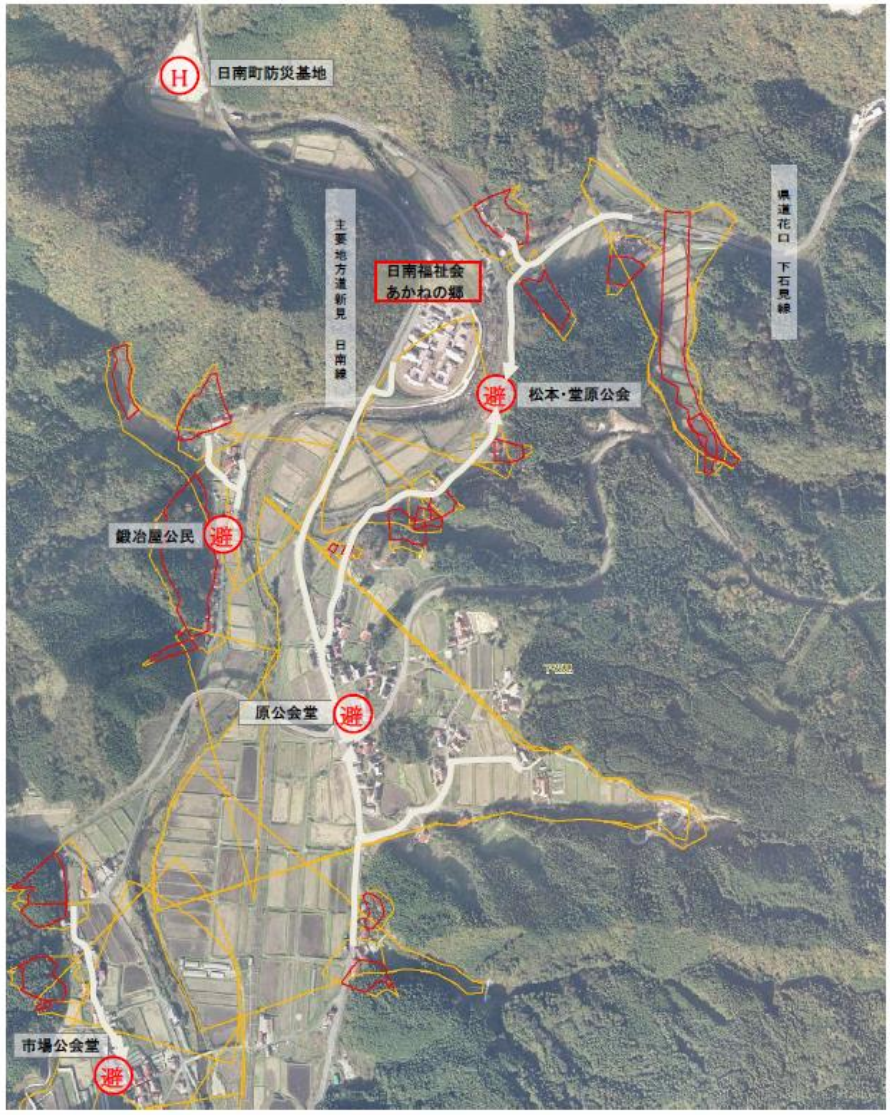




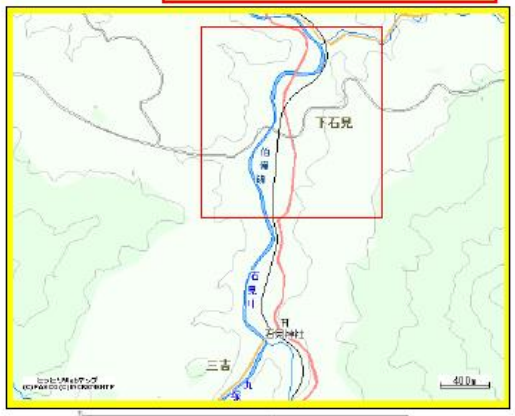
項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が　生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町下石見地区①　土砂災害ハザードマップ



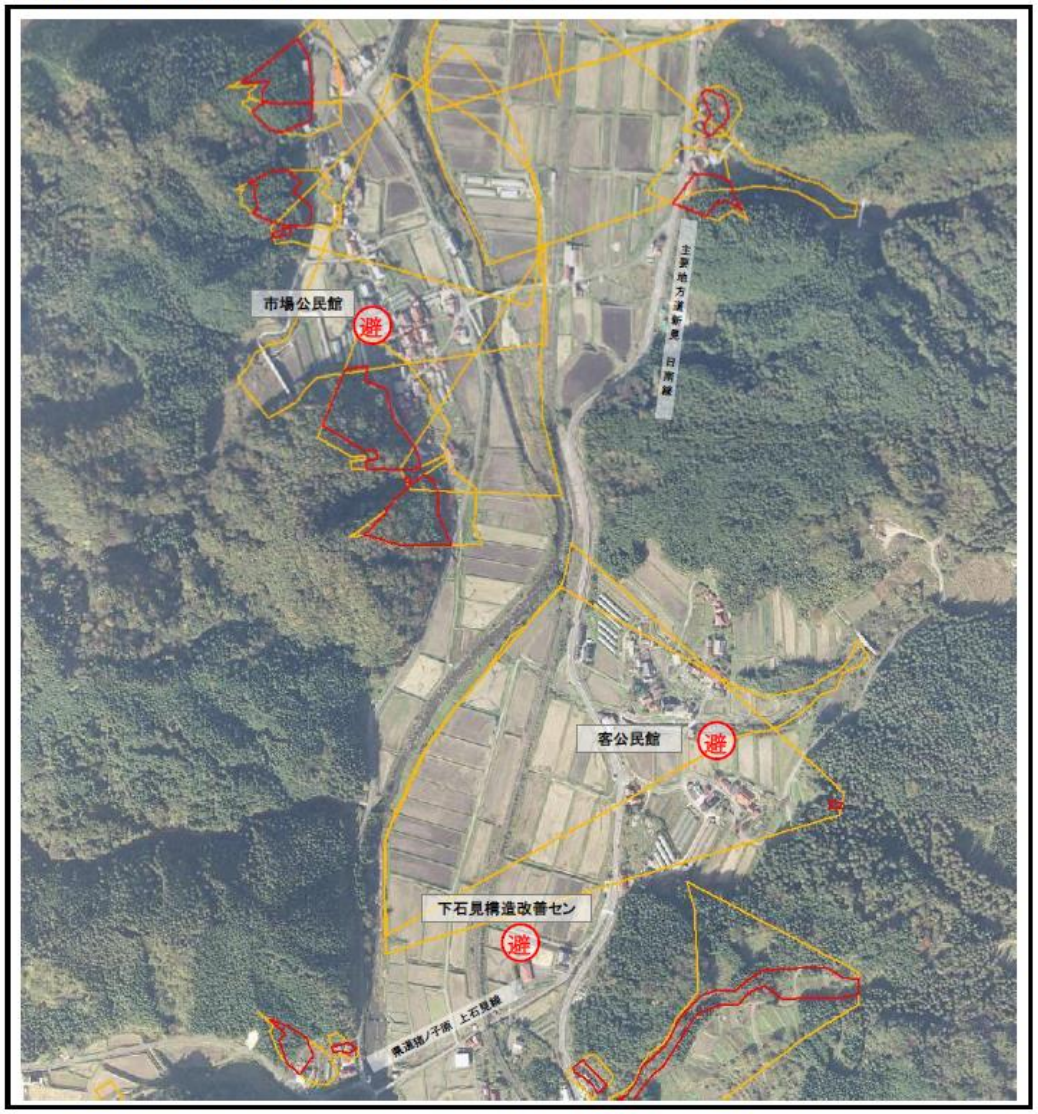
問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



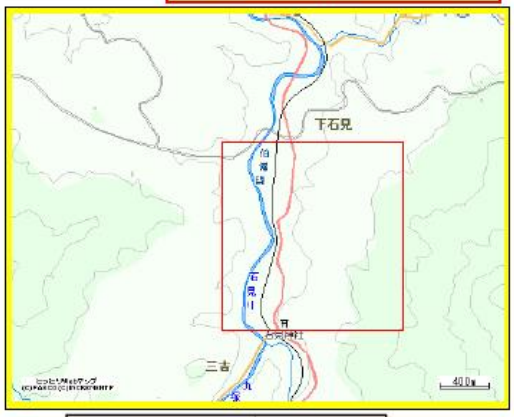
項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
緊急指定避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町下石見地区②　土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

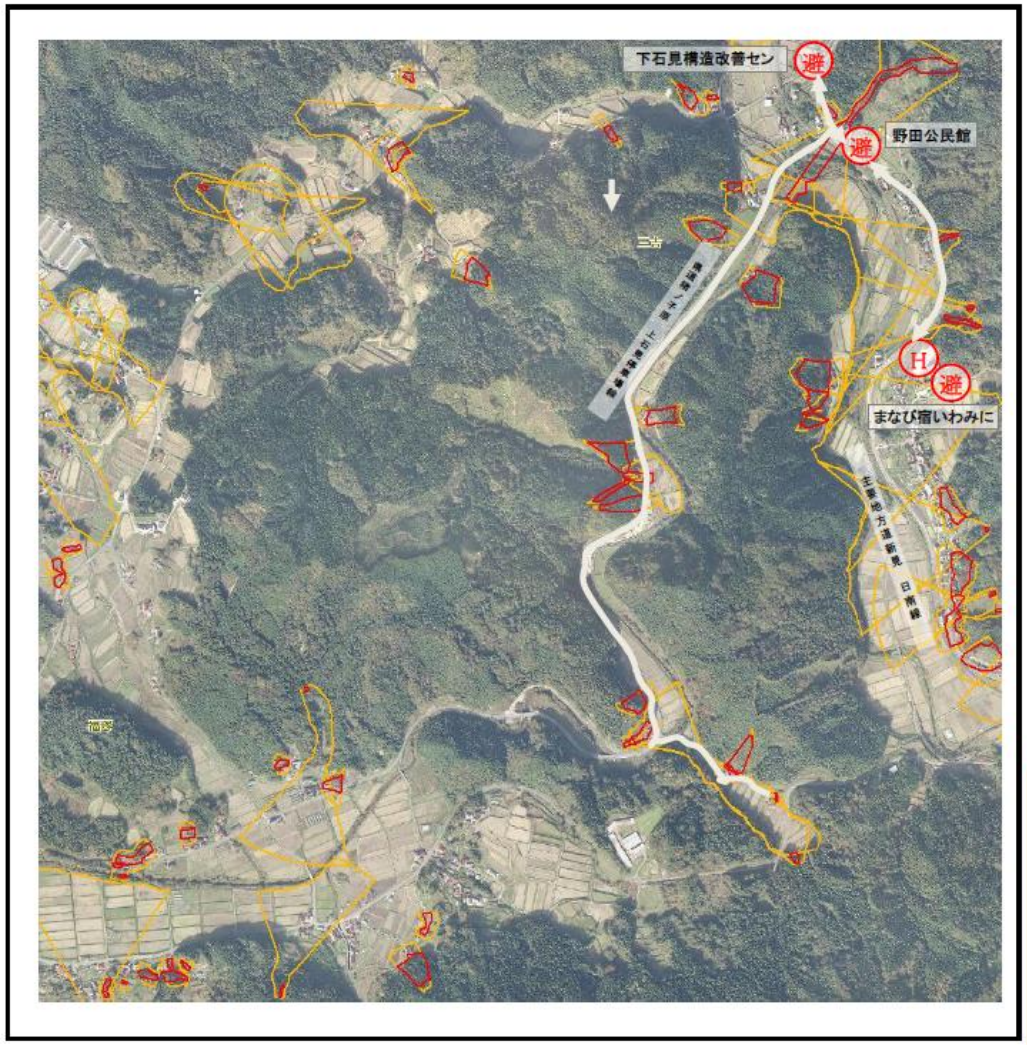


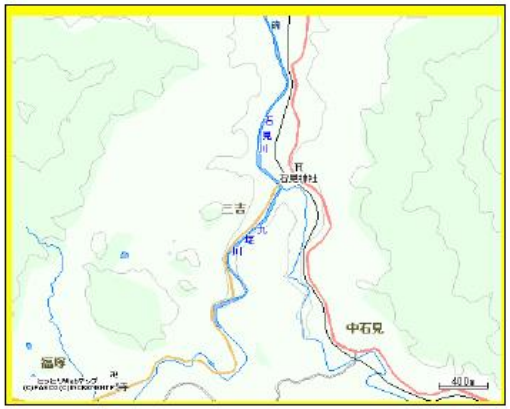
項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町下石見地区③　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

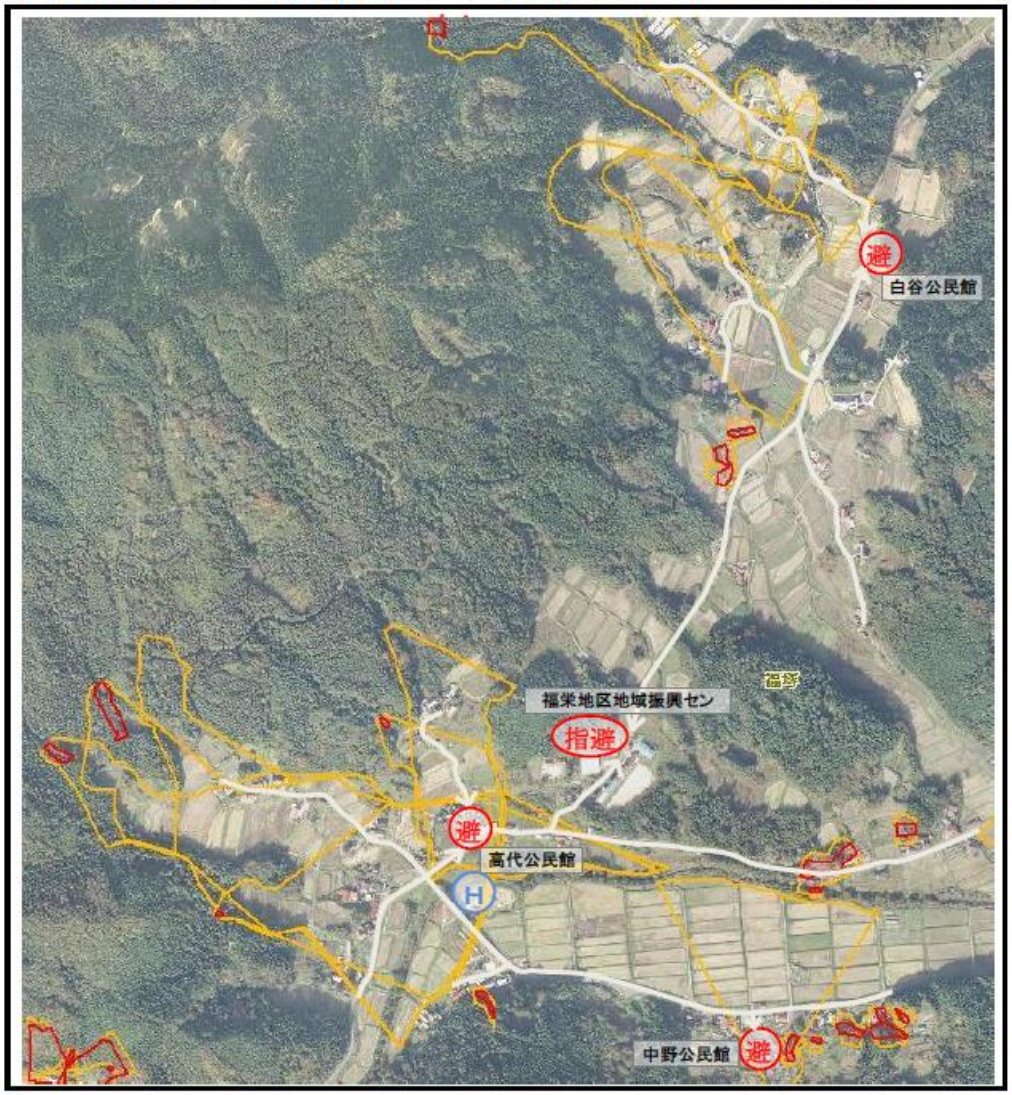




項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町福塚・神福地区　土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478



項　　目	記　　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
ヘリ臨着場	H
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。

日南町福塚・神福下地区　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

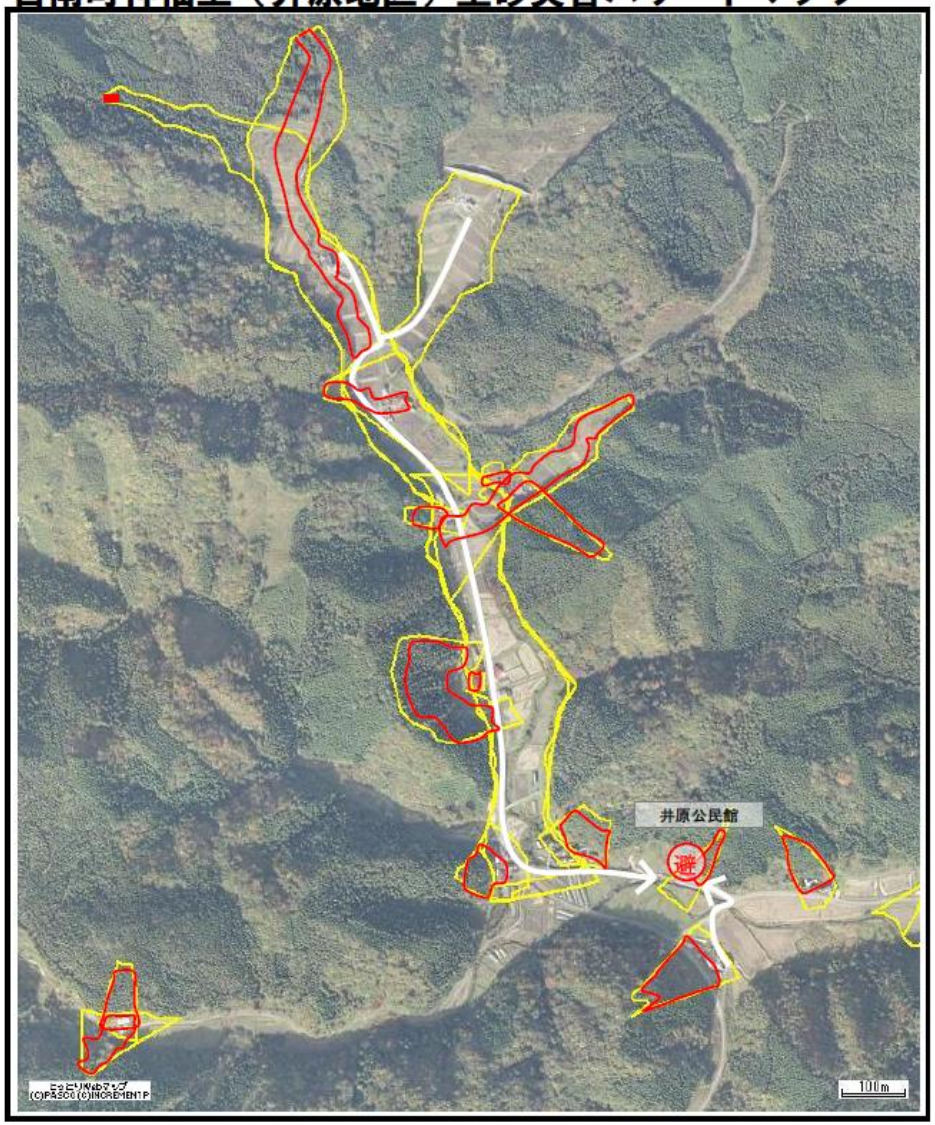


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

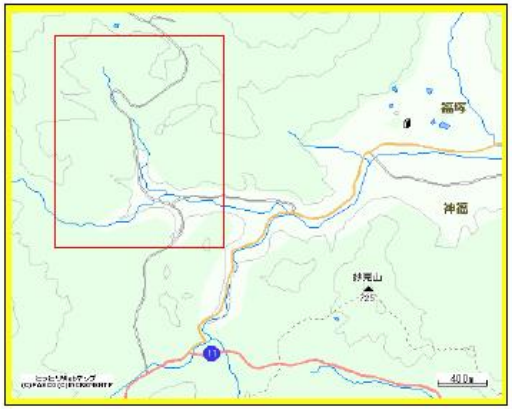


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神福上（井原地区）土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

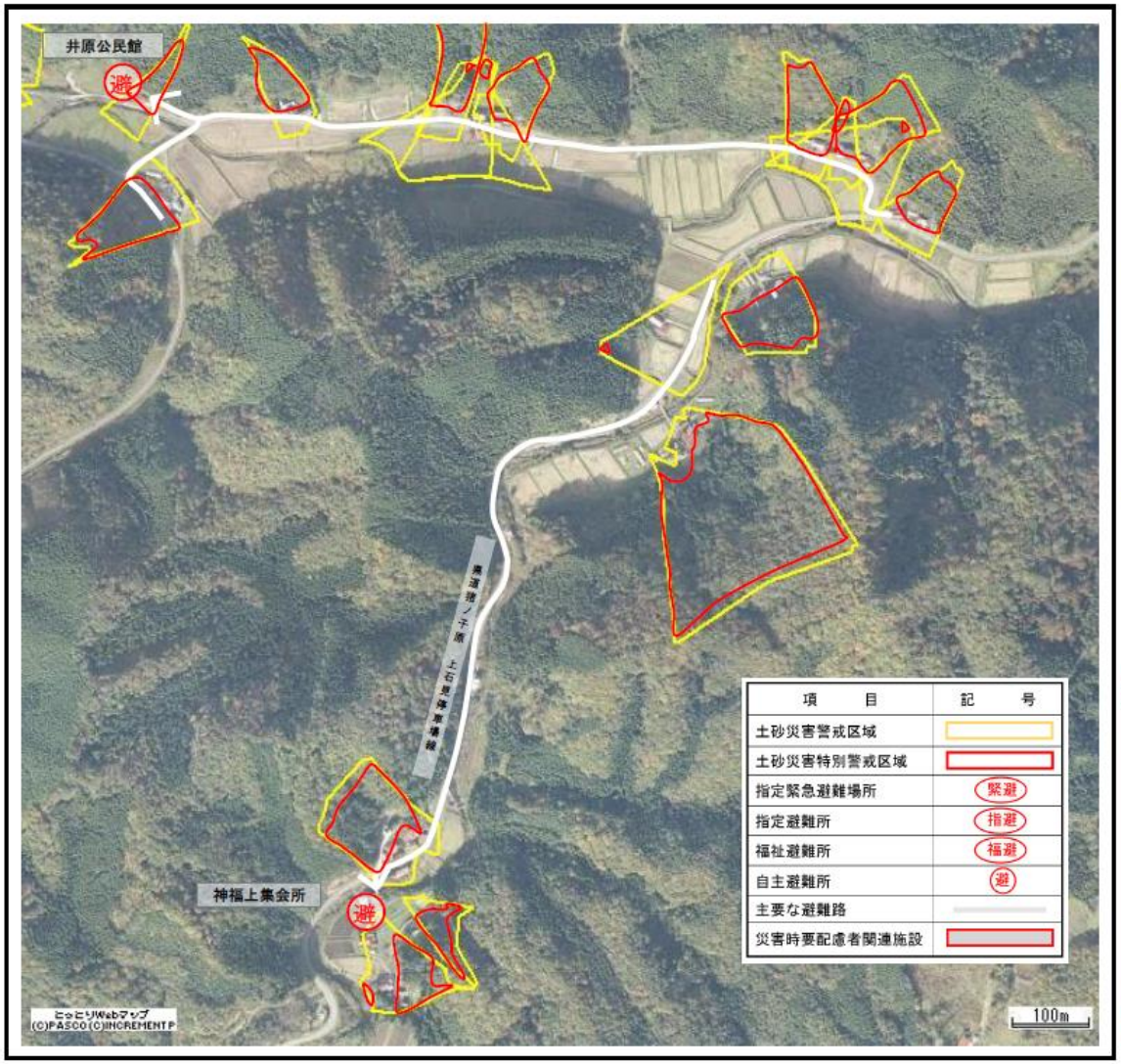


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

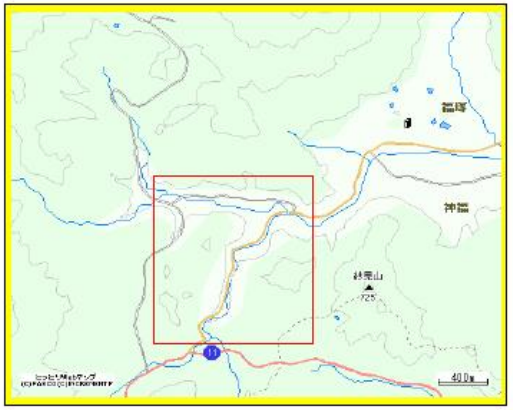
●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神福上（井原・猪子原地区）土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

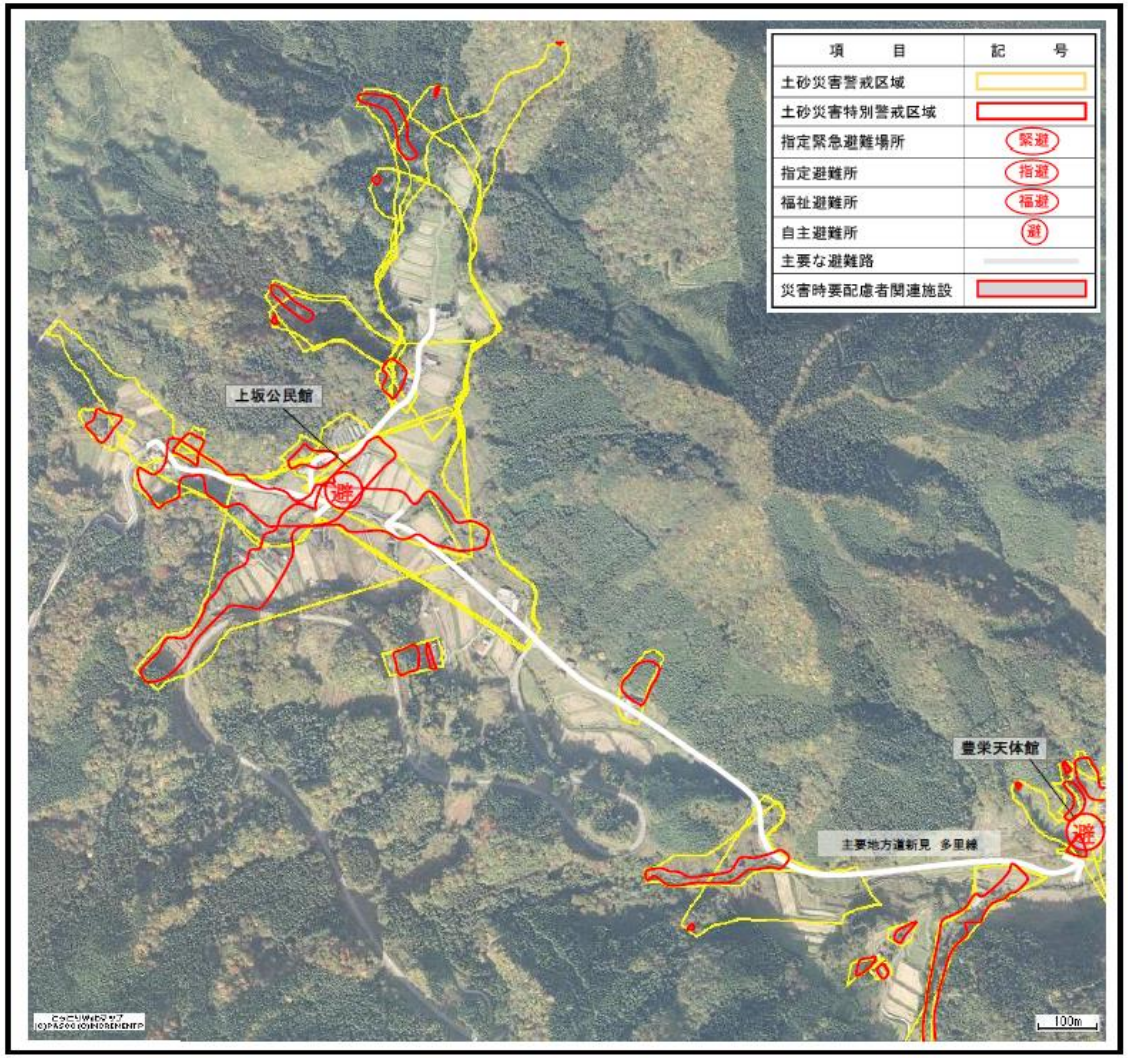


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

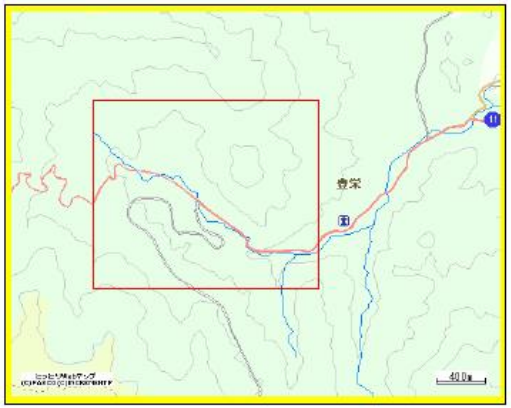


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町豊栄（上坂地区）土砂災害ハザードマップ

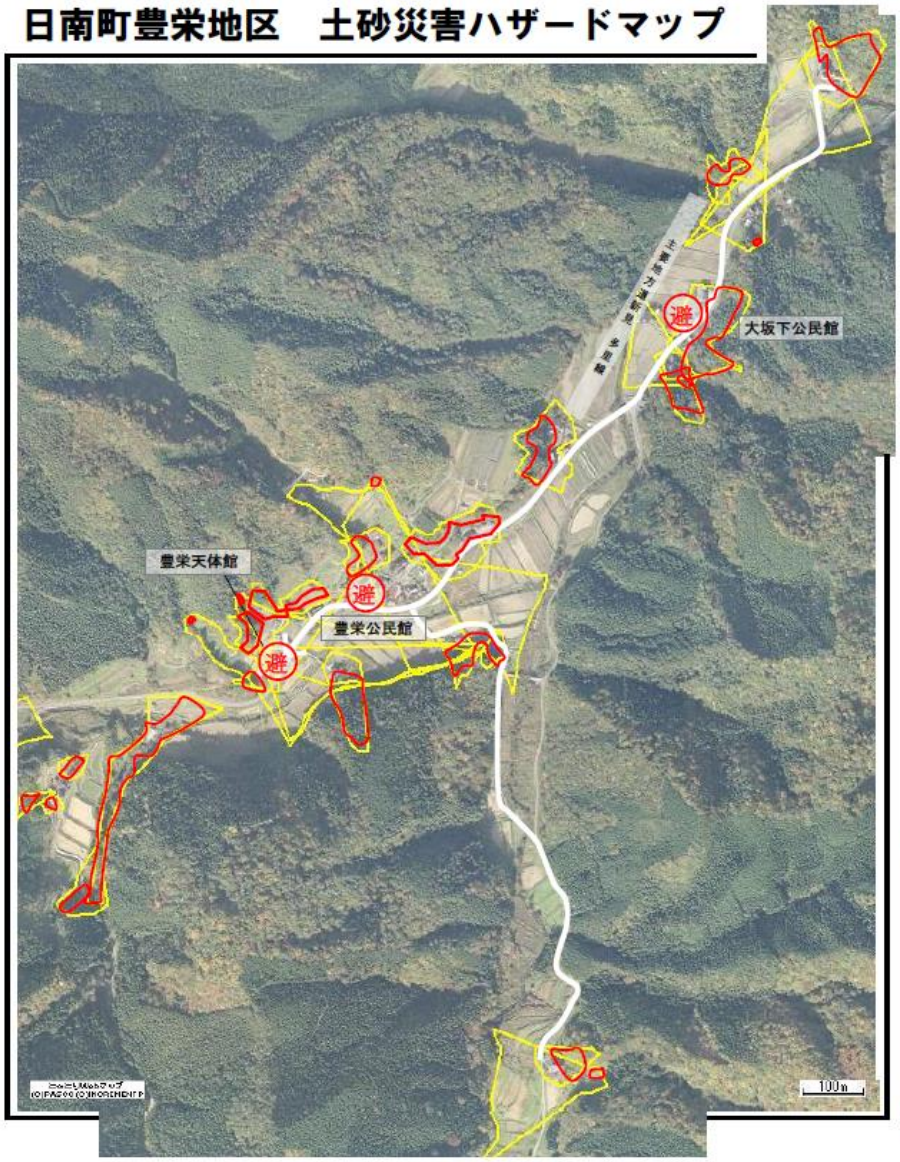


問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

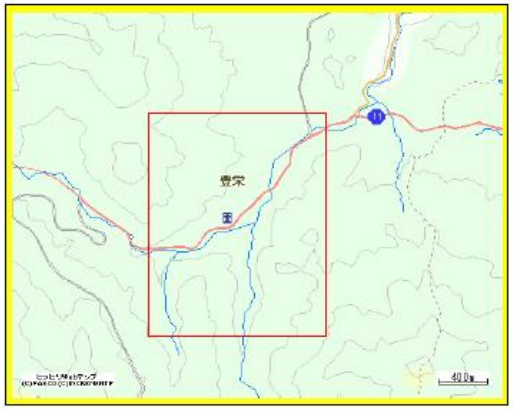


●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町豊栄地区　土砂災害ハザードマップ



問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478

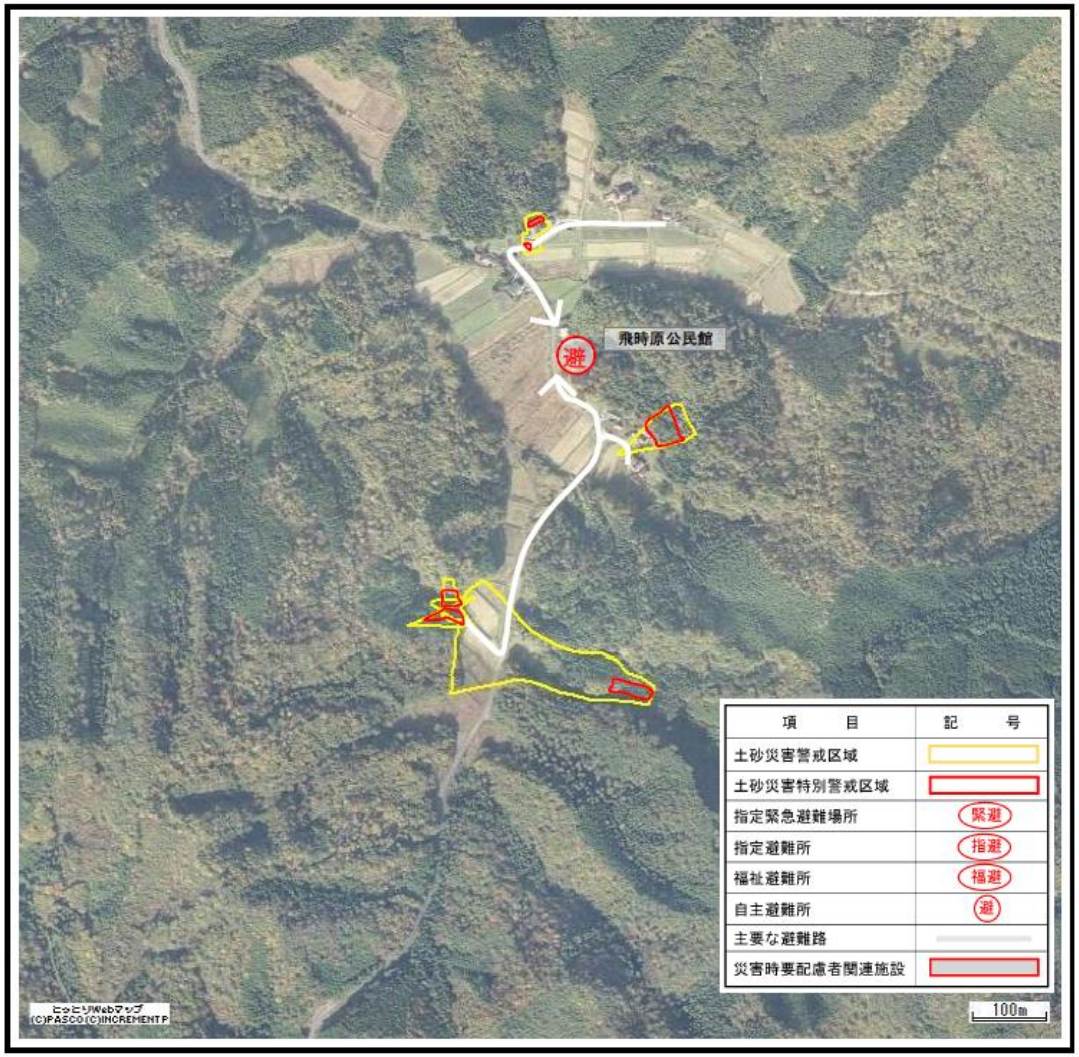


項　目	記　号
土砂災害警戒区域	
土砂災害特別警戒区域	
指定緊急避難場所	緊避
指定避難所	指避
福祉避難所	福避
自主避難所	避
主要な避難路	
災害時要配慮者関連施設	

●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある　区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

日南町神福下（飛時原地区）　土砂災害ハザードマップ

問い合わせ先
日南町役場 総務課
電話 0859-82-1111 FAX0859-82-1478





●黄色で囲まれた範囲（土砂災害警戒区域）は、「土砂災害が発生した場合、住民の生命又は身体に危害が生じる恐れのある区域」です。
●赤色で囲まれた範囲（土砂災害特別警戒区域）は、「建築物に危害が生じ、住民に著しい危害が生じる恐れがある区域」です。
・土砂災害警戒区域・特別警戒区域にお住まいの方は、大雨のときには警戒避難が必要となりますので、注意してください。
・また、土砂災害警戒区域以外の箇所でも土砂災害の発生する可能性がありますので、自分の住んでいる家の周辺の傾斜や渓流、避難場所などをよく確認しましょう。

3　火災危険区域

地域名	用途地域	火災予防上の地域指定	重要な施設	地域の状況			摘　要
				世帯数	人　口	その他	
生山地区 一円	住宅地域	なし	ＪＲ生山駅 日南町商工会 生山郵便局 日南病院 健康福祉センター				給油取扱所 ２施設 屋外タンク貯蔵所 家屋は木造が多く密集している
矢戸地区 〔矢　戸 上三栄〕	住宅地域	なし	日野上地域振興センター ふれあい会館 矢戸郵便局				昭和４年に大火発生
多里地区 〔多　里 中湯谷 井手口〕	住宅地域	なし	多里地域振興センター 多里郵便局				給油取扱所 １施設 家屋は木造が多く密集している
茶屋地区 〔矢　原 大　戸〕	住宅地域	なし	山上地域振興センター ＪＡ鳥取西部山上取次店 山上郵便局				給油取扱所 １施設
上石見地区 〔上石見 友　広〕	住宅地域	なし	石見地域振興センター 認定こども園 　にちなん十色石見分園 ＪＲ上石見駅 ＪＡ鳥取西部石見取次店 上石見郵便局				給油取扱所 １施設 家屋は木造が多く密集している

4　重要水防区域

重要水防区域

番号	河川名	地先名	区間			種別	重要度	備考
			左右岸	距離標	延長（m）			
7	日野川	日南町生山	左	52k100　～　52k200	100	水防警報区間	C	
8	日野川	日南町生山	左	52k200　～　52k300	100	水防警報区間	B	
9	日野川	日南町生山	左	52k300　～　53k100	800	水防警報区間	A	
10	日野川	日南町霞	左	53k100　～　53k600	500	水防警報区間	B	
11	日野川	日南町霞	左	53k600　～　53k800	200	水防警報区間	A	
12	日野川	日南町霞	左	53k800　～　54k000	200	水防警報区間	B	
13	日野川	日南町霞	左	54k000　～　54k100	100	水防警報区間	C	
14	日野川	日南町霞	左	54k100　～　54k800	700	水防警報区間	A	
15	日野川	日南町丸山	左	54k800　～　55k200	400	水防警報区間	C	
16	日野川	日南町丸山	左	55k200　～　55k500	300	水防警報区間	A	
17	日野川	日南町生山	右	52k300　～　52k800	500	水防警報区間	C	
18	日野川	日南町霞	右	52k800　～　53k300	500	水防警報区間	B	
19	日野川	日南町霞	右	53k300　～　53k800	500	水防警報区間	A	
20	日野川	日南町霞	右	53k800　～　54k100	300	水防警報区間	B	
21	日野川	日南町霞	右	54k100　～　54k500	400	水防警報区間	A	
22	日野川	日南町霞	右	54k500　～　54k600	100	水防警報区間	B	
23	日野川	日南町丸山	右	54k600　～　55k300	700	水防警報区間	A	
24	日野川	日南町丸山	右	55k300　～　55k400	100	水防警報区間	B	
25	日野川	日南町丸山	右	55k400　～　55k500	100	水防警報区間	A	

（県管理区間）

5　河川災害危険箇所

		重要水防箇所						観測所名	水防団待機　水位(m)	氾濫注意水位(m)	重要度	備考
番号	河川名	町村	大字	左岸延長	右岸延長	予想される原因	工法					
12	日野川	日南	生山	60	100	決壊	木流工	生山	-2.91	-2.09	A	危機管理型水位計
13	日野川	日南	生山	100	200	溢水・洗堀	積土のう工 木流工				A	
14	日野川	日南	霞	1,829	2,100	溢水・洗掘	積土のう工 木流工	霞	1.50	2.00	特A	
15	日野川	日南	萩原	300		溢水・洗掘	積土のう工 木流工				B	

16	日野川	日南	多里	150	220	溢水・決壊	積土のう工 木流工				A	
29	印賀川	日南	阿毘緑	570	370	溢水・決壊	積土のう工 木流工				A	
30	秋原川	日南	菅沢	30	30	溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
31	菅沢川	日南	菅沢		170	溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
32	砺波川	日南	大菅	500		溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
33	小原川	日南	霞	80		決壊	木流工				B	
34	小原川	日南	福万来	280	300	溢水	積土のう工				B	
35	小原川	日南	福万来	200	200	溢水	積土のう工				B	
36	石見川	日南	上石見	160	200	溢水・決壊	溢水・決壊				A	
37	石見川	日南	神戸上	50	100	決壊	木流工				B	
38	大原川	日南	下石見	50	50	溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
39	九塚川	日南	神福		150	溢水	積土のう工				B	
40	白谷川	日南	福塚	1,100	1,100	溢水・決壊	積土のう工 木流工				A	
41	笠木川	日南	笠木	170		溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
42	野組川	日南	新屋		200	溢水・決壊	積土のう工 木流工				B	
43	中原川	日南	菅沢		200	決壊	木流工				B	
44	日野川	日南	宮内		20	浸食	木流工				B	
50	井原川	日南	井原	30	20	洗堀	積土俵工				B	
51	砂田川	日南	神戸上		20	洗堀	積土俵工				B	
52	宝谷川	日南	宝谷	20		洗堀	積土俵工				B	
53	石見川	日南	市場	50		洗堀	積土俵工				B	

（県管理区間）

6　樋門ため池等の現況

○　樋門ため池等の現況

（1）重要用排水樋門

番号	河川名	位　置			種別	高巾	名称	操作 種類	（施設） 管理者	管理委託 団体名	備考
		郡市	町村	大字							
1	日野川	日野	日南	萩原	木製	H/L＝1.0m	1門	手動	日南町小水力発電公社		
2	日野川	日野	日南	宮内	木製	H＝1.0m L＝1.2m	1門	手動	西井手水路組合		
3	日野川	日野	日南	丸山	木製	H＝1.0m L＝1.5m	1門	手動	井津羽井出水利組合		
4	小原川	日野	日南	霞	木製	H/L＝1.2m	1門	（動力併用）	生山堰水利組合		
5	笠木川	日野	日南	笠木	鋼製	H＝0.65m L＝0.8m	1門	（動力併用）	葉侶井出水利組合		
6	印賀川	日野	日南	印賀	鋼製	H＝1.5m L＝13.0m	2門 夏日堰	（動力併用）	日南町		

7　日南町防災重点ため池

ため池	所在地
山口堤	日南町阿毘縁 791
黒ワラビ堤	日南町花口 1390-44
築谷堤３	日南町印賀 468
鉄穴ヶ谷山第１堤	日南町福寿実 956-16
鉄穴ヶ谷山第２堤	日南町福寿実 956-9
鉄穴ヶ谷尻堤	日南町福寿実 957
家ノ奥矢入山第２堤	日南町福寿実 241-36
家ノ奥矢入山第３堤	日南町福寿実 241-3
代ノ原上エ堤	日南町茶屋 3416
ヌリガンナ堤	日南町福塚 446
小倉原堤	日南町花口 1990-27

8　発電用貯水池

目　的　別	名　　称	所　在　地	総　貯　水　量	管　理　者
発電用	大宮ダム	日南町印賀	495,000 ㎥	中国電力株式会社
多目的	菅沢ダム	日南町菅沢	19,800,000 ㎥	国土交通省中国地方整備局

9　水防備蓄資材

資　材	数　量
土のう	
スコップ	
ブルーシート	
鉄筋	
かけ矢	
タコ槌	

１０　水防活動てん末報告様式

１．水防活動による使用(消費)資材費内訳

管　理	主要資材内訳							主要資材内訳							合	備
団体名	土のう		なわ				小	発煙筒		ｶｰﾊﾞｲﾄ				小		
	数量	金額	数量	金額			計	数量	金額	数量	金額			計	計	考

注　１．主要資材内訳の欄には、次に揚げる資材のうち該当するものを記入すること。
　　土のう・布袋類・たたみ・むしろ・なわ・竹・生木・丸太・杭・釘・板類・鉄線・かすがい・蛇籠および置石
　２．その他資器材の欄には、上記１以外のものを記入すること。
　３．主要器材ならびに、その他資器材のうち専用または転用できるもの、または災害復旧事業の対象となるものは、それぞれに応じ価格を減じて記入すること。
　４．資材類については、水防倉庫に備蓄しているもの以外のものも記載する。

２．水防活動実績表

管　理	指　定	水防活動延人員									合計	水防活動	水防活	備
団体名	非指定の別	水防団消防団	その他	計	出動手当	その他	小計(B)	主要資材	その他資機材	小計(B)	(A＋B)	を行なった主な河川海岸湖沼名	動を行なった期間	考

注　１．水防活動費のその他については、内容を備考欄に記入のこと。
　２．使用（消費）資材費については、様式２による区分により転記すること。
　３．水防活動を行った期間は、　　月　　日から　　月　　日までと記入し、同一市町村で同期間中に再度水防活動を行った場合には、その旨判別できるよう記入すること。
　４．水防活動に対する問題点等特記すべき事項があるときは備考欄に記入すること。

１１　ヘリコプター場外離着陸場

地　区	ドクターヘリNo.	防災ヘリNo.	離　着　陸　場　名	所　在　地
日野上	日南１０		まなび宿ひのかみグラウンド	三栄１０９７
山　上	日南１４		旧おおくさ荘駐車場	茶屋３６３０－１
阿毘緑	日南３	３４２	ゆきんこ村運動広場	下阿毘緑４７７
	日南１２		ゆきんこ村駐車場（本館前）	下阿毘緑４７８
大　宮	日南５	３４４	日南湖畔広場	菅沢４４６
	日南１１		まなび宿おおみやグラウンド	印賀１５１６
多　里		３４１	多里山村広場	萩原４９０－２
	日南７	３５１	多里山村広場駐車場	萩原４９０－２
石　見	日南４	３４３	日南邑グラウンド	神戸上２９６２－１
	日南８	３７６	日南町防災基地	下石見３０６－３
	日南９		まなび宿いわみにしグラウンド	中石見７９５
	日南１３	３４９	三本松公園	神戸上
福　栄	日南６		大田農村公園	神福１２８５－１

１２　異常気象事前通行規制箇所

路　線　名	規　制　区　間		規　制　延　長　(km)	規制基準（mm）	迂　回　路
国道 183 号	日南町	矢戸～宮内	2.8	時間雨量 40 総雨量　200	普通車（(主）新見日南線、(－）猪子原上石見（T）線、(主）新見多里線） 大型車（国道 180 号、182 号、314 号）
（主）新見日南線	日南町	中石見	1.3	時間雨量 40 総雨量　200	（－）上石見黒坂（T）線
（主）安来伯太日南線	日南町	矢戸	1.2	時間雨量 40 総雨量　200	（－）横田伯南線
（主）安来伯太日南線	日南町	下阿毘緑	0.8	時間雨量 40 総雨量　200	（主）阿毘緑菅沢線、(－）横田伯南線
（主）新見多里線	日南町	豊栄～湯河	8.4	時間雨量 40 総雨量　200	（主）新見日南線、(－）猪子原上石見（T）線
（主）横田多里線	日南町	上萩山～多里	6.0	時間雨量 40 総雨量　200	国道 183 号、(主）安来伯太日南線、(－）印賀奥出雲線
（主）阿毘緑菅沢線	日南町	折渡～印賀	3.8	時間雨量 40 総雨量　200	（主）安来伯太日南線、(－）本山伯太線
（主）阿毘緑菅沢線	日南町	印賀	1.6	時間雨量 40 総雨量　200	（主）安来伯太日南線、(－）本山伯太線

（一）多里伯太線	日南町	萩原～笠木	4.8	時間雨量 40 総雨量　200	国道 183 号、（主）安来伯太日南線
（一）横田伯南線	日南町	福万来	0.4	時間雨量 40 総雨量　200	国道 183 号、（主）安来伯太日南線
（一）横田伯南線	日南町	霞	0.5	時間雨量 40 総雨量　200	国道 183 号、（主）安来伯太日南線
（一）上石見黒坂（T）線	日南町	神戸上	0.3	時間雨量 40 総雨量　200	国道 180 号、国道 183 号、（主）新見日南線
（一）上石見黒坂（T）線	日南町	花口	0.7	時間雨量 40 総雨量　200	国道 180 号、国道 183 号、（主）新見日南線
（一）猪子原上石見（T）線	日南町	神福～福塚	3.6	時間雨量 40 総雨量　200	（主）新見日南線、（主）新見多里線
（一）猪子原上石見（T）線	日南町	福塚～三吉	3.0	時間雨量 40 総雨量　200	（主）新見日南線、（主）新見多里線
（一）花口下石見線	日南町	下石見	0.6	時間雨量 40 総雨量　200	（主）新見日南線、（一）上石見黒坂（T）線
（一）菅沢日野線	日南町	菅沢～黒坂	7.7	時間雨量 40 総雨量　200	国道 180 号

１３　危険物取扱業者

業者名称	所在地	電話番号
（有）さんせきパル	日南町生山 696	０８５９－８２－１３２１
（有）前田石油店	日南町生山 160-15	０８５９－８２－１１３５
鳥取西部ジェイエーサービス	日南町霞 779	０８５９－８２－０２２７
多里石油（有）	日南町多里 766-2	０８５９－８４－０９３１
長尾石油店	日南町上石見 733-5	０８５９－８３－０００７
岡田石油店	日南町生山 406-6	０８５９－８２－０１６６
ＪＡ西部山上ＳＳ	日南町茶屋大戸口田 3672-4	０８５９－８２－０４１０

１４　特別警報・危険警報・警報・注意報発表基準

特別警報の指標及び危険警報・警報・注意報発表基準一覧表

令和8年5月28日現在
発表官署　鳥取地方気象台

日南町	府県予報区	鳥取県	
	一次細分区域	中・西部	
	市町村等をまとめた地域	日野地区	
特別警報	レベル５大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル５大雨特別警報の基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル５土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－１の基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合
	レベル５高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合	
	暴風雪	中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
	大雪	府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合	
	波浪		
危険警報	レベル４大雨	表面雨量指数基準	別紙１－３の対象格子において別紙１－１のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－４の対象河川の格子において別紙１－２のレベル４大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル４土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－２のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね２時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル４高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
警報	レベル３大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準 *1	別紙１－２のレベル３大雨警報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル３土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－２のレベル４土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね３～６時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表）
	レベル３高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	暴風	平均風速	20m/s
	暴風雪	平均風速	20m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm
	波浪	有義波高	
注意報	レベル２大雨	表面雨量指数基準	別紙１－１のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		流域雨量指数基準	別紙１－２のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
		複合基準 *1	別紙１－２のレベル２大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル２土砂災害	60分雨量及び土壌雨量指数基準	別紙２－３のレベル２土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合
	レベル２高潮	水位（高潮予報区間に限る）又は潮位	
	強風	平均風速	12m/s
	風雪	平均風速	12m/s　雪を伴う
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ25cm
	波浪	有義波高	
	雷	落雷等により被害が予想される場合	
	融雪		
	濃霧	視程	100m
	乾燥	最小湿度40%で実効湿度65%	
	なだれ	①積雪の深さ30cm以上あり降雪の深さ40cm以上 ②山沿いの積雪の深さ60cm以上あり次のいずれか 1　最高気温が8℃以上 *2 2　かなりの降雨	
	低温	最低気温−4℃以下 *3	
	霜	早霜期　晩霜期　最低気温3℃以下	
	着氷		
	着雪	12時間降雪の深さ：25cm以上 気温：−2℃～2℃	
レベル5氾濫特別警報・レベル4氾濫危険警報・レベル3氾濫警報・レベル2氾濫注意報の発表対象となる河川予報区のうち、日南町に関係する河川予報区名及び基準観測所名		別紙3	

*1　表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

*2　気温は鳥取地方気象台の値。

*3　気温は米子特別地域気象観測所の値。

令和6年度　日南町除雪計画一覧(県道)

(車道除雪)

機種及び所有形態	路線名	区間	延長km	摘要(除雪形態)
神戸上農林(株)	(主) 新見日南線	(丸山～上石見:県境)	13.0	
11t級ドーザ(県有)	(一) 神戸上新見線	(神戸上～桑平峠:県境)	5.0	
11t級ドーザ(県有)	(一) 上石見黒坂(T)線	(上石見～花口:町境)	8.4	車道除雪日南町1工区
7t級トラック(県有)	(一) 花口下石見線	(花口～下石見)	4.7	
(有)岡田建設	(一) 生山(T)線	(生山地内)	0.4	
7t級トラック(自有)				
日南振興(株)	道の駅	(駐車場内)		日南町2工区
8t級ドーザ(町有)				
大宮建設(有)	(主) 阿毘縁菅沢線	(菅沢秋原～折渡機庫)	7.1	
グレーダ4.0m (自有)	(一) 菅沢日野線	(菅沢中原～久住:町境)	3.1	
8t級ドーザ(自有)				
8t級ドーザ(自有)				
5t級ドーザ(自有)				車道除雪日南町4工区
(株)エイト				
11t級ドーザ (県有)	(主) 阿毘縁菅沢線	(下阿毘縁大原～折渡機庫)	4.8	
11t級ドーザ (町有)				
日南建工(有)	(一) 本山伯太線	(印賀～印賀立石)	2.0	
8t級ドーザ (町有)				
(有)近藤板金工作所	(一) 多里伯太線	(福寿実～アメダス茶屋)	0.9	
11t級ドーザ(県有)	(一) 横田伯南線	(福寿実～霞)	12.5	
8t級ドーザ (町有)				
(有)福岡組	(主) 新見多里線	(豊栄～神郷:県境)	3.5	車道除雪日南町5工区
8t級ドーザ(自有)	(一) 猪子原上石見(T)線	(猪子原～井原)	1.7	
小竹林業(株)	(一) 猪子原上石見(T)線	(井原～下石見)	5.3	
11t級ドーザ(町有)				
(有)大柄組	(主) 安来伯太日南線	(矢戸～下阿毘縁)	9.0	車道除雪日南町6工区
13t級ドーザ(県有)				
グレーダ4.0m (自有)				
(有)坪倉組	(主) 新見多里線	(湯河～豊栄)	9.5	車道除雪日南町7工区
13t級ドーザ(県有)				
(株)エイト	(一) 横田伯南線	(大菅～砺波別れ)	6.0	
8t級ドーザ (自有)	(一) 印賀奥出雲線	(下阿毘縁～万丈峠:県境)	3.6	
8t級ドーザ (自有)	(主) 安来伯太日南線	(下阿毘縁～伯太:寺谷坂)	5.8	
11t級ドーザ (県有)	(一) 多里伯太線	(折渡～狩屋原)	1.9	
(有)だんだん	(一) 多里伯太線	(虫尾別れ～六地蔵)	2.1	
8t級ドーザ (町有)				
(有)近藤板金工作所				
8t級ドーザ (町有)	(一) 多里伯太線	(笠木～山裏)	2.4	車道除雪日南町12工区
グレーダ4.0m(県有)				
5t級ドーザ (町有)				
日南電創	(一) 多里伯太線	(虫尾別れ～狩屋原)	1.5	
5t級ドーザ (町有)				
(個人)山形美智也	(主) 横田多里線	(萩原～竜ヶ駒:県境)	7.0	
8t級ドーザ (町有)				
(株)グリーン・シャイン	(一) 多里伯太線	(萩原～河上)	1.9	
8t級ドーザ (町有)				
			計123.1	
(株)エイト	(一) 印賀奥出雲線	(下阿毘縁～万丈峠:県境)	3.6	
ロータリ(県有)	(一) 横田伯南線	(大菅～砺波別れ)	6.0	
	(主) 安来伯太日南線	(矢戸～寺谷峠:県境)	14.8	
神戸上農林(株)	(一) 神戸上新見線	(神戸上～桑平峠:県境)	5.0	
ロータリ175ps級 (町有)	(一) 上石見黒坂(T)線	(上石見～花口:町境)	8.4	車道除雪日南町12工区(拡幅除雪)
	(一) 花口下石見線	(花口～下石見)	4.7	
(株)創環	(主) 阿毘縁菅沢線	(菅沢秋原～下阿毘縁大原)	11.9	
ロータリ250ps級 (自有)				
(株)エイト	(主) 安来伯太日南線	(山上別れ～横田伯南線入口)	1.2	
乗用小型除雪車 (県有)	(主) 印賀奥出雲線	(山上別れ～大谷別れ)	2.2	車道除雪日南町12工区(応援除雪)
(有)近藤板金工作所	(主) 阿毘縁菅沢線	(楽楽福神社～吉鉾)	1.8	
乗用小型除雪車 (県有)	(主) 安来伯太日南線	(アメダス茶屋付近)	0.2	

県直轄等	・国道180号(県委託)日野町福長～五輪峠(町境)	9.5km	
	・国道183号(県委託)日野町福長～丸山(生山道路)	5.0km	
	・〃　(県委託)丸山～鍵掛峠(県境)	18.5km	

令和6年度　日南町除雪計画一覧(町道)

校区名	業者名(個人名)	機種及び所有形態	町　道　(　農　道　含　む　)	摘　要
阿毘縁・大宮	(株)エイト	(自有) 8t級ドーザ	大菅阿毘縁・緑屋陰地・(山口)・陰地側・大谷 長溝高山・東比田・大池	阿毘縁地域活性化センター・ゆきんこ村
		(町有) 5t級ドーザ L9-2 「鳥取000る328」	深坂・鬼ヶ平・大原・下阿毘縁・(中粟谷)	岸利男・下阿毘縁・丸山宅・船越宅・若林宅
		(町有) 11ｔ級ドーザ L20 「鳥取000る146」	折渡・奥粟谷・坂原・折渡馬の背	安来伯太日南(県境～草野)
		(自有) 8t級ドーザ	穴内	
		(自有) 3t級ドーザ	夏ヶ谷・深坂	柳原宅・法橋宅・安田宅(舗装部分まで)・秋末宅 池田宅・木村宅・旧阿毘縁小学校
		(県有) ロータリー		
山上	(有)近藤板金工作所	(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る711」	鉄穴内・一丁田・一丁田見田・坊・葉呂・鈩原・山裏大谷 笠木大原・槙林・河谷・平田稗田・小雀・細屋	山裏・山上地域振興センター 小雀線(石川丈子)・河上宅～青戸正宅
		(自有) 3t級ドーザ	矢原大戸	
		(町有) 5t級ドーザ ZW80 「鳥取900る96」	熊坂・熊坂奥・稲荷面・矢谷・大内谷・矢入	
	(有)だんだん	(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る356」	佐木谷虫尾・古市佐木谷(佐木谷地内)・福万来佐木谷 仙木谷細屋・大戸小濁	
	日南電創	(町有) 5t級ドーザ ZW80 「鳥取000る577」	落合尾郷・虫尾・狩屋原・奥鈩・佐木谷虫尾	佐木谷分校・和田原
	(株)創環	(自有) ロータリー		
大宮	日南建工(有)	(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取900る210」	印賀・立石吉鈩・樋ヶ峠横見・上横見・印賀古市 中横見・大原・本山吉鈩	
		(町有) ブル5t級 D31A-17 「鳥取000る293」	元菅沢	大森宅
	大宮建設(有)	(自有) 5t級ドーザ (自有) 8t級ドーザ (自有) 8t級ドーザ	古市佐木谷(宝谷地内)・向ノ原・夏日・大宮南・古市折渡・中津合 呼子・野路	
多里	(個人)山形美智也	(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る575」	井手口・滑・明谷・上原・荒田・半ノ目・下萩山・多里町	多里地域振興センター
	(株)グリーン・シャイン	(町有) 8t級ドーザ FL310-1 「鳥取000る19」	新屋・内方・中園・中園野組・坂郷・客戸・多里町・野組 滑・新山・滑奥・稲村・稲荷	山際栄一
	(有)日南住設	(自有) 3t級ドーザ	稲荷・新山の一部・井手口の一部・小森・客戸の一部・河本矢原	絹谷計男(稲荷)・安井勝美(新山)・大森(井手口) 多里団地
	つぼくランド	(町有) 5t級ドーザ WA80 「鳥取900る185」	客戸の一部・中湯谷・若松・灰谷・内方の一部・新屋の一部 旧新屋・小寺・湯河多里・多里町	多里地域振興センター
	(個人) 新田和之	(自有) 3t級ドーザ	漆奥谷	福田宅・杠宅・竜田宅・福原宅・田辺宅
石見	日南振興(株)	(町有) 8t級ドーザ FL310 「鳥取00も886」	鍛冶屋市場・市場・原・鍛冶屋堂原・北井・原市場・原公会堂 三吉・塚原上石見・トチ谷・野田ノ前・野田塚原・無坂 原松本・石見西校	旧石見西小・石見下水処理場
		(町有) 8t級ドーザWA100 「鳥取900る200」	霞福塚(霞)・宮田飛時原・飛時原野原・塚原上石見・広域農道 宗金井原	
		(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る81」	太田原	日南町防災基地・道の駅駐車場
	(有)三森工務店	(県有) 小型乗用除雪機	市場(集落内)	
	(株)神戸上農林	(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る178」	野原・月瀬・白地・六反田・与市原・宗後・上石見・山根	石見東小・(大岡・吉川)・金田浩・福田章人 福田修・松本道博
		(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る606」	神戸上農林地一体農道(牛舎まで)・日南邑・花見山	
		(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る528」	上花口・弐反田・東山・花口分校・下花口・下花口神社・洞 花口大原・洞三本松	河田英俊・長谷川広行
		(町有) 5t級ドーザ L9-2 「鳥取000る327」	森毛無・戸谷・仲屋	
	(有)アルファービジネス	(自有) 5t級ドーザ (自有) 8t級ドーザ	客・客奥・無坂・三吉・上坂	霞福塚線の枝線
	(株)神戸上農林	(町有) ロータリーHTR306 「鳥取900る108」		
日野上	(個人)橋　博明	(町有) 5t級ドーザ L9-2 「鳥取000る225」	長陽・大仁語・菅ノ原・木谷・赤坂・西楽々福・宮内 宮内西・中稲積	農道角原 多里下水処理場
	(株)グリーン・シャイン	(町有) 5t級ドーザ WA80 「鳥取00も990」	糠庄・丸山・糠庄下三栄・坂の下藤の木田・丸山大谷 三栄公民館・上三栄・大森三本杉・三本杉村尾・内裏原 東楽々福・井ノ原・嘉谷・旧日野上小学校・矢戸	
		(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取00も1016」	日南町役場・文化センター・日南中学校	総合文化センター周辺駐車場・カンファト団地 役場庁舎周辺駐車場・イチイ荘
		(町有) 5t級ドーザ ZW80 「鳥取000る698」	日野上地内	
		(町有) 5t級ドーザ FL305 「鳥取000る122」	上手小路・坂本山手・坂本・北の原権現・霞ニュータウン・田曽	かすみ荘・にちなん保育園 西村恵輝宅
	(有)三森工務店	(県有) 小型乗用除雪機	宮内	梅林文子
	(有)岡田建設	(自有) 8t級ドーザ (自有) 5t級ドーザ (自有) 3t級ドーザ (自有) 除雪ﾄﾗｯｸ7t	生山福長・桜原・定住団地1号・定住団地2号・日南町役場 川端・山手	植松山団地・生山駅駐車場
	(個人)前田昭彦	(町有) 8t級ドーザ ZW100 「鳥取900る161」	日南病院・田ノ原・生山家畜市場・消防署裏	病院周辺駐車場・きりしま団地・こぶし団地 田ノ原団地・健康福祉センター
	(有)セントラル商事	(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る303」	生山印賀・尾郷印賀	生山～ライスセンター 尾郷～宝谷・七瀬宅前旧道
	(株)LL-NATIONS	(町有) 8t級ドーザ WA100 「鳥取000る529」	桜子宮田・広域農道・北の原権現・日南中学校	中学校裏駐車場・日南中学校前バス停ロータリー
	生山自治会	(自有) 3t級ドーザ	生山地内(山手線外)	岡田建設
福栄	小竹林業(株)	(町有) 8t級ドーザ FL310-3 「鳥取000る199」 (町有) 8t級ドーザ ZW100 「鳥取900る172」 (町有) 11t級ドーザ WA200 「鳥取000る155」	若杉・若杉石垣・猪子原・大谷・花紙山根・(神戸中野) 王子奥・太田・宗金井原・桜子宮田・塚原福塚 立岩・上坂・白谷・白谷中・神福新屋・霞福塚・名谷・吉金	農道中野 農道浜

令和6年度　日南町除雪計画一覧(県道)

(歩道除雪)

機種及び所有形態	路線名	区間	延長km	摘要(除雪形態)
(有) 三森工務店	(国) 183号	(丸山～矢戸)	2.7	歩道除雪日南町8工区
乗用小型除雪車(県有)		(矢戸～宮内)	2.2	
「日野町ろ268」		(河上～萩原)	2.4	
(有)日南住設	(国) 183号	(萩原～湯河)	0.5	
乗用小型除雪車(県有)		(湯河～新屋)	2.2	小計　10.0km
「日野町ろ270」				
(有) 三森工務店	(一) 横田伯南	(霞～小原)	1.2	歩道除雪日南町9工区
乗用小型除雪車(県有)	(主) 新見日南	(丸山～生山)	4.7	
「日野町ろ132」		(下石見～上石見)	6.4	
「日野町い957」	(一) 神戸上新見	(東ノ原～神戸上)	2.2	
「日野町A87」	(一) 上石見黒坂(T)	(上石見～花口)	6.3	小計　20.8km
(有) 近藤板金工作所	(主) 安来伯太日南	(笠木～茶屋)	2.8	日南町12工区
乗用小型除雪車(県有)				
「日野町ろ3」				小計　2.8km
			計　33.6	

(凍結防止剤散布)

機種及び所有形態	路線名	区間	延長km	摘要(除雪形態)
(有) 今松工務店	(国) 183号	(鍵掛峠：県境～日野町福長)	23.5	凍結防止剤散布日南町10工区
凍結防止剤散布車(自有)	(一) 花口下石見	(花口～下石見)	4.7	小計　28.2km
(有) 大柄組	(国) 180号	(日野町福長～五輪峠：郡境)	9.5	凍結防止剤散布日南町11工区
凍結防止剤散布車(県有)	(主) 新見日南	(丸山～上石見：県境)	13.0	
	(主) 印賀奥出雲	(下阿毘縁～万丈峠：県境)	3.6	
「鳥取800は954」	(主) 安来伯太日南	(矢戸～寺谷峠：県境)	14.8	
	(主) 阿毘縁菅沢	(下阿毘縁大原～秋原)	11.9	
	(一) 菅沢日野	(菅沢～町境)	3.1	小計　55.9km
(有) 岡田建設	(一) 上石見黒坂(T)	(上石見～花口：町境)	8.4	凍結防止剤散布日南町3工区
凍結防止剤散布車(自有)	(一) 神戸ノ上新見	(神戸上～桑平峠：県境)	5.0	
	(一) 猪子原上石見(T)	(下石見～猪子原)	7.0	
	(主) 新見多里	(猪子原～豊栄)	3.7	小計　24.1km
			計　108.2	

5　孤立が予想される集落（日南町想定）

地　区	集　落　名	所　在　地	近接部落との距離
日野上	田ノ原	生山	生山　0.4ｋｍ
	牛尾	霞	霞　1.3ｋｍ
	桜子	丸山	丸山　0.8ｋｍ
	田曽	霞	丸山　1.8ｋｍ
	木谷	河上	河上　1.1ｋｍ
山上	尾郷	福万来	霞　3.9ｋｍ
	佐木谷	佐木谷	福万来　1.2ｋｍ
	虫尾	福寿実	佐木谷　1.7ｋｍ
	熊埒	福寿実	福万来　1.3ｋｍ
	狩屋原	福寿実	折渡　1.8ｋｍ
阿毘縁	大谷	上阿毘縁	上阿毘縁　0.5ｋｍ
	大菅	大菅	上阿毘縁　2.0ｋｍ
	緑屋	上阿毘縁	上阿毘縁　0.9ｋｍ
	砥波	大菅	下阿毘縁　1.6ｋｍ
大宮	奥粟谷	折渡	粟谷　2.6ｋｍ
	宝谷	宝谷	印賀　1.4ｋｍ
	立石	印賀	印賀　1.9ｋｍ
	元菅沢	菅沢	菅沢　1.4ｋｍ
	中津合	菅沢	菅沢　1.0ｋｍ
	呼子	菅沢	中津合　1.1ｋｍ
多里	萩山	萩山	萩原　2.8ｋｍ
	上萩山	上萩山	萩山　2.5ｋｍ
	滑	上萩山	木谷　3.1ｋｍ
	灰谷	多里	多里　0.8ｋｍ
	新山	新屋	新屋　0.4ｋｍ
	内方	新屋	新屋　0.1ｋｍ
	湯河	湯河	多里　0.6ｋｍ
石見	下花口	下花口	花口　0.2ｋｍ
	中村	三吉	塚原　0.8ｋｍ
	立岩	三吉	塚原　1.7ｋｍ
福栄	飛時原	神福	神戸　1.4ｋｍ
	大坂	豊栄	猪子原　1.8ｋｍ
	上坂	豊栄	大坂　1.9ｋｍ

第３節　文化財災害予防計画

１．文化財の現況

文化財種別	文化財の名称	所在地	文化財の種別	指定区分	防災施設設備
特別天然記念物	オオサンショウウオ	地域を定めず	動物	国	
特別天然記念物	コウノトリ	地域を定めず	動物	国	
天然記念物	船通山のイチイ	上萩山（船通山）	植物	国	
登録有形文化財	宮本家住宅　主屋	菅沢字アブ田井出上へ 729	建築物	国登録	
登録有形文化財	宮本家住宅　土蔵	菅沢字アブ田井出上へ 729	建築物	国登録	
登録有形文化財	久代家住宅　主屋	霞字福長サ 682	建築物	国登録	
登録有形文化財	久代家住宅　長屋門	霞字福長サ 682	建築物	国登録	
天然記念物	上石見のオハツキ・タイコイチョウ	上石見 819	植物	県	
天然記念物	解脱寺のモミ並木	下阿毘縁 611	植物	県	
天然記念物	印賀楽々福神社社叢	印賀宮ノ下モ 1492-1、1494-1、字宮 1693-1、1693-2、1695	植物	県	
天然記念物	神戸上ハンノキ沼沢林	神戸上字佐貫谷奥、字三本松、字澤	植物	県	
保護文化財	印賀宝篋印塔	印賀塔ノ山	建造物	県	
保護文化財	竜泉寺木造十一面観音像	上石見竜泉寺	彫刻	県	
無形民俗文化財	日南のかしら打ち	福塚：福栄伝統芸能保存会、多里：多里かしら打ち保存会	風俗習慣	県	
保護文化財	常福寺経蔵及び山門	日南町多里 471-1	建造物	県	
保護文化財	霞の要害跡出土梵鐘鋳造関連遺物	中石見（日南町郷土資料館）	考古資料	県	
天然記念物	多里層ノジュール列	新屋字青滝畑 1682-1	地質変動	県	
天然記念物	日南町神福のサクラソウ群落	神福 717-1 神福 717-15	植物	県	
天然記念物	大石見神社社叢	上石見大石見神社	植物	町	
有形文化財	石棒	印賀堂の前道下タ 1516-1⇒日南町美術館	参考資料	町	
無形民俗文化財	上三栄のもちつきともちつき唄	上三栄もちつき保存会	風俗習慣	町	
無形民俗文化財	日南神楽	日南神楽神光社	風俗習慣	町	
無形民俗文化財	霞のドンドさん（佐義長祭）	霞神社総代会	風俗習慣	町	
天然記念物	日南町神福のサクラソウ群落	日南町神福	植物	県	
史跡	矢田貝家史跡	日南町花口 1263-1	考古資料	町	
保護文化財	花口宝篋印塔	日南町花口 1238-1	石造物	町	

有形民俗文化財	新左衛門の大石橋	日南町花口 1149-4	橋	町	
史跡	下谷中鉄山跡	日南町笠木	考古資料	町	
保護文化財	無坂庚申塔	三吉 1469	建造物	町	
保護文化財	霞段の要害宝篋印塔	霞 610	建造物	町	
保護文化財	是次宝篋印塔	中石見 572-1	建造物	町	
重要美術品	袈裟襷文銅鐸	東楽々福神社	考古資料	国	

第４節　消防計画

日南町消防団出場区分表（火災出場）

	日野上地域	山上地域	阿毘縁地域	大宮地域	多里地域	石見地域	福栄地域
第１出場	①日野上分団 （河上・宮内・矢戸・三栄） ②多里分団 ③山上分団 （丸山・霞・生山） ②石見分団 ③福栄分団	①山上分団 ②阿毘縁分団 ③大宮分団 ④日野上分団	①阿毘縁分団 ②大宮分団 ③山上分団 ④日野上分団	①大宮分団 ②阿毘縁分団 ③山上分団 ④日野上分団	①多里分団 ②日野上分団 ③福栄分団 ④山上分団	①石見分団 ②福栄分団 ③日野上分団	①福栄分団 ②日野上分団 ③石見分団 ④多里分団
	※その他の分団は第２・第３出場及び他現場火災に備え待機						
第２出場	（河上・宮内・矢戸・三栄） ①石見分団 ②福栄分団 （丸山・霞・生山） ①多里分団 ②山上分団	①多里分団	①多里分団	①石見分団	①石見分団	①多里分団 ②山上分団	①山上分団
	※その他の分団は第２・第３出場及び他現場火災に備え待機						
第３出場	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団	①全ての分団

2　消防施設の整備

保管場所	保管機材	規格・数量	所属分団
日南町生山	消防ポンプ自動車	Ａ２級　１台	日野上分団
日南町茶屋	消防ポンプ自動車	Ａ２級　１台	山上分団
日南町印賀	小型動力ポンプ付積載車	Ｂ２級　１台	大宮分団
日南町阿毘縁	小型動力ポンプ付積載車	Ｂ２級　１台	阿毘縁分団
日南町湯河	消防ポンプ自動車	Ａ２級　１台	多里分団
日南町中石見	消防ポンプ自動車	Ａ２級　１台	石見分団
日南町福塚	消防ポンプ自動車	Ａ２級　１台	福栄分団

3　消防用施設の現況

分団名	管轄区域	消防機械			消防水利			備　考
		ポンプ自動車	ポンプ積載車	小型動力ポンプ	防火水槽	河川・池	プールその他	
日野上分団	河上、宮内、矢戸、三栄、丸山、霞、生山	1		6	11	138	1	簡易水道消火栓設置集落 宮内、矢戸、三栄、霞、生山
山上分団	茶屋、福寿実、福万来、笠木、佐木谷	1		6	9	126		簡易水道消火栓設置集落 茶屋、笠木
阿毘縁分団	大菅、阿毘縁、下阿毘縁		1	4	9	80		
大宮分団	折渡、印賀、宝谷、菅沢		1	5	4	82		
多里分団	新屋、多里、湯河、上萩山、萩原	1		5	5	100		簡易水道消火栓設置集落 新屋、多里、湯河、萩原の全域
石見分団	花口、神戸上、上石見、中石見、下石見、三吉、オロチ	1		9	22	122		簡易水道消火栓設置集落 花口、神戸上、上石見、中石見、下石見、三吉
福栄分団	豊栄、神福、福塚	1		7	10	80		簡易水道消火栓設置集落 福塚、神福の一部
計		5	2	42	70	728	1	

消防用無線機

呼出名称	表示用ＩＤ	種別
ぼうさいにちなんほんぶ２０１	本部２０１	携帯機
ぼうさいにちなんほんぶ２０２	本部２０２	携帯機
ぼうさいにちなんほんぶ２０３	本部２０３	携帯機
ぼうさいにちなんふくさかえ２０４	福栄２０４	携帯機
ぼうさいにちなんひのかみ２０５	日野上２０５	携帯機
ぼうさいにちなんたり２０６	多里２０６	携帯機
ぼうさいにちなんあびれ２０７	阿毘緑２０７	携帯機
ぼうさいにちなんおおみや２０８	大宮２０８	携帯機
ぼうさいにちなんやまがみ２０９	山上２０９	携帯機
ぼうさいにちなんいわみ２１０	石見２１０	携帯機
ぼうさいにちなんやくば２１１	役場２１１	携帯機
ぼうさいにちなんやくば２１２	役場２１２	携帯機
ぼうさいにちなんほんぶ３０１	本部３０１	車載機
ぼうさいにちなんふくさかえ３０２	福栄３０２	車載機
ぼうさいにちなんひのかみ３０３	日野上３０３	車載機
ぼうさいにちなんたり３０４	多里３０４	車載機
ぼうさいにちなんあびれ３０５	阿毘緑３０５	車載機
ぼうさいにちなんおおみや３０６	大宮３０６	車載機
ぼうさいにちなんやまがみ３０７	山上３０７	車載機
ぼうさいにちなんいわみ３０８	石見３０８	車載機

簡易無線機　１７台

4　消防水利

消火栓	防火水槽		河川	プール
	２０t 未満	２０t～６０t		
９８	7	６３	７２８	1

5　消防団員の状況

団　長	副団長	分団名	団員数	備　考
1	2	日野上分団	１５	定数１５人
		山上分団	１５	定数１５人
		阿毘緑分団	9	定数１３人
		大宮分団	１１	定数１３人
		多里分団	１５	定数１５人
		石見分団	１５	定数１５人
		福栄分団	１５	定数１５人
計			９８	定数１０４人

6　自衛消防団の状況

部落名	団員数	機　材	備　考
河上		小型動力ポンプＢ３　１台	日野上地区 団員数計　　人 小型動力ポンプ　６台
宮内		小型動力ポンプＢ３　１台	
矢戸		小型動力ポンプＢ３　１台	
上三栄		小型動力ポンプＢ３　１台	
丸山・三栄		小型動力ポンプＢ３　１台	
霞		小型動力ポンプＢ３　１台	
生山			
茶屋		小型動力ポンプＤ１　１台	山上地区 団員数計　　人 小型動力ポンプ　６台
福寿実		小型動力ポンプＢ３　１台	
福万来		小型動力ポンプＢ３　１台	
笠木		小型動力ポンプＢ３　２台	
佐木谷		小型動力ポンプＢ３　１台	
大菅		小型動力ポンプＢ３　１台	阿毘緑地区 団員数計　　人 小型動力ポンプ　５台
阿毘緑		小型動力ポンプＢ３　１台	
下阿毘緑		小型動力ポンプＢ３　３台	
折渡		小型動力ポンプＢ３　１台	大宮地区 団員数計　　人 小型動力ポンプ　５台
印賀		小型動力ポンプＢ３　１台	
宝谷		小型動力ポンプＢ３　１台	
菅沢		小型動力ポンプＢ３　２台	
新屋		小型動力ポンプＢ３　１台	多里地区 団員数計　　人 小型動力ポンプ　５台
多里			
湯河		小型動力ポンプＢ３　１台	
上萩山		小型動力ポンプＢ３　２台	
萩原		小型動力ポンプＢ３　１台	
花口		小型動力ポンプＢ３　１台	石見地区 団員数計　　人 小型動力ポンプ　９台
神戸上		小型動力ポンプＢ３　２台	
上石見			

中石見		小型動力ポンプＢ３　２台	
下石見・三吉		小型動力ポンプＢ３　３台	
オロチ		小型動力ポンプＢ３　１台	
福塚		小型動力ポンプＢ３　１台	福栄地区 団員数計　　人 （うち女性　１０人） 小型動力ポンプ　６台
神福上		小型動力ポンプＢ３　１台	
神福下		小型動力ポンプＢ３　１台	
豊栄上		小型動力ポンプＢ３　１台	
豊栄下		小型動力ポンプＢ３　１台	
福栄女性消防隊	１２	小型動力ポンプＤ１　１台	
計		４２台	

7　女性消防隊の現状

名称	所在地	隊員数	保有機材	備　考
茶屋女性消防隊	日南町茶屋		小型動力ポンプ D1	
福栄女性消防隊	日南町福塚	１０	小型動力ポンプ D1	

8　幼年消防クラブ

名称	所在地	隊員数	保有機材	備　考

9　常備消防の現況

名　　称	所　在　地	隊員数	保　有　機　材	備　　考
西部広域行政管理組合 江府消防署生山出張所	日南町生山 349-1	１３	ポンプ車２台 広報車　１台 救急車　１台	77-1001

第３章　災害応急対策計画

第１節　配備および動員計画

１　動員計画

○防災連絡責任者

区　分 課　名	防災連絡責任者		連絡方法	備　考
	正	副	電話	
総務課	総務課長	防災監	0859-82-1111	
地域づくり推進課	地域づくり推進課長	総括室長	0859-82-1115	
まち未来創造課	まち未来創造課長	参事	0859-82-1110	
農林課	農林課長	総括室長	0859-82-1114	
住民課	住民課長	総括室長	0859-82-1112	
環境エネルギー課	環境エネルギー課長	参事	0859-82-1717	
建設課	建設課長	総括室長	0859-82-1113	
教育課	教育課長	統括室長	0859-82-1118	
福祉保健課	福祉保健課長	総括室長	0859-82-0374	
こども若者未来課	こども若者未来課長	参事	0859-82-1027	
議会事務局	事務局長	書記	0859-82-1900	
出納室	会計管理者	防災監	0859-82-1901	
日南病院	事業管理者	事務次長	0859-82-1235	
認定こども園にちなん十色	園長	副園長	0859-82-0626	
総合文化センター	アシスト日南	教育委員会次長	0859-77-1111	
日南町図書館	館長	司書	0859-77-1112	
日南町美術館	館長	学芸員	0859-77-1113	
日野上地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-82-0318	
山上地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-82-0933	
阿毘縁地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-87-0909	
大宮地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-87-0911	
多里地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-84-0151	
石見地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-83-0711	
福栄地域振興センター	まちづくり協議会長	事務長	0859-83-0454	

第２節　通信情報計画

水位等の収集計画

１．雨量観測所

番号	河川名	観測所名	位置		管理者
			町名	大字	
1	日野川	丸山	日南町	丸山字広屋敷 597-２	国土交通省日野川河川事務所
2	日野川	生山	日南町	生山 357	日野振興センター
3	小原川	茶屋	日南町	茶屋大ジャフ田	気象庁
4	小原川	笠木	日南町	笠木原田 1335-3	国土交通省日野川河川事務所
5	印賀川	阿毘縁	日南町	阿毘縁古鈩床前井出下モ 711-3	国土交通省日野川河川事務所
6	印賀川	阿毘縁	日南町	阿毘縁 207 日南試験地	日野振興センター
7	印賀川	大宮	日南町	宝谷字下モ河原 344-4	国土交通省日野川河川事務所
8	印賀川	菅沢	日南町	菅沢字川西山 112-10	国土交通省日野川河川事務所
9	日野川	多里	日南町	多里新湯河橋から 300m生山	国土交通省日野川河川事務所
１０	日野川	鍵掛峠	日南町	新屋 1858-1	日野振興センター
１１	日野川	上萩山	日南町	上萩山字佛ヶ原 1097-1	日野振興センター
１２	石見川	下石見	日南町	下石見字鳥居ノ前 734-5	国土交通省日野川河川事務所
１３	石見川	上石見	日南町	上石見 648-9	日野振興センター
１４	九塚川	豊栄	日南町	豊栄字宮乃本 647-1	日野振興センター

２．水位観測所

番号	河川名	観測所名	町名	大字	管理者
1	日野川	丸山	日南町	丸山字新田 248-2	鳥取県
2	印賀川	大宮	日南町	宝谷字下モ河原 344-4	国土交通省日野川河川事務所
3	石見川	下石見	日南町	下石見	鳥取県
4	印賀川	菅沢	日南町	字川西山 112-10	国土交通省日野川河川事務所
5	日野川	日野川１０	日南町	生山	鳥取県
6	湯河川	湯河川１	日南町	湯河	鳥取県

３．河川カメラ

番号	河川名	観測所名	町名	大字	管理者
1	日野川	日野川９	日南町	生山	鳥取県
2	日野川	日野川１０	日南町	生山	鳥取県
3	日野川	日野川１１	日南町	霞	鳥取県
4	日野川	日野川１２	日南町	丸山	鳥取県
5	石見川	石見川１	日南町	下石見	鳥取県
6	石見川	石見川２	日南町	上石見	鳥取県
7	湯河川	湯河川１	日南町	湯河	鳥取県

４．道路カメラ

1	路線名	観測所名	町名	大字	管理者
1	国道 183 号	鍵掛峠	日南町	新屋	国土交通省
2	国道 183 号	生山道路	日南町	霞	鳥取県
3	国道 183 号	生山道路	日南町	生山	鳥取県
4	県道 8 号	新見日南線谷田峠	日南町	上石見	鳥取県
5	県道 9 号	安来伯太日南線	日南町	阿毘縁	鳥取県
6	国道 180 号	秋原橋付近	日南町	菅沢	鳥取県
7	県道 8 号	新見日南線	日南町	上石見	鳥取県
8	県道 9 号	安来伯太日南線	日南町	矢戸	鳥取県
9	国道 180 号	菅沢	日南町	菅沢	鳥取県
１０	国道 183 号	新屋	日南町	新屋	鳥取県
１１	国道 183 号	河上	日南町	河上	鳥取県
１２	県道 8 号	新見日南線	日南町	下石見	鳥取県
１３	県道 9 号	安来伯太日南線	日南町	茶屋	鳥取県
１４	県道 211 号	新見多里泉	日南町	神福	鳥取県
１５	県道 48 号	阿毘縁菅沢線	日南町	印賀	鳥取県
１６	県道 210 号	上石見黒坂停車場線	日南町	神戸上	鳥取県
１７	県道 108 号	印賀奥出雲線万丈峠	日南町	上阿毘縁	鳥取県
１８	県道 111 号	神戸上新見線桑平峠	日南町	神戸上	鳥取県
１９	国道 180 号	菅沢五輪峠	日南町	菅沢	鳥取県
２０	国道 183 号	日南町湯河	日南町	湯河	鳥取県
２１	県道 8 号	日南町霞	日南町	霞	鳥取県

５　日南町ライブカメラ

番号	地区名	設置場所	大字	管理者
1	日野上	日南グラウンド	生山	日南町
2	日野上	道の駅にちなん日野川の郷	生山	日南町
3	石見	下石見防災基地	下石見	日南町
4	多里	若松橋	湯河	日南町
5	福栄	福栄大橋	福塚	日南町

6　主要連絡先

施設名	所在地	電話	ＦＡＸ
日南町役場	日南町霞 800	0859-82-1111	0859-82-1478
議会事務局		0859-82-1900	0859-82-1131
出納室		0859-82-1901	0859-82-1390
総務課		0859-82-1111	
地域づくり推進課		0859-82-1115	
まち未来創造課		0859-82-1110	
農林課		0859-82-1114	
住民課		0859-82-1112	
環境エネルギー課		0859-82-1717	
建設課		0859-82-1113	
教育委員会		0859-82-1118	
農業委員会		0859-82-1902	
福祉保健課	日南町生山 511-5	0859-82-0374	0859-82-1027
こども若者未来課		0859-82-1027	
日南町社会福祉協議会	日南町生山 397-1	0859-82-6038	
日南町清掃センター	日南町下石見 1971	0859-83-1153	
日南町総合文化センター	日南町霞 785	0859-77-1111	0859-77-1114
日南町美術館		0859-77-1113	0859-77-1115
日南町図書館		0859-77-1112	0859-77-1114
日南町社会体育館	日南町生山 450	0859-82-0999	
学校給食センター	日南町霞 739	0859-77-1100	
日野上地域振興センター	日南町矢戸 1164-1	0859-82-0318	0859-82-0318
山上地域振興センター	日南町笠木 304	0859-82-0933	0859-82-0933
阿毘縁地域振興センター	日南町阿毘縁 1238-1	0859-87-0909	0859-87-0909
大宮地域振興センター	日南町印賀 1516	0859-87-0911	0859-87-0911
多里地域振興センター	日南町多里 826	0859-84-0151	0859-84-0151
石見地域振興センター	日南町上石見 723-1	0859-83-0711	0859-83-0711
福栄地域振興センター	日南町福塚 992	0859-83-0454	0859-83-0454
日南町人権センター	日南町三栄 1715-8	0859-82-0404	
認定こども園にちなん十色	日南町霞 740-1	0859-82-0626	0859-82-0520
認定こども園にちなん十色石見分園	日南町上石見 537	0859-83-1158	
日南小学校	日南町生山 450-2	0859-77-1200	0859-77-1201
日南中学校	日南町霞 740	0859-82-1225	0859-82-1226
日南病院	日南町生山 511-7	0859-82-1235	0859-82-1341
菅沢ダム管理事務所	日南町菅沢 112-10	0859-87-0311	0859-87-0313

鳥取県園芸試験場日南試験地	日南町阿毘緑 1203	0859-87-0306	
江府消防署生山出張所	日南町生山 349-1	0859-77-1001	0859-77-1002
黒坂警察署	日野町下菅 242-1	0859-74-0110	0859-74-0110
印賀駐在所	日南町印賀 1213-4	0859-74-0110	
生山駐在所	日南町生山 817-2	0859-74-0110	
多里駐在所	日南町湯河 337-11	0859-74-0110	
日南町商工会	日南町生山 735	0859-82-0145	0859-82-0184
日南町森林組合	日南町生山 423-2	0859-82-0130	0859-82-0321
鳥取西部農協日南支所	日南町霞 778	0859-82-1121	0859-77-1009

第３節　避難

１　指定避難所等

避難施設	住　所	指定緊急避難場所	指定避難所	福祉避難所	収容人数		
					短期	中期	長期
日南町役場	日南町霞 800	○					
日南町総合文化センター	日南町霞 785	○	○	○	1158	392	218
山上地域振興センター	日南町笠木 304		○		151	91	50
阿毘緑地域振興センター	日南町阿毘緑 1238-1		○		95	58	31
大宮地域振興センター	日南町印賀 1516		○		97	58	32
多里地域振興センター	日南町多里 826		○		858	517	285
石見地域振興センター	日南町上石見 723		○		199	120	66
福栄地域振興センター	日南町福塚 992		○		165	99	54
計		2	7	1	2723	1335	736

収容人員の考え方

初期：災害初期で緊急的に避難する場合１人当たり１㎡で算出

中期：数時間から１日程度の避難で横になって休む必要がある場合１人当たり１．６５㎡で算出

長期：２日以上の避難で身の回り品等の持ち込みが必要な場合１人当たり３㎡で算出

２　自主避難所等

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
日野上	河上	河上公民館	64	39	21	42
	宮内	宮内公民館	44	27	14	87
	矢戸	矢戸自治会館	50	30	16	98
		日野上地域振興センター(※)	246 (390)	147 (234)	82 (130)	
	三栄上	人権センター	147	89	48	80
	三栄下	三栄公民館	32	19	10	75
		旧日野上小学校体育館	579	350	193	
	丸山	丸山多目的集会所	42	25	14	61
	霞	霞自治会館	129	78	43	366
		小原集会所	36	22	12	
	生山	生山自治会館	111	66	36	460
		日南町商工会館	106	64	35	
	計		1586	956	524	1269

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
山上	茶屋	矢原多目的生活共同施設	37	22	12	138
		大仙谷多目的生活共同施設	29	17	9	
		細屋構造改善センター	71	42	23	
	笠木	懸日鉄公民館	42	25	8	148
		大原集会所	36	22	12	
	福寿実	潤谷集会所	25	15	8	94
		狩屋原集会所	22	13	7	
	佐木谷	－	－	－	－	21
	福万来	福万来集会所	43	25	13	54
		尾郷公民館	23	13	7	
計			292	172	87	455

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
阿毘緑	下阿毘緑	下阿毘緑集会所	55	33	18	198
		砥波部落公民館	32	19	10	
		大原集会所	26	15	8	
	阿毘緑	阿毘緑自治公民館	37	22	12	
	大菅	大菅活性化センター	37	22	12	
計			187	111	60	198

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
大宮	折渡	ー	ー	ー	ー	51
	印賀	印賀自治会館	85	51	28	96
		大宮地域振興センター				
	宝谷	宝谷構造改善センター	45	27	15	45
	菅沢	日南湖畔センター	102	65	35	55
計			232	143	78	247

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
多里	新屋	新屋自治会館	44	26	14	139
		旧新屋公会堂	36	22	12	
		多里地域振興センター				
	湯河	**多里地域振興センター**				60
	多里	桜ヶ瀬会館	162	98	54	106
		多里地域振興センター				
	萩原	萩原構造改善センター	65	39	21	96
		多里地域振興センター				
	上萩山	つるぎ会館	99	59	33	54
計			406	244	134	455

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
石見	花口	花口活性化センター	49	29	15	124
	神戸上	日南邑緑の館	328	198	109	208
		横見鉄穴内集会所	27	16	9	
	上石見	**石見地域振興センター**				178
		上石見駅	12	7	4	
	中石見	まなび宿いわみにし	53	32	17	144
		石見地域振興センター				
	下石見	野田公民館	59	35	19	196
		客公民館	36	22	12	
		原公会堂	45	27	15	
		松本・堂原公会堂	32	19	10	
		鍛冶屋公会堂	27	16	9	
		市場公会堂	49	29	16	
		下石見構造改善センター	144	87	47	
	三吉	下石見構造改善センター				61
計			861	517	282	911

		自主避難所	初期	中期	長期	人口
福栄	福塚	白谷公民館	50	29	16	148
		高代公民館	43	26	14	
		宮田公民館	33	20	11	
	神福下	中野公民館	73	44	24	111
		神戸公民館	37	22	12	
		太田公民館	37	22	12	
		飛時原公民館	39	23	12	
	神福上	井原公民館	49	29	15	67
		神福上公民館	61	37	19	
	豊栄	大坂下公民館	33	20	11	71
		豊栄公民館	83	49	27	
		豊栄天体館	55	33	17	
		上坂公民館	50	30	16	
計			643	384	206	397

収容人員の考え方

初期：災害初期で緊急的に避難する場合１人当たり１㎡で算出

中期：数時間から１日程度の避難で横になって休む必要がある場合１人当たり１．６５㎡で算出

長期：２日以上の避難で身の回り品等の持ち込みが必要な場合１人当たり３㎡で算出

太文字は指定避難所を自主避難所としても想定するもの

※ ２階部分を避難スペースとした場合

第４節　災害救助法に基づく救助

日南町における災害救助法の適用基準

１.住家等への被害が生じた場合

住家滅失世帯数　　３０世帯以上（令第１条第１項第１号）

半壊又は半焼した世帯数　６０世帯以上

床上浸水した世帯数　　９０世帯以上

鳥取県内の被害世帯数　　１０００世帯以上の場合（令第１条第１項第２号）

住家滅失世帯数　　１５世帯以上

鳥取県内の被害世帯数　　５０００世帯以上（令第１条第１項第３号前段）

被害世帯が多数

災害が隔絶した地域に発生した者である等、被災者の救護を著しく困難とする内閣府令で定める特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失した者であること。（令第１条第１項第３号後段）

２.生命身体への危害が生じた場合（いわゆる「４号基準」）

多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じた場合であって、内閣府令で定める基準に該当するとき。（令第１条第１項第４号）

・災害が発生し又は発生する恐れのある地域に所在する多数の者が、避難して継続的に救助を必要とすること。（府令第２条第１号）

・被災者について、食品の給与等に特殊の補給方法を必要とし、又は救出に特殊の技術を必要とすること。（府令第２条第２号）

３．災害救助法の制度概要

（１）避難所の設置

（ア）避難所の設置

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者	
費用の限度額	１人　１日当たり　３６０円以内	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　避難所が設置された場合、自治体等の避難所運営主体は、避難者の情報把握に努めるとともに、避難者が尊厳ある生活を行うことができるよう、避難生活における良好な生活環境に努めること。

具体的には、トイレ、テント、パーテーション、食事、ベッド等を避難所開設時から速やかに設置・提供すること。また、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、暑さ寒さ対策、避難スペースの確保等に配慮すること。また、プライバシーの確保、入浴および洗濯の機会の確保等に努めること。なお、スフィア基準に沿って、トイレについては、50 人に１基（発災初期）、20 人に１基（発災中長期）、女性用と男性用の割合が３：１、一人当たりの生活スペースは最低３．５㎡など、適切に対応すること。避難所等の運営に当たっては、避難所における生活環境についての指針等を参考にすること。

○　自治体は、避難者による自主的な運営が行われるよう、その支援方法について配慮すること。

○　災害の状況に応じて、国から都道府県・救助実施市に対して、避難所の設置に要した費用の一部を国庫から支弁できる。（一般基準は金額３６０円／人・日）、救助期間は７日間となっているが、延長・増額に関する協議は可能である）

○　指定避難所に加え、協定・届出避難所等、被災者が避難して実質的に避難所としての機能を果たした場合は対象。また、車中泊により避難生活を送るものに対し、、車中泊を行うためのスペースの設置により避難所を提供して差し支えない。

○　自治体は、避難所における個別的な需要の把握や防犯対策を進めるため、警察等と連携し各避難所への巡回パトロール等について配慮すること。

○　自治体は、高齢者、障がい者だけでなく、妊産婦、乳幼児等の要配慮者の特性に配慮し、必要な支援を実施すること。

○　要配慮者の状態に応じて適切に対応することができるよう、一般の避難所内にも要配慮者のスペースを設置するよう努めること。

※要配慮者スペースは、一般の避難所では避難生活に困難が生じる要配慮者のためのスペースで、広いパーテーションテントを設置している、室内用簡易トイレを設置している、生活支援のためのスタッフのスペースがある等、要配慮者のために何らかの配慮がなされているスペースをいう。

○　避難所が不足する場合等については、ホテル・旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。（一般基準は 10,000 円／泊・人（税込み）となっているが、増額に関する協議は可能）そのため、平時から二次避難先との協定締結を行うなど、確保に努めること。

○　在宅、車中泊等、避難所外で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所又は避難所の地域の支援拠点としての機能を有する支援の拠点において、物資・情報・食料等については、避難所の避難者同様、支援すること。避難所運営主体は、避難所外で避難生活を送っている被災者の情報把握にも努めること。

○　応急仮設住宅等、被災者の住まいの確保の進捗状況に応じ、避難所の計画的な解消について検討すること。

（イ）福祉避難所の設置

	一般の避難所	福祉避難所
対　象　者	災害により現に被害を受け、又は受ける恐れのある者	左の者うち、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児、病弱者等避難所において特別な配慮を必要とする者
費用の限度額	１人　１日当たり　３６０円以内	左に加えて、下記対象経費の通常の実費を加算
救助期間	災害発生の日から７日以内	同左
対象経費	避難所の設置、維持及び管理のための賃金職	左に加えて、

	員雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費	①おおむね 10 人の対象者に 1 人の生活に関する相談等に当たる職員等の配置経費 ②高齢者、障害者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③日常生活上の支援を行うために必要な消耗器材費などを加算できる

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　災害時に開設した福祉避難所等については対象。 ○　避難所が不足する場合等については、ホテル・旅館等を借り上げて、避難所とすることも可能。（一般基準は 10,000 円／泊・人（税込み）となっているが、増額に関する協議は可能） そのため、平時から二次避難先との協定締結を行うなど、確保に努めること。 ○　特養、老健等の入所対象者は、緊急入所等介護保険の枠組みで対応し、法の対象ではないこと。 ○　福祉避難所を指定したときは公示し、その施設の情報について、要配慮者を含む関係者等に周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得ておくこと。 ○　在宅・車中泊等、避難所外で避難生活を送っている被災者に対しても、避難所又は避難所の地域の支援拠点としての機能を有する支援拠点としての機能を有する支援の拠点等において、物資・情報・食料等については、避難所の避難者同様、支援すること。避難所運営主体は、避難所外で避難生活を送っている被災者の把握に努めること。

（参考）避難所でできること（災害救助法の対象となるもの）

主に食事に関すること

（暖かく栄養のバランスのとれた食事のために）

○　保健師、栄養士、調理師等の炊き出しスタッフの雇上げ

○　炊き出しのための食材、調味料、調理用具の購入、炊事場の確保や簡易調理室等の設置（一つの調達先に頼って食材が偏ることがないように注意）

○　被災者用の弁当などの購入

主に衛生及び暑さ対策に関すること

○　被災者用の仮設風呂、簡易シャワー室の設置、仮設ランドリー（洗濯機、乾燥機）仮設トイレ、授乳室

○　仮設風呂等ができるまでの間、入浴施設等への送迎と入浴料の支払い

○　暑さ対策として、エアコン、扇風機等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）氷柱や氷の購入

主に生活環境の整備に関すること

○　緩衝材としての畳、カーペットのレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支　えない）、プライバシー保護のための間仕切り設備、環境整備のための段ボールベット等の購入

○　避難所環境整備のための冷蔵庫、洗濯機、乾燥機、掃除機等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）

○　被災者のための毛布、タオル、下着類、歯ブラシ、消毒液、石鹸、市販薬などの購入、携帯電話の充電器などの貸与

主に避難所の設置に関すること

○　障害者、高齢者等のためのスロープ仮設置

○　情報収集のためのテレビ、テレビ等のレンタル（レンタルが困難な場合は購入しても差し支えない）

（２）応急仮設住宅の供与【建設型応急住宅】

	一般基準	備　　考
対　象　者	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	
費用の限度額	一戸当たり平均７，０８９，０００円以内	
住宅の規模	応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定	
集会施設の設置	おおむね５０戸に１施設設置可	５０戸未満でも小規模な集会施設の設置可
着工時期	災害発生の日から２０日以内	
救助期間	完成の日から最長２年（建築基準法８５条）	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　被災者の当面の住まいの確保のため、法の対象外ではあるが、都道府県及び市町村の行政財産である公営住宅の空き住戸の目的外使用による活用も積極的に図ること。 ○　高齢者等、日常生活上特別な配慮を必要とする者が複数いる場合に、老人居宅介護等事業所を利用しやすい構造及び設備を有する福祉仮設住宅を設置することができること。 ○　「建設型仮設住宅」について、その呼称を「建設型応急住宅」に改める。

（３）応急仮設住宅の供与【賃貸型応急住宅】

	一般基準	備　　考
対　象　者	住家が全壊、全焼又は流失した者であって、自らの資力では住宅を確保できない者	
費用の限度額	地域の実情に応じた額（実費）	家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等、民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なもの
住宅の規模	世帯の人数に応じて建設型仮設住宅で定める規模に準じる規模	
着工時期	災害発生の日から速やかに提供	
救助期間	最長２年（建設型応急住宅と同様）	「特定非常災害」の指定がある場合のみ、１年を超えない期間ごとの延長が可能

主　な　留　意　事　項
○　あらかじめ、民間賃貸住宅の関係団体と協定を結ぶなど、発災後にはただちにそれらの関係団体と連携が取れる体制を構築しておくことが望ましい。 （関係団体と家賃の上限の設定、提供戸数の把握など早急に把握） ○　被災者の孤立防止や日常生活の様々な相談対応等に利用できる地域コミュニティ等（集会施設）

を設置できることから、施設を設置する場合の借り上げ経費については、事前に内閣総理大臣への協議を行うこと。

○　「借上型仮設住宅」について、その呼称を「賃貸型応急住宅」に改める。（令和元年１０月公布）

○　応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であり、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府と協議の上、実施されたい。

応急仮設住宅の種類
１．建設型応急住宅 例：プレハブ・木造・等など ※給排水、電気等の接続をしたもの
２．賃貸型応急住宅（いわゆる、みなし仮設） 例：民間賃貸住宅
３．その他 例：トレーラーハウス、コンテナハウスなど

（４）炊出しその他による食品の給与

	一般基準	備　　考
対　象　者	避難所に避難している者、住家に被害を受け、又は災害により現に炊事のできない者	
費用の限度額	１人１日当たり１，３９０円以内	※別途、賃金職員等雇上費として人件費も対象となる場合がある。
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	主食日、副食費、燃料費、炊飯日・鍋等の使用謝金又は借上費、消耗器材費、雑費	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　炊出し等の給与については、避難所に避難しているからとか、炊事ができない状況にあるからとかというのみで単に機械的に提供するのではなく、近隣の流通機構も勘案しながら実施すること。 ○　握り飯、調理済み食品、パン、弁当等を購入して支給する場合の購入費は、炊き出しの費用として差し支えない。 ○　メニューの多様化、適温食の提供、栄養バランスの確保等、質の確保について配慮するとともに、状況に応じて管理栄養士等の専門職の活用も検討すること。 ○　適温食の確保のため、キッチンカーの活用、料理人等の専門職による食事提供、弁当等の配食サービス事業者等の食料提供業者による提供、ボランティア等による炊き出し、集団給食施設の利用による給・配食等、多様な供給方法の確保にもつとめること。

（炊き出し設備のモデルパターン、飲食業協同組合との協定のモデル例をガイドラインに掲載） ○　避難所ではなく、自宅において避難生活をしている方が避難所に炊き出し等の給与を受け取りに来た場合も対象となる。

（５）飲料水の供給

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害により現に飲料水を得ることができない者	
救助期間	災害発生の日から７日以内 ※期間が７日間を超過する場合、内閣総理大臣と協議し、別途期間を設けることが可能。	
対象経費	①水の購入費 ②給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費 ③浄水に必要な薬品又は資材費であって、当該地域における通常の実費	②機械：自動車、給水車、ポンプ等 器具：バケツ、ポリタンク、瓶等 ③薬品：ろ水器及び直接浄水するカルキ等 資材：ろ水器に使用するフィルター等

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　飲料に適した水の供給全体（飲料用以外に利用された水も含む）が費用の対象となる。 ○　災害により現に飲料水を得ることができないかどうかが救助の判断基準であるので住家の被害の有無は問わない。 ○　飲料水の供給は避難所等において行う。（給水車等により供給することが前提。） ○　多数の被災者が利用する避難所等に給水車等を派遣する場合の費用は災害救助法の対象となるが、特定の者だけが利用する施設の場合は、その管理者が負担すべきものであることから、災害救助法の対象とはならない。 （例：病院等の利用者・職員のみ使用する貯水槽へ給水活動を行う費用は対象外。） ○　避難所等で炊き出しとともに提供するペットボトル等の飲料水は、飲料水の提供ではなく、炊き出しその他による給与に含める。 ○　水道事業者が本来行うべき配水管の修理等や仮配管の設置費は認められない。同様に新たな水源を開発するボーリング調査や井戸さらいなどに要する費用も対象外である。 ○「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき提供される生活用水や防疫目的で使用される資材、薬品等は対象とならない。

（６）被服、寝具その他の生活必需品の供給又は貸与

	一般基準	備　　考
対　象　者	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用すること	※土砂の堆積により一時的に居住することができない状態となったものを含む。

	ができず、直ちに日常生活を営むのが困難な者	
費用の限度額	別記のとおり	住家の被害程度、被災時期（夏・冬）、世帯人数によって基準額が異なる
対 象 期 間	災害発生の日から１０日以内	
対 象 経 費	①被服、寝具及び身の回り品 ②日用品 ③炊事用具及び食器 ④光熱材料	①洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル等 ②石けん、歯みがき、トイレットペーパー等 ③炊飯器、鍋、包丁、ガスコンロ、茶碗、皿等 ④マッチ等

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○　法による被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、現物をもって行うものであるから、現金給付は無論のこと、商品券等の金券によることも認められない。なお、義援金品の配分等を法外で行う場合はこの限りではない。 ○　被服等の給貸与はすべて、世帯単位で行われることから、費用の限度額についても各世帯ごとで見ていくこととなり、必要な場合は各世帯ごとに費用の限度額に関する特別基準を設定することとなる。 ○　この救助は、見舞制度ではないので、各世帯の被災状況を確認することなく、一律に生活必需品を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。 ○　寒冷地の防寒ヒートショック等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる簡易な電気ストーブ又はこれに準ずるもの（セラミックヒーターや電気カーペット）、猛暑による熱中症及び脱水症状等の被災者の健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機など基準額の範囲内で生活必需品の品目として差し支えない。

＜別記＞被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与に係る救助費用の限度額

（ア）住宅の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季　別（※）	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上１人増すごとに加算
夏季	２０，３００円	２６，１００円	３８，７００円	４６，２００円	５８，５００円	８，５００円
冬季	３３，７００円	４３，５００円	６０，６００円	７０，９００円	８９，３００円	１２，３００円

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの

（イ）住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季　別 （※）	１人世帯	２人世帯	３人世帯	４人世帯	５人世帯	６人世帯以上１人増すごとに加算
夏季	６，７００円	８，９００円	１３，４００円	１６，３００円	２５，５００円	２，９００円
冬季	１０，７００円	１４，０００円	１９，９００円	２３，６００円	２９，８００円	３，９００円

※　線部は特別基準の設定が可能なもの

※ 夏季とは、４月１日から９月３０日までの間をいい、
冬季とは、１０月１日から翌年３月３１日までの間をいう。
この季別は災害発生の日をもって決定することとなる。

（７）医療及び助産

【医療】

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害により医療の途を失ったもの	あくまでも応急的な処置である
医療の実施	救護班により行うこと。ただし、急迫した事情がありやむを得ない場合は、病院又は診療所において医療（施術）（注）を行うことができる。	（注）あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術を含む
医療の範囲	①　診療、②薬剤又は治療材料の支給、 ③処置、手術その他の治療及び施術、 ④病院又は診療所への収容、⑤看護	
救助期間	災害発生の日から１４日以内	
対象経費	救護班：使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具等の修繕費等の実費 病院又は診療所：国民健康保険の診療報酬の額以内 施術者：協定料金の額以内	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　災害により医療の途を失ったものであれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。 ○　被災地であっても通常の保険診療等による医療が行われている場合には、法による医療を実施する必要はない。ただし、災害の影響で当該診療機関が受入可能な患者数をはるかに超える患者が発生している場合はこの限りでない。 ○　患者の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に医療を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

【.助産】

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害発生の日以前又は以後の７日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者	出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者を含む
助産の実施	救護班によって行われることが望ましいが、出産は一刻を争う場合も多いので助産師によることも差し支えない	
助産の範囲	①分娩の介助、②分べん後の処置、③脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給	
救助期間	災害発生の日から７日以内	
対象経費	救護班：使用した衛生材料費等の実費 助産師：慣行料金の 100 分の 80 以内の額	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　災害により医療の途を失ったものであれば、医療が必要となった理由が災害によるものか否かは問わない。 ○　被災地であっても通常の保険診療等による医療（産婦人科）が行われている場合には、法による助産を実施する必要はない。 ○　本人の経済的要件は問わない。例え経済的に余裕がある者であっても、現に助産を受ける手段を失っていることに変わりはないからである。

（８）被災者の救出

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害のため現に生命もしくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するもの	
救助期間	災害発生の日から３日（７２時間）以内	
対象経費	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主 な 留 意 事 項
○ 消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。何となれば、これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、日常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。 ○ いわゆる通常の避難は救出に含まれない。被災者が能動的に避難しうる状況にある場合は、法による救出は要しないと考えられるからである。 ○ 人の救出に限定される。財産はもとより救出される者が大切にしている愛玩具や動物等も対象とならない。 ○ 被災した原因は問わない。現に捜索や救出を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうと問わない。

（9）福祉サービスの提供

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者）	
救 助 期 間	災害発生の日から7日以内	
救助の範囲	ア　災害時要配慮者に関する情報の把握 イ　災害時要配慮者からの相談対応 ウ　災害時要配慮者に対する避難生活上の支援 エ　災害時要配慮者の避難所への誘導 オ　福祉避難所の設置（※）	（※）法第２条第２項の災害が発生するおそれがある場合に設置する場合を除く。
対象経費	○　上記アからエまでについては、消耗品費、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費 ○　上記オについては、消耗機材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費 ※　福祉サービス提供のために必要な賃金職員等に係る経費は「輸送費及び賃金職員等雇上費」の対象。	

※　下線部は特別基準の設定が可能なもの

主　な　留　意　事　項
○　福祉サービスの提供の対象者は、災害により現に被害を受け、避難生活において配慮を必要とする災害時要配慮者（高齢者、障がい者、子ども、妊産婦その他の者)。 ○　避難生活において配慮を必要とする者に対して行われる者であり、例えば、想定被災市町村の福祉関係職員の巡回のほか、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の在宅・車中泊避難者への派遣等が想定される。 ○　法による福祉サービスの提供は、あらかじめ編成しておいたチームを被災地へ派遣し福祉サービスの提供を行わせるものである。 ○　あらかじめ編成しておいたチームでは十分な福祉サービスの提供が確保できないときには、その他の社会福祉施設等から必要な職員を派遣することも差し支えない。 ○　福祉サービスのための輸送は、災害時要配慮者であって自ら避難することが困難な状況にある者を避難所等へ輸送する場合、または、福祉サービスを提供する者を被災地や避難所等へ輸送する場合などの輸送であり、１６「輸送費および賃金職員等雇上費」の対象 ○　法第２条第２項の災害が発生するおそれのある段階での福祉避難所の設置は、福祉サービスの提供ではなく、避難所の設置（内閣府告示第２条第１項第１号）の対象。 ○　福祉避難所は、一般の避難所の対象経費に加えて、 ①　おおむね 10 人の対象者に１人の生活に関する相談等に当たる職員等の対象経費 ②　高齢者、障がい者等に配慮した簡易洋式トイレ等の器物の費用 ③　日常生活上の支援を行うために必要な消耗機材費 などを加算できる。 ○　見守り支援や社会福祉施設における施設間応援に要する経費等の他省庁の事業については、法の対象でないこと。

（１０）住宅の応急修理　（住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理）

【準半壊以上（相当)】

	一般基準	備　　考
対　象　者	①災害のため住家が半壊（焼）またはこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊以上（相当） （全壊は修理することで居住することが可能な場合）
費用の限度額	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 １世帯当たり５３，９００円以内	・特別基準の設定はなし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額 ・ブルーシート、ロープ、土嚢など資材費及び建設業・団体等が行う施工費用の合計
救助期間	災害発生から１０日以内に完了	

	（その後の応急修理を迅速に実施する観点から、緊急に実施すること。）	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

(11)住宅の応急修理　（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）

【大規模半壊・中規模半壊・半壊】

	一般基準	備　　考
対　象　者	①災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理することができない者（半壊、中規模半壊世帯） ②災害のため大規模な改修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊したもの（大規模半壊世帯）	大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊以上（相当） （全壊は修理することで居住することが可能な場合）
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限の部分に対して、１世帯当たり７３９，０００円以内	・特別基準の設定はなし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から３か月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）	

主　な　留　意　事　項
○　この制度の趣旨は日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○　全壊（焼）の場合は、修理を行えない程度の被害を受けているため、基本的には対象とならないが、修理することで居住することが可能となる場合は、個別に対象とすることは可能である。 ○　借家等は通常はその所有者が修理を行うものであり対象とならないが、事情により所有者が修理を行わず、居住者の資力をもって修理しがたい場合は、対象となり得る。一方で会社の寮や社宅、、公営住宅等はその所有者が実施すべきであり対象とはならない。 ○　令和２年７月豪雨災害以降、応急修理をする被災者のうち、応急修理の期間が１か月を超えると見込まれる者であって、住宅が半壊（住宅としての利用ができない場合）以上の被害を受け、他の住まいの確保が困難な者については、応急修理期間中に応急仮設住宅を使用することを可能としたので、事前に内閣府に連絡の上、実施されたい。

住宅の応急修理（日常生活に必要な最小限度の部分の修理）「準半壊」

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害のため住家が半壊（焼）に準ずる程度の	

	損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者	
費用の限度額	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分に対して、 １世帯当たり３５８，０００円以内	・特別基準の設定なし ・１世帯当たり平均ではなく各世帯ごとの基準額
救助期間	災害発生の日から３か月以内に完了 （国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内に完了）	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　令和元年１０月２３日公布・施行（令和元年の災害から適用となる） （令和元年８月の前線に伴う大雨、令和元年台風第１５号、令和元年台風第１９号を含む） ○　この制度の趣旨は**日常生活に必要最小限度の部分を応急的に修理する**ことで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものであり、大規模半壊、半壊と考え方は同じである。

（１１）学用品の給与

	一般基準
対象者	災害により住家の全壊（焼）、流出、半壊（焼）又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒（幼稚園児、専門学校生、大学生等は対象外）
費用の限度	①教科書、正規の教材：実費 ②文房具、通学用品及びその他の学用品： 小学校児童　５，５００円以内 中学校生徒　５，８００円以内 高等学校生徒６，３００円以内
救助期間	災害発生の日から ①教科書、教材：１か月以内 ②文房具、通学用品及びその他の学用品：１５日以内

対象経費	①教科書及び正規の教材	学校にて有効適切なものとして使用しているワークブック、辞書、印鑑　など
	②文房具	ａ．ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規　など
	③通学用品	ｂ．傘、靴、長靴　等
	④その他の学用品	ｃ．運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作道具、裁縫用具　など

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　この救助は、見舞制度ではないので、各児童・生徒の被災状況を確認することなく、一律に教科書や文房具類を同数配布する等の運用は厳に慎むこと。

○　通学途中又は学校の近所の親類宅等で被災した場合なども必要と認められれば支給して差し支えない。 ○　学校のロッカー等に常時置いて行く参考書や副読本等（いわゆる置き勉）については、災害救助法の対象とならない。

（１２）埋葬

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害の際死亡した者を対象に、実際に埋葬を実施する者に支給	
費用の限度額	１体当たり 大人（１２歳以上）：２３２，２００円以内 小人（１２歳未満）：１８５，７００円以内	被災市町村の火葬場が被災で使用できない等で他の市町村に運ぶ必要がある等の特殊な事情がある場合に限る
救助期間	災害発生の日から１０日以内	
対象経費	①棺（付属品を含む） ②埋葬又は火葬（賃金職員雇上費を含む） ②　骨壺及び骨箱	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　法による埋葬は、遺体が発見された後は速やかに遺族等の関係者に遺体を引き渡すのが原則であり、遺族がいないか、遺族がいても災害による混乱等のため、その遺族が埋葬を行うことが困難な場合に実施するものであり、遺族が埋葬を執り行える状況にもかかわらず一律に行政で葬儀代を出すような見舞制度ではない。 ○　法による埋葬は、災害の混乱期のため埋葬ができないときに行うものであるから、その死因及び場所の如何は問われず、直接災害のため傷病を受け亡くなった者に限らず病気等でたまたま亡くなった者も対象となり得るし、災害発生以前に死亡した者であっても埋葬が行われていない遺体は同様に取り扱って差し支えない。 ○　死亡の原因が犯罪等によるとの疑いがある変死体については、ただちに警察署に届け出ることとし、法による埋葬は行わないこと。なお、警察当局から所要の措置を経た後に引き渡された場合は、法による埋葬を行っても差し支えない。

（１３）死体の捜索

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害のため現に行方不明状態にあり、かつ、四囲の事情により、既に死亡していると推定される者を捜索する。	
救助期間	災害発生の日から１０日以内	
対象経費	舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　消防や警察、派遣依頼を受けた自衛隊等による救出活動は、原則として法の対象とならない。これらの組織は、当該業務をその本務としているとともに、通常自己完結的に必要な機材や道具等を備えているのが当然だからである。 ○　人の捜索に限定される。財産や動物等は対象とならない。 ○　遺体の捜索を行うにあたり原因は問わない。現に捜索を必要としている以上、その原因が不可抗力によるものであろうと、本人の過失によるものであろうと、業務上の事由によるものであろうと問わない。

（１４）死体の処理

	一般基準	備　　考
対　象　者	災害の際死亡した者に、死体に関する処理（埋葬を除く）をする	通常死体の発見から埋葬に移る過程において行われる
費用の限度額	①死体の洗浄、縫合、消毒等の処置 １体当たり：３，７００円以内 ②死体の一時保存 死体一時保存収容施設利用時：通常の実費 上記が利用出来ない場合： １体当たり５，９００円以内 （注）ドライアイス購入費の実費加算可 ③検案：救護班以外は慣行料金	②既存施設利用の場合は、借上費。 既存施設を利用できない場合は、16賃金職員雇上費及び輸送費 ③救護班の場合は特別の費用は生じない。それ以外の場合も、遺族等がいる場合は当該遺族等が負担。
救助期間	災害発生の日から１０日以内	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　遺体が発見された場合は、遺族等の関係者に速やかに遺体を引き渡すべきであるが、遺体識別

や遺体に対する最低限の措置として、泥土又は汚物等を付着したまま放置できないこと、原形を止めない程度に変形した遺体をある程度まで修復するため等に、法による死体の処理として遺体に対して洗浄、縫合、消毒等の処置を行うもの。 ○　死体の一時保存は、遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に行うもの。 ○　法による死体の処理は、死因及び場所の如何を問わないこと、変死体の場合の対応については埋葬と同様。

（１５）障害物の除去

	一般基準	備　　考
対　象　者	半壊（焼）又は床上浸水した住家であって、住宅又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で一時的に居住できない状態にあり、自力では当該障害物を除去できない者	雪害の場合は、屋根に積もった雪なども放置すれば住家がつぶされるような場合に対象となる
費用の限度額	１世帯当たり１４３，９００円以内	対象世帯の市町村内平均で当該金額以下であれば構わない
救助期間	災害発生の日から１０日以内	
対象経費	ロープ、スコップその他除去のために必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費	

※下線部は特別基準の設定が可能なもの。

主　な　留　意　事　項
○　この制度の趣旨は生活上欠くことのできない場所の障害物を除去することで、元の住家に引き続き住むことを目的としたものである。 ○　そのため、住家を一時的に失った者に提供される「応急仮設住宅の供与」との併給はできない。 ○　居室、台所、玄関、便所等の生活上欠くことのできない場所が対象であるが、住家の入口が閉ざされている場合の玄関回りも対象として差し支えない。 ○　障害物の除去は、当面の生活が可能となるように応急的に行うものであり、原状回復を目的とするものではないので、障害物除去後の室内の清掃、消毒等は対象とならない。 ○　住家及びその周辺の障害物の除去が対象であり、道路、河川、農地、学校等住家以外の障害物については、各管理者が対応すべきものであり、また、災害廃棄物については、各市町村が対応すべきものである。

（１６）災害が発生するおそれがある場合による避難所の供与等

災害救助法による救助の程度、方法および期間並びに実費弁償の基準（告示）

第２条第１項第１号

ハ　避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持および管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費または購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費（法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費）として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。

告示に規定する「別に定める経費」とは、災害救助取扱事務要領（令和５年５月）に規定

（３）基準額

イ　法による避難所の設置のために支出できる費用は、避難所の設置、維持および管理に必要な費用で、具体的には、概ね次に掲げる費用である。災害が発生するおそれ段階における避難所の設置、維持および管理のための費用については、建物の使用謝金や光熱水費とするが、避難所での生活期間は短期間であり、このことに留意して対応すること。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。

災害が発生するおそれがある場合における避難所の供与の期間

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（告示）

第２条第１項第１号

ヘ　法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

告示に規定する「別に定める日」とは、「災害救助事務取扱要領」に規定

（期間）

ア　災害が発生するおそれ段階においては、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなったときに救助を終了するものとする。

また、災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示し、同時に法第２項第１項による救助を行う旨を公示すること。（法第４条第２項の避難所の供与は当該公示をもって終了となる。）

※ 生命または身体に危害を受けるおそれがなくなり、現に救助を要する者が帰宅した（できる）状況となった段階をもって救助を終了することとなる。

※ 第４条第２項による救助を終了する際、災害による被害が発生し、生命または身体に危害を受けている場合はね第４条第１項に基づく救助を行うため、改めて救助法の適用を行うこととなる。

（１７）輸送費および賃金職員等雇上げ費（内閣府告示　第１３条）

○　輸送費

輸送の種類	○災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための輸送 ○被災者の避難のための輸送 ○医療及び助産のための輸送 ○福祉サービスの提供のための輸送 ○被災者の救出のための輸送 ○飲料水の供給のための輸送 ○死体の捜索のための輸送 ○死体の処理のための輸送 ○救援用物資の輸送
対象経費	○自動車等の輸送用機器等の借上費、燃料費、修繕費及び消耗器材費等の実費
対象経費の例	○避難者を、避難所の集約や二次避難への移送に伴い、避難所から避難所に輸送する費用。（被災者の避難のための輸送） ○飲料水そのものの輸送や飲料に適する水を確保するための輸送（飲料水の提供のための輸送） ○救援用物資として、食料等を避難所に輸送する費用。（救援用物資の輸送）

○　賃金職員等雇上費

賃金職員等雇上費の例	○災害が発生するおそれ段階の要配慮者等の避難のための賃金職員等 ○被災者の避難のために必要な賃金職員等 ○炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等 ○飲料水の提供のための必要な賃金職員等 ○医療及び助産のために必要な賃金職員等 ○福祉サービスの提供のために必要な賃金職員等 ○被災者の救出のために必要な賃金職員等 ○遺体の捜索のために必要な賃金職員等 ○遺体の処理のために必要な賃金職員等 ○救援用物資の整理、配分及び輸送に必要な賃金職員等
対象経費	○賃金職員等雇上げに要した実費
対象経費の例	○多数の避難者を避難させるために、自治体職員では十分な対応ができず、賃金職員を雇いあげた費用（被災者の避難のために必要な賃金職員等） ○被災者に炊き出しを実施する際に、飲食業者等を雇い上げた費用（炊き出しその他による食品の給与のために必要な賃金職員等） ○飲料水そのものの輸送や配分等に要した賃金職員を雇い上げた費用（飲料水の供給のための必要な賃金職員等） ※避難所運営に係る雇上げ費は「避難所の設置」の項目に計上すること。

（１８）救助事務費

	法第１８条第１項の救助の事務を行うのに必要な費用
費用の限度額	３，０００万円以下　１０／１００ ３，０００万円超６，０００万円以下　９／１０ ６，０００万円超１億円以下　８／１０ １億円超２億円以下　７／１０ ２億円超３億円以下　６／１０ ３億円超５億円以下　５／１０ ５億円超　４／１０
対象経費	救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）および災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費 ○時間外勤務手当 ○賃金職員等雇上費 ○旅費 ○需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、および修繕料） ○使用料および賃借料 ○通信運搬費 ○委託費

災害ボランティアセンターに係る費用について

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

概要
○対象事務：災害ボランティアセンターで行う救助に関するボランティア活動の調整事務 ○対象経費：調整事務を行う人員を確保するための次の経費 ・人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）および社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金） ・旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費） ※令和２年７月豪雨以降の災害に適用

（１９）災害対応車両等登録制度

○　災害対応車両（以下「車両」という）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、または、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両をいう。
○　登録対象は、車両または災害対応車両調達法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。）のいずれか。
○　内閣総理大臣は、車両の所有者または調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。登録した車両または調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有。
○　被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システム（Ｄ－ＴＲＡＣＥ）を参照し、所有者または調整法人と個別に調整。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
○　内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した費用について、災害救助法に基づき負担。
○　上記制度の骨格は、告示（災害対応車両等登録規定）で規定。令和７年６月１日より施行（同月中に運用開始）

第５節　救助に関する計画

１　建設業者について

○　町内建設業者（主なもの）

名　　称	所　在　地	連　絡　方　法
今松工務店	日南町多里 662-3	84-0223
大柄組	日南町矢戸 1206-1	82-0328
大宮建設	日南町生山 158-34	82-1264
サワタ建設	日南町丸山 340-1	82-0335
大生建設	日南町霞 760-1	82-1588
坪倉組	日南町湯河 409	84-0526
日南振興	日南町下石見 199-2	83-0830
日南住設	日南町霞 865-1	82-0555
福岡組	日南町生山 425	82-0165
三森工務店	日南町三栄 1162-5	82-0352

2　医療および助産計画

1（1）医療および助産の実施

班　名	班　長		班　員		計	備　考
		医　師	看護師	その他		
日南病院	病院長	1人	4人	2人	6人	

（2）　医療機関

名　称	診療科目	所在地	収容能力	担当員		備考
				医　師	看護師	
日南病院	内・外・小・耳鼻・眼・整形・皮膚・リハ	日南町生山511-7	一般　59床 療養　40床	7人	41人	

3　防疫計画

1　防疫用薬剤および器具の確保

○ 防疫用資材、薬剤の保有状況

（1）消毒剤

薬　剤　名	容　器	数　量
手指消毒薬	1ℓ	14
次亜塩素酸ナトリウム	4ℓ	8
除菌アルコール	2.7ℓ	4

（2）散布用器材

資　器　材　名	数　量
スプレー容器	4
噴霧器	1

（3）防護機材

資　器　材　名	数　量
マスク	4710
手袋	400

2　清掃設備の状況

（1）ごみ処理施設

	設置場所	処理施設	処理能力	備　考
可燃物	日南町下石見 1971	日南町清掃センター	10ｔ/8h	パッカー車 2ｔ　1台 4ｔ　1台 ダンプ 4ｔ　2台 アームロール車 5.5ｔ1台 軽トラダンプ 1台
不燃物	伯耆町口別所 630	西部広域行政管理組合 リサイクルプラザ	資源ごみ 10ｔ/5h 不燃ごみ 24.5ｔ/5h ペットボトル 20ｔ/5h	

（2）し尿処理施設

	設置場所	処理施設	処理能力	備　考
し尿	江府町佐川	日野町・江府町・日南町 衛生施設組合	33kl/日	

（3）へい獣処理施設

	設置場所	処理施設	区　分	備　考
へい獣				

3　死体の埋葬等のための施設の状況

名　称	所　在　地	電　話
常福寺	日南町多里 471-1	0859-84-0310
西方寺	日南町多里 162	0854-52-0363（善徳寺）
浄香寺	日南町河上 727-1	0859-82-0854
神宮寺	日南町宮内 252	0859-82-0507
徳雲寺	日南町生山 83	0859-82-0054
自照寺	日南町福塚 140	0859-83-0101
玉泉寺	日南町福塚 1447	0859-83-0415
珠福寺	日南町神戸上 2190-1	0859-83-0096

福重寺	日南町上石見 922	0859-83-0234
永福寺	日南町下石見 575	0859-83-1004
龍福寺	日南町三吉 340	0859-83-0667
解脱寺	日南町阿毘縁 635	0859-87-0401
常桂寺	日南町茶屋 1061-1	0859-82-0928
長楽寺	日南町福万来 1522	0859-82-1500
普音寺	日南町印賀 1146-2	0859-87-0728
生山共同墓地	日南町生山	
上三栄共同墓地	日南町三栄	

４　棺その他埋葬に必要な物品の調達体制

名　称	所　在　地	電話番号
有限会社　日南葬祭センター	日南町三栄 1718－２	0859-82-1552
株式会社　そうかん山の上ホール	日南町笠木 411－１	0859-82-6055
ＪＡ鳥取西部	伯耆町溝口 391	0859-63-0983

第６節　輸送計画

日南町保有自動車状況

	乗用車	貨物車	軽自動車	バス	マイクロバス	特殊車両
役場	８	５	１０	１７	１	
福祉保健課	２		５			
清掃センター		２	１			２
消防車						７
日南病院			５			２
（ゆきんこ村）					（１）	
日南邑					１	
林業アカデミー	２		１			
日南福祉会	２		５			２
除雪ドーザー						２７
除雪ロータリー						２
除雪ブルドーザ						１

町内貨物自動車等業者所有自動車状況

事業所名	所在地	連絡方法	所有自動車				
			特大	大型	中型	普通	軽
ふくおか運輸	日南町生山 425	0859-82-1245		5	1		
生山鉱業	日南町丸山 340-1	0859-82-1245		1			
トータルサービス	日南町生山 659-1	0859-82-6020		4		2	
リープ	日南町菅沢 844	0859-87-0500		5		1	3
日南セントラル運送	日南町霞 908-1	090-5261-0396	2	4	1		

第７節　隣保互助、民間団体活用計画

自治会

名称	世帯数	人口	名称	世帯数	人口
河上自治会	２５	４３	菅沢自治会	２４	４８
宮内自治会	４１	８１	多里自治会	５７	１０５
矢戸自治会	４４	９６	湯河自治会	３５	６０
上三栄自治会	４５	８５	新屋自治会	６７	１３３
三栄自治会	２８	７０	上萩山自治会	２６	４９
丸山自治会	３１	５８	萩原自治会	５２	９５
霞自治会	１４７	３５１	花口自治会	５１	１２０
生山自治会	２１３	４４８	神戸上自治会	８４	２０１
茶屋自治会	６３	１３６	上石見自治会	７７	１８３
笠木自治会	６３	１３９	中石見自治会	６８	１３７
福寿実自治会	２７	５３	下石見自治会	１２１	２１８
佐木谷自治会	１１	２１	三吉自治会	２８	６０
福万来自治会	３９	８８	福塚自治会	５６	１４０
阿毘緑自治会	８９	１８６	神福上自治会	２８	６８
折渡自治会	２９	５０	神福下自治会	３８	１０３
印賀自治会	４９	９０	豊栄自治会	３５	６９
宝谷自治会	２４	４５			

第８節　災害用物資の備蓄

品　目		備蓄数量		内訳・規格・数量
保存食		179	食	
アルファー米		268	食	
粉ミルク		1		
液体ミルク		0		
保存水		156	本	
飲料水用ポリタンク・給水バッグ		1242	個	
哺乳瓶		8	本	
トイレットペーパー		24	ロール	
生理用品		0	個	
折畳式簡易トイレ（パック式セット）	トイレ本体	6	セット	
	収納袋・凝固剤	360	袋	
毛布		293	枚	
紙おむつ（大人用）		2220	枚	
紙おむつ（子供用）		144	枚	
救急セット		12	セット	
懐中電灯		32	個	
ラジオ		13	台	
乾電池		923	本	単Ⅰ５７４本、単Ⅲ３４９本
ブルーシート＃3000		149	枚	
ブルーシート＃3000 以外		250	枚	
ロープ		8	巻	
タオル		200	枚	
ウエットティッシュ		48	箱	
ラップ		4	個	
使い捨てスプーン		500	本	
割りばし		1200	膳	
アルコール消毒液		90	ℓ	
ポリ袋		400	枚	
ＵＶ土嚢		86	枚	
コードリール		5	台	
発電機		2	台	
投光器		6	台	
ガソリン携行缶		1	個	
給水タンク		1	基	１６５０ℓ

第９節　医療資材、医療薬品

業　者　名	連　絡　方　法	調　達　方　法	備　考
サンキ薬品	0859-33-4011	必要品目を連絡し、自動車又は電車により調達する。	
セイエル	0859-32-2211	必要品目を連絡し、自動車又は電車により調達する。	

第１０節　日南町消防・防災関連協定一覧

協　定　名	機　関	締結年月日	内　容
災害時の応援に関する協定書	鳥取県・県内市町村	H8.3.29	災害時の広域応援体制の確立
災害時における日南町、日南町内郵便局間の相互協力に関する覚書	町内郵便局・日南町	H9.5.29 H30.12.25 見直し	災害救助法適用における郵政事業に関わる災害特別事務取扱い及び救護対策、避難所協力ほか
鳥取県西部広域消防協定	西部広域・圏内市町村	H17.5.1	火災・救急に係る応援協力体制の確立
消防相互応援協定書	新見市・日南町	H18.12.1	水火災その他の災害応急対応協力
庄原市・日南町消防相互応援協定書	庄原市・日南町	H18.12.1	水火災その他の災害応急対応協力
消防団相互応援協定	安来市・日南町	H18.12.1	水火災その他の災害応急対応協力
鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定	構成１６市町村	H21.5.11	災害時の応急対策・応急復旧協力
行方不明者における消防団相互派遣協定書	鳥取県西部管内市町村	H23.6.1	行方不明者捜索に係る相互応援協力
災害時における情報交換に関する協定書	国土交通省中国地方整備局・日南町	H23.7.1	円滑な応急対策実現のため、国土交通省から町への職員派遣ほか
災害時における応急生活物資供給等の支給に関する協定書	鳥取県生活協同組合・日南町	H24.10.15	災害時の応急生活物資供給等の支援
災害時における災害車両の撤去等に関する協定	山陰ＥＬＶリサイクル協議会・日南町	H25.3.26	災害時における被災車両の撤去・移動等の支援
鳥取県市町村会と徳島県市町村会との危機事象発生時相互応援協定	徳島県市町村会・鳥取県市町村会	H25.6.6	災害時の相互応援体制の確立
アマチュア無線による災害時応援協定	日南ハムクラブ・日南町	H25.8.1	災害時における情報の収集・伝達
特設公衆電話の設置・利用及び通信の確保等の協力に関する協定書	西日本電信電話株式会社	H25.9.30	大規模災害発生時の被災者等の通信確保
災害発生時相互協力に関する協定	西日本旅客鉄道（株）米子支社・鳥取県・県内市・県内市町村	H25.12.3	災害時における物資・施設・要員の協力
災害時における物資供給に関する協定書	ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター・日南町	H25.12.12	災害時における物資の供給
緊急用ＬＰガスの調達に関する協定書	一般社団法人鳥取県ＬＰガス協会西部支部・鳥取県西部市町村	H26.5.30	災害時における緊急用ＬＰガスの調達
災害発生時における農業用集落排水施設の復旧支援に関する協定書	鳥取県土地改良事業団連合会・日南町	H26.10.15	災害発生時における農業集落排水施設の復旧支援
災害発生時における日南町と日南町内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社・日南町	H27.6.19	災害発生時における相互協力
大規模災害で発生するがれきなどの廃棄物処理に関する協定	鳥取県産業廃棄物協会・鳥取清掃事業協同組合・日南町	H27.7.8	災害廃棄物の撤去や収集、運搬、処分
災害に強い日野郡づくり相互支援に関する包括協定書	鳥取県・江府町・日野町・日南町	H29.12.24	災害発生時における相互協力
日南町と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	町内郵便局等・日南町	H30.12.25	安心・安全な暮らしの実現、地域経済発展等に関する協定
災害発生時における日野郡３町小中学校給食の相互支援に係る協定	鳥取県・鳥取県日野郡連携会議	H30.3.30	災害発生時における学校給食の相互支援
日南町災害ボランティアセンターの設置等に関する協定書	日南町社会福祉協議会	R6.2.19	災害ボランティアセンターの運営

日南町防災会議・日南町国民保護協議会・日南町水防協議会委員名簿

機関名	職名	所在地	備考
1. 日南町	町長	日南町霞800	会長
2. 鳥取地方気象台	次長(※1)	鳥取市吉方109	指定地方行政機関
3. 国土交通省日野川河川事務所	事務所長	米子市古豊千678	
4. 鳥取県西部総合事務所 日野振興センター 5. 日野振興局 6. 日野県土整備局	所長 局長(※2) 局長(※3)	日野町根雨140－1	鳥取県
8. 鳥取県黒坂警察署	署長	日野町下菅242－1	警察署
9. 日南町 10. 日南町 11. 日南町 12. 日南町 13. 日南町	副町長 防災監 総務課長 地域づくり推進課長 福祉保健課長	日南町霞800	日南町
14. 日南町教育委員会	教育長	日南町霞800	教育委員会
15. 日南町消防団	消防団長	日南町	消防団
16. 西日本旅客鉄道株式会社 山陰支社根雨駅	駅長	日野町根雨134－1	指定公共機関
17. 中国電力ネットワーク株式会社米子ネットワークセンター	所長	米子市加茂町2－51	
18. NTT西日本株式会社 鳥取支店	支店長	鳥取市湯所町2丁目258	
19. 日南郵便局	局長	日南町霞1588	
20. 株式会社中海テレビ放送	メディア創造本部長	米子市河崎610	指定地方公共機関
21. 西部広域行政管理組合 江府消防署	署長	江府町武庫125－1	消防機関
22. 日南町自治協議会	会長	日南町霞800	自主防災組織
23. 日南町国民健康保険 日南病院	事業管理者	日南町生山511－7	医療機関
24. 日南町赤十字奉仕団 25. 日南町社会福祉協議会	委員長 副会長	日南町生山397－1	福祉団体
26. 社会福祉法人日南福祉会	事務局長	日南町下石見2315	福祉事業所

※1 鳥取地方気象台次長は防災会議委員、水防協議会委員で委嘱

※2 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局長は国民保護協議会委員で委嘱

※3 鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局長は水防協議会委員で委嘱

日南町防災会議・日南町国民保護協議会・日南町水防協議会幹事名簿

機関名	職名	所在地	備考
日南町		日南町霞800	会長
鳥取地方気象台		鳥取市吉方109	指定地方行政機関
国土交通省日野川河川事務所		米子市古豊千678	
鳥取県西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 日野県土整備局		日野町根雨140－1	鳥取県
鳥取県黒坂警察署		日野町下菅242－1	警察署
日南町		日南町霞800	日南町
日南町教育委員会		日南町霞800	教育委員会
日南町消防団		日南町	消防団
西日本旅客鉄道株式会社 ~~米子支社根雨駅~~		日野町根雨134－1	指定公共機関
中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター		米子市加茂町2－51	
NTT西日本株式会社鳥取支店		鳥取市湯所町2丁目258	
日南郵便局		日南町霞1588	
株式会社中海テレビ放送		米子市河崎610	指定地方公共機関
西部広域行政管理組合 江府消防署		江府町武庫125－1	消防機関
日南町自治協議会			自主防災組織
日南町国民健康保険 日南病院		日南町生山511－7	医療機関
日南町赤十字奉仕団 日南町社会福祉協議会		日南町生山397－1	福祉団体
社会福祉法人日南福祉会		日南町下石見2315	福祉事業所

※1　鳥取地方気象台は防災会議幹事、水防協議会幹事で委嘱

※2　鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野振興局は国民保護協議会幹事で委嘱

※3　鳥取県西部総合事務所日野振興センター日野県土整備局は水防協議会幹事で委嘱